
令和7年度

事務事業概要

都市環境部



～防災広場の整備～

新しい魅力・価値を創造する強靱で持続可能なまちづくり



品川区都市環境部組織図

(令和7年4月1日現在)

〔 課 名 〕		〔 係 名 〕		〔係職員数〕	事	技	能	再	会	派
都市環境部 379名	都市計画課 17名	計画調整担当（主査） （部長・課長 含む）	11	3	7					1
		空港環境担当（主査）	1	1						
		景観担当（主査）	5	1	3			1		
	住 宅 課 22名	住宅運営担当（主査） （課長 含む）	9	8				1		
		居住支援係	6	3				3		
		空き家対策担当（主査）	3	2				1		
		開発指導担当（主査）	4		3			1		
	木密整備推進課 16名	木密整備担当（主査） （課長 含む）	12	3	6		1	2		
		不燃化促進担当（主査）	4		3		1			
	都市開発課 19名	都市開発担当（主査） （課長 含む）	14	2	11			1		
		立体化担当（主査）	5	1	3				1	
	建 築 課 42名	事務調査係（課長 含む）	5	3	1		1			
		審査担当（主査）	20		11			9		
		監察担当（主査）	3		3					
		細街路担当（主査）	11		9			2		
		耐震化促進担当（主査）	3	1	2					
	環 境 課 27名	環境管理係（課長 含む）	7	7						
		ゼロカーボン戦略担当	2	2						
		環境推進係	4	4						
		指導調査係	14	1	10		1	2		
	品川区清掃事務所 236名	庶務係（所長 含む）	11	9		1	1			
		事業係	216	5		154	25	32		
		資源循環推進係	9	6		3				
合計				379	62	72	158	30	55	2

* 事＝事務職 技＝技術職（土木造園、建築、機械、電気、衛生監視）

能＝技能系（Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ） 再＝再任用（常勤・短時間） 会＝会計年度任用職員 派＝派遣（東京都）

※育児休業者等を含む

目 次

都市環境部組織図	
「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして	1
他課との連携事業一覧	9
都 市 計 画 課	
係別事務分掌	14
一.都市計画事務	15
1 品川区まちづくりマスタープラン	15
2 都市計画の決定および変更	16
3 都市計画審議会	16
4 都市計画の相談等	18
5 都市計画の提案	18
6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出	18
7 都市計画GISデータの活用環境整備	18
8 用途地域の指定状況・見直し	19
9 品川区内の都市計画道路の現況	20
10 第四次事業化計画・新たな整備方針・在り方に関する基本方針	21
11 東京都施行事業の現況	22
12 首都高速道路(株)施行事業の現況	25
二.区民の自主的なまちづくりへの支援	26
1 区民の自主的なまちづくりへの支援	26
三.まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、アクセス新線)	27
1 立会川・勝島地区のまちづくり	27
2 八潮地区の将来像検討	27
3 羽田空港アクセス線新駅可能性地域まちづくり検討	28
四.航空機騒音常時測定事業	29
1 航空機の騒音測定	29
五.都市景観形成事業	31
1 「品川区景観計画」	31
2 品川区景観計画の運用	31
3 令和7年度の実施計画	32
六.開発環境指導	33
1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備	33
2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備	34
3 建築物等の福祉に関する整備	34
住 宅 課	
係別事務分掌	35
一.公営住宅の管理等	36
1 区営住宅の管理	36
2 区民住宅の管理	37
3 都営住宅および都民住宅入居者の公募	40
二.住宅改善資金融資あっせん・助成事業	41
1 住宅修築資金融資あっせん	41
2 住宅改善工事助成事業	42

三. マンションの管理支援	44
1 セミナー・相談会	44
2 建替・修繕支援	45
3 管理運営支援	45
四. 業者紹介・各補助事業	47
1 増改築施工業者の紹介	47
2 住環境改善	47
五. 居住支援事業	49
1 居住支援事業	49
六. 空き家等対策事業	51
1 空き家等対策事業	51
七. 建築紛争調整事務	53
1 都市計画法に基づく開発許可事務	53
2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可に関する事	53
3 建築審査会	54
4 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務	54
5 建築物の解体工事に関する事前周知	55
6 葬祭場等の設置に係る環境整備	56
木密整備推進課	
係別事務分掌	57
一. 密集住宅市街地整備促進事業	58
1 地区位置図	58
2 事業地区および事業期間	58
3 実績	59
4 計画	59
5 木密連担地域改善事業	61
二. 不燃化特区支援事業	62
1 地区位置図	62
2 事業地区および事業期間	62
3 実績	63
4 計画	63
三. 防災街区整備事業	65
1 事業地区および事業期間	65
四. 都市防災不燃化促進事業	66
1 地区位置図	66
2 事業地区および事業期間	66
3 実績	67
4 計画	68
五. 防災生活圈促進事業	69
1 地区位置図	69
2 事業地区および事業期間	69
3 実績	69
4 計画	70
六. 避難道路機能強化事業(滝王子通り地区)	71
1 地区位置図	71
2 事業地区および事業期間	71

3 実績	71
4 計画	72
七. 従前居住者用住宅の管理	73
1 施設位置図	73
2 施設の所在地および概要	73
3 計画	73
八. 整備地域不燃化加速事業	74
1 地区位置図	74
2 事業地区および事業期間	74
3 実績	75
4 計画	75
5 予定	75
都 市 開 発 課	
係別事務分掌	77
一.大井町駅周辺地区の整備	78
1 地区概要	78
2 事業概要	79
二.大崎駅周辺地区の整備	80
1 全体概要	80
2 東五反田地区の事業概要	82
3 大崎駅西口地区の事業概要	84
4 西品川一丁目地区(国際自動車跡地および周辺)	85
5 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備	87
6 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開	88
三.目黒駅・五反田駅周辺地区の整備	89
1 目黒駅周辺地区概要	89
2 五反田駅周辺地区	90
3 西五反田三丁目地区(荏原市場跡地および周辺)	92
四.武蔵小山駅周辺地区の整備	93
1 全体概要	93
2 事業概要	94
五.その他の拠点地区の整備	96
1 東品川四丁目地区(品川シーサイド)	96
2 西大井駅周辺地区	96
3 東品川二丁目地区(天王洲アイル)	97
六.鉄道連続立体化と周辺のまちづくり	98
1 京浜急行本線と品川駅南地域周辺地区	98
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区	100
七.鉄道新線に関すること	103
1 リニア中央新幹線の整備	103
建 築 課	
係別事務分掌	104
一. 建築物等の確認審査・許認可	105
1 事前相談	105
2 建築確認事務	105
3 特例許可等に関する事務	106

4 風俗営業等の建築物に対する意見照会	106
5 建築行政支援システムの運用	106
二. 建築物等の維持・保全	108
1 特定建築物等定期調査報告	108
2 老朽建築物等の改善指導	108
3 防災査察	108
三. 違反建築物の取締り業務	109
1 違反建築物取締り事務	109
四. 建設リサイクル法受付事務	110
1 建設リサイクル法の目的と対象工事	110
五. 細街路拡幅整備事業	111
1 細街路拡幅整備	111
2 道路位置の指定・取消等	112
六. 私道整備事業	112
1 私道整備助成	112
七. 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	113
1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	113
八. 住宅・建築物耐震化支援事業	114
1 耐震化助成の流れ	115
2 助成額一覧	116
九. がけ・擁壁安全化支援事業	120
1 がけ・擁壁安全化支援事業	120
十. コンクリートブロック塀等安全化支援事業	121
1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業	121
十一. その他の事業	121
1 各種証明発行	121
2 建築動態統計調査事務	122
環 境 課	
係別事務分掌	123
一. ゼロカーボンシティしながわ	124
1 品川区環境基本計画・品川区職員環境行動計画	124
2 ゼロカーボンシティしながわ宣言	126
二. 省エネルギー対策事業	127
1 しながわゼロカーボンアクション助成事業	127
2 低公害車買換え支援助成事業	132
3 首都圏エネファームハーベスティング事業	133
4 環境情報管理システム・しながわエコリンク運用	133
5 グリーン電力証書システムの活用	135
6 熱中症対策の啓発	136
三. 環境学習交流施設管理運営	137
四. エコライフ普及事業	142
1 地球にやさしい環境運動推進事業	142
2 国産間伐材の有効活用事業	144
五. 地域エコ活動推進事業	145
1 環境講演会	145
2 環境表彰式	146
3 しながわエコチャレンジ	147

4 しながわもったいないプロジェクト	148
5 打ち水大作戦しながわ	152
6 使い捨てプラスチック削減推進事業	153
7 しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会(環境)	154
8 森林環境譲与税を活用した都内連携	155
六. カラス及び外来種対策事業	158
1 カラス対策	158
2 野鳥相談対応(カラス以外)	159
3 鳥インフルエンザ対策	159
4 外来種対策	159
七. 環境指導相談	162
1 工場指導	162
2 環境相談	167
八. 環境調査測定	168
1 環境調査測定	168
九. アスベスト対策事業	175
品川区清掃事務所	
係別事務分掌	176
一. ごみ・資源収集実績量の推移	177
二. 直営事業の経営資源等	178
1 清掃関係施設のあらまし	178
三. 主な委託事業等の概要	180
1 資源回収	180
2 資源中間処理委託	180
3 粗大ごみ中継業務委託	180
四. 収集作業計画(令和7年度)	181
(参考:品川区内のごみ・資源の流れ)	182
五. ごみ収集	183
1 ごみの収集運搬作業	183
2 排出指導	183
3 不法投棄対策	184
4 し尿収集作業	185
5 動物死体収集	185
6 粗大ごみの収集運搬	186
7 その他、付帯する事務・事業	188
六. 資源回収事業	191
1 資源ステーション回収	191
2 拠点回収	191
3 区施設資源回収	192
4 資源の持ち去り対策	193
5 リサイクル資源の売払	194
令和7年度 資源処理フロー図	195
七. リサイクル活動支援事業	196
1 資源集団回収	196
2 家庭用生ごみ処理機購入助成	197
3 フリーマーケット	197
4 粗大ごみからのリユース事業	198

八. 事業系廃棄物に係る指導と許可		198
1 一般廃棄物処理業の許可指導		198
2 事業系廃棄物の排出指導		199
3 事業用建築物に係る指導		201
4 浄化槽清掃業の許可指導		202
九. 計画と普及啓発		203
1 品川区一般廃棄物処理基本計画		203
2 品川区一般廃棄物処理実施計画		204
3 品川区分別収集計画		204
4 廃棄物減量等推進審議会		204
5 廃棄物減量等推進員		205
6 ごみ・リサイクル出前講座		206
7 ごみ・資源追っかけ隊		207
8 普及広報		208

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

区では「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」を区民とともに創ることを目指し、防災対策、安全・安心なまちづくり、環境にやさしいまちづくりや、魅力や賑わいの創出に向けたまちづくりなどの施策を着実に進めています。区民とともに「新時代のしながわ」を創造すべく、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの視点から、組織の力を結集し、区政を新たなステージへ押し上げるべく積極果敢に挑戦していかなければなりません。

平成 20 年 4 月に区民と区との共同指針として「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とした基本構想を策定し、この実現に向け着実に施策を展開するとともに、令和 2 年 4 月策定の新長期基本計画に基づき、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」の 4 つの視点と、「地域」「人」「安全」の 3 つの政策分野からなる施策を今後、計画期間の令和 11 年度までの間において着実に進めていく必要があります。

2023 年の合計特殊出生率（出生率）は全国で 1.20（2024.6 厚生労働省発表）と過去最低を更新する中、東京都は、全国で初めて 1 を割り込み 0.99 となり、区では 0.96 と都をさらに下回っています。このような少子化傾向が経済成長の重しとなっている状況です。来るべき人口減少社会を見据え、労働人口の減少といった社会的課題を解決するため、DX 等の先端技術の活用により、業務の効率化や生産性向上を実現していく必要があります。

都市環境部の掌握する各施策についても、切迫する首都直下地震発生可能性に向けての防災まちづくりの促進や気候変動による異常気象に起因した災害や熱中症特別警戒アラートなど様々なリスクに備え、危機意識を高めていくことが必要です。また、人件費や材料費などの建設物価の高騰などへの対応や多様化する働き方への対応、担い手確保に向けた各施策の実行など、時代への適応能力を高めて対応することが我々に求められています。

このように、まさに激動する時代の只中にある今だからこそ、挑戦し続けることが肝要であり、日々変化する情勢に応じて、柔軟に対応しながら、必要な施策を着実に進めてまいります。

1. まちづくり

区は、江戸の昔は臨海部に東海道第一の宿場が位置し、明治以降は目黒川沿いを中心に工場が立地するなど、京浜工業地帯の一翼を担うものづくりのまちとして発展してきました。一方、内陸部は関東大震災を機に、東京の都心部から避難してきた人が移住し、この時期に相次いで鉄道が開業したこともあり、急速に市街化が進みました。戦災復興期においても、抜本的な対策を講じる間

もなく人口の流入や工場の立地が進んだため、区の都市構造は、関東大震災後の市街化が始まった時点と基本的には変わらないまま現在に至っています。

このような歴史的背景を持つ品川のまちは、目黒川沿いや臨海部に比較的規模の大きい工場などが立地する一方、内陸の台地部は、都市基盤が未整備の市街地に住宅や小規模な事業所が密集しているという特徴を持っています。また、鉄道の駅が多いことや、沿道型の商店街が多いことも他に類を見ない特徴です。

こうした都市構造の特徴を踏まえ区では、平成 25 年に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」に基づき、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け、様々なまちづくりの取り組みを進めてきました。

そのような中、切迫性が高まる大規模地震や激甚化する気象災害、低炭素社会から脱炭素社会への移行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活や意識の大きな変化、違いや個性が尊重された一人ひとりの能力が活かされていく社会への変革など、社会の状況が変化しています。

また、これからのまちづくりには、みどりと水辺などの多様な機能を柔軟に活用して、まちの安全性や快適性を向上することや、まち・みちの様々な場所で歩きたくなる魅力をつくることなど、新しい視点が求められます。

このような背景から、これまでの取り組みを継承しつつ、社会状況の変化に対応し、新しいまちづくりの視点を加えた「新しい魅力・価値を創造する強靱で持続可能なまちづくり」を展開するため、令和 5 年 3 月にまちづくりマスタープランの改定を行いました。改定計画に基づき、まちの安全性や快適性、利便性を高めるため、地域ごとの課題や特性に応じ、都市計画制度や景観計画などを活用しながら様々な事業を展開していきます。

また、まちづくりは、住民自らがまちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくっていくプロセスであることから、引き続き、住民の声にしっかり耳を傾けながら進めていきます。

品川区まちづくりマスタープランで位置付けている広域活性化拠点や都市活性化拠点などの各拠点では、商業、業務、にぎわいなど、拠点にふさわしい機能の充実を図るため、地区計画制度等の都市計画手法を活用するなど、民間活力を活かしたまちづくりを推進しています。

大崎駅周辺地域（約 60ha）は、地域の開発機運の高まりを踏まえ、平成 14 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、区として地権者等によるまちづくりの主体的な取り組みを支援しながら、計画的なまちづくりを誘導し、広域活性化拠点にふさわしい質の高い先端都市の形成を図っていきます。大井町周辺地域では、区を中心核にふさわしい商業、業務、居住等の機能強化による人が集まり、便利で安全な歩きたくなるまちづくりを目指し、広町地区において段階的な整備による複合拠点の形成を図っていきます。武蔵小山駅周辺地域では、東京のしゃれた街並み推進条例を活用したまちづくりを進めており、にぎわいや回遊性があり、居住者だけでなく来訪者にとっても安全性の高い複合市街地の形成を図っていきます。品川駅南地域では、品川

浦や旧東海道などの地域特性を踏まえて適切な土地利用を図り、新たなにぎわいが創出される複合市街地の形成を図っていきます。戸越公園駅周辺地域では、防災性の向上と既存の商店街と連続したにぎわいを創出し、生活の拠点となる市街地の形成を図っていきます。

また、土地利用状況が大きく変化している立会川・勝島地区においても、今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を平成31年1月に策定し、現在、具体的な取組みとして、勝島運河への人道橋の整備は、令和6年度に着手し、令和9年度完成を目指し取組みを進めています。また、八潮地区では、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、今後も連携を図りながら取組みを進めていけるよう、「八潮五丁目地区まちづくりガイドライン（考え方）」を令和5年11月に策定しました。

まちづくりは、行政からの提案だけでなく、そこに暮らす地元の方々の発意に基づき進めることが、円滑な推進につながります。区はまちづくりの活動を行う団体に対し、補助金の交付やまちづくりの専門家を派遣するなど、区民の自主的な取組みを支援しています。

一方、民間の建築行為に対しては、都市計画法に基づく開発許可制度や開発環境指導要綱などに基づき指導を行うとともに、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整を行い、秩序あるまちづくりを進めています。

なお、平成28年4月1日施行の品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例にもとづき、地域活動課と連携しながら、マンションに関わる事業者に対し町会・自治会活動への協力を求めることにより、「毎日の暮らしの中でも、いざ！というときにも共に助け合うまちづくり」を進めます。

2. 住 宅

区の住宅施策においては、高耐久・高品質・長寿命な住宅ストックの充実や活用を図ることにより、居住環境のさらなる向上を図っています。

区営・区民住宅については、「品川区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、より適切な時期に改善・修繕ができるよう計画的に行い、建物の長寿命化を進めています。引き続き、良質な公的住宅の提供を進めていきます。

民間住宅に対しては、住宅リフォーム等の相談会、住宅改善工事助成、修築にかかる融資あっせんおよび地元業者の紹介等を実施することで、住環境の向上だけでなく、地元建設業界の支援にもつなげています。

民間の分譲マンションに対しては、「品川区マンション管理計画認定制度」の推進を図り、マンション管理組合によるマンション管理の適正化に向けた自主的な取り組みへの支援のほか、様々なマンション支援策（マンション管理相談や専門家の派遣、マンション管理セミナーの開催等）によりマンションの諸問題に対して支援を行います。また、東京都の管理状況届出制度に基づく管理不全の兆候があるマンションへの調査や助言などを実施し、専門家と連携しな

がらマンションの適正な管理を促進していきます。

居住支援事業では、品川区居住支援協議会で住宅確保要配慮者への支援策について十分な議論を引き続き行っていくほか、住まいの総合窓口を開設し、要配慮者の実情に応じて、関係課と連携し各所管の福祉サービスにつないでいきます。また、「住宅確保要配慮者入居促進事業」により提供可能な民間賃貸住宅を掘り起こして入居の促進を行うほか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の改正により、日常生活の安否確認や心身および生活の状況に応じた福祉サービスへのつながりを行う住宅（居住サポート住宅）の認定を令和7年10月より開始予定など、住宅確保要配慮者の居住支援を強化、促進してまいります。

空き家等対策事業については、令和6年10月に「品川区空家等および非空家等の適正管理等に関する条例」を改正し、放置すれば特定空家等になるおそれがある空家等を「管理不全空家等」として、指導・勧告できる規定が位置づけられました。また、財産管理制度を新たに活用するなど、引き続き様々な施策を展開してまいります。

3. 防 災

首都直下地震の切迫性や東日本大震災、能登半島地震等の発災を踏まえ、木造住宅密集地域のさらなる不燃化、耐震化の促進に取り組んでまいります。

不燃化の促進では、発災時の大規模火災等による被害を防ぎ、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を確保するため、延焼遮断帯の形成や防災生活道路、公園の整備を積極的に進めてまいります。

また、都と区が連携して実施している不燃化特区支援事業では、老朽建築物の除却や引越し、耐火・準耐火建築物への建て替え費用等への助成、固定資産税等の減免、防災建て替え相談窓口の設置や専門相談員の無料派遣等の各種支援に引き続き取り組む他、都市防災不燃化促進事業による広域避難場所周辺や避難道路沿道の建築物の不燃化促進や防災生活圏事業による広域避難場所周辺の避難道路の拡幅整備にも確実に取り組んでまいります。

令和7年度は、終戦直後に建設された老朽木造建築物が集積する旗台小学校前地区における防災まちづくりとして、都内初となる、密集法に基づく防災街区整備推進機構を活用した防災街区整備事業を強力に推進してまいります。

耐震化の促進では、発災時の建物等倒壊による人的被害や道路閉鎖による避難や救急・消火活動、緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動の支障となることを防ぐため、建築物の耐震性を確保し、区民の生命・財産を守り、災害に強い安全なまちづくりを推進しています。

能登半島地震の記憶・教訓が残る今を逃さず、木造住宅の耐震化をさらに加速させるため、木造住宅耐震加速化パッケージとして、耐震補強設計と耐

震改修工事を同時に申請する計画に対し、助成額をさらに上乗せする制度の新設や、耐震補強設計、耐震改修工事、除却工事の助成額を拡充します。拡充については、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、集中的に耐震化を促進し、地震に強い安全なまちづくりを目指します。

今後、引き続き老朽建築物の建て替えや不燃化、耐震化を加速させるため、さらなる支援の強化と各種助成制度の周知を図るとともに、「燃えないまち・燃え広がらないまち」の実現に向け、地域の防災性の向上と、より安全で良好な市街地環境の形成に努めてまいります。

4. 建築指導

建築行政は、建築確認や各種許可・認定、不特定多数の者の利用を前提とした特定建築物の定期報告制度や違反建築物に対する指導などを通じ、都市計画行政とともに、まちづくり行政の一翼を担っています。

建築確認は、平成19年以降、建築基準法の改正を重ね、構造計算適合判定機関によるピアチェックの導入や、一定規模以上の建築設計における構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の関与の義務付けなど、建築関係法令の確実な執行に向けた体制整備が進められています。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野における省エネ対策を一層進めるため、令和7年度から原則全ての建築物の新築等に対して省エネ基準への適合が義務化され、確実な執行に取り組んでまいります。個々の建築物が適切に建築されるよう、事前相談によるアドバイスや関係機関との連携などを通じて、建築確認事務の迅速化・適正化に今後も努めていきます。

また、細街路の適切な拡幅に向けた事前協議や区施工による整備、がけ・擁壁やコンクリートブロック塀等の安全化に対する支援を通じて地域の防災性向上を促進し、安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

5. 交通網

区内の交通網は、高密度に整備された鉄道網と、都心から南北方向に延びる放射道路網によって特徴づけることができます。交通網の整備は、都市の快適さや魅力を高めていくため最も重要な事業の一つです。将来にわたり住みよく、活力あるまちとして発展するには、鉄道や道路の安全性や利便性を高めるとともに、住民ニーズを踏まえた効率的な交通体系を形成していく必要があります。

区内の鉄道網は、りんかい線全線開通により、埼玉・新宿方面と臨海副都心・千葉方面を結ぶ広域ネットワークが形成されるとともに、湘南新宿ラインの全線直通運転や相鉄線の埼京線への乗り入れによる利便性の向上が図られました。踏切をなくし、地域がつながるまちづくりを進めるため、鉄道立体化にも取り組んでおり、これまでに東急池上線、京急本線（新馬場駅以南）、東急目黒線が完成しています。現在は、京急本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）にお

いて、鉄道立体化を進めています。また、東急大井町線（戸越公園駅付近）は、令和 5 年 10 月に都市計画決定され、現在、事業化に向けて具体的な検討を進めています。区の臨海部に計画されている羽田空港アクセス線は、令和 13 年度の開業を目指し JR 東日本により事業が進められています。区としては、区内における新駅誘致の可能性について臨海部の沿線地域におけるまちづくりの動向を注視しつつ、検討を行ってまいります。

都市計画道路については、区の東西を結ぶ都市基盤として、一刻も早い整備開通が求められてきた補助第 26 号線が、令和 3 年 10 月に交通開放され、区の中心部である大井町と区西部の拠点である武蔵小山が結ばれ、移動時間の大幅な短縮が図られたとともに、令和 5 年 3 月 1 日には新たな民間バス路線の運行が開始されました。東京都では平成 28 年 3 月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線を示し、区内では 4 つの路線が選定され、現在事業化に向けた検討が行われているところです。令和 6 年度より検討が開始された新たな整備方針に向け、今後、区内の未整備である都市計画道路の状況や将来の在り方などについて検討を進めてまいります。また、東京都は、整備すべき特定整備路線として補助 29 号線など区内 3 路線を選定し、用地取得を進めています。区はこれら路線の整備に併せ、周辺のまちづくりについても、地域の声を聞きながら都との連携・協力のもと事業を進めていきます。

6. 環 境

持続可能な社会の実現への関心の高まりの中、気候危機は一層深刻化し、脱炭素化の積極的な取り組みを着実に推進することがますます重要となっています。

区では「品川区環境基本計画」の中間年の見直しを令和 4 年度に実施し、2030 年度に 2013 年度を基準として 50% の二酸化炭素排出量の削減を行うカーボンハーフと、2050 年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンを目標に掲げました。また、令和 5 年 6 月には「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行いました。目標達成に向け、区民、事業者、区が効果的に連携し取り組みを着実に進めていきます。

また、令和 4 年 5 月に開設いたしました「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」におきましては、令和 6 年度末までに累計約 70 万人の方にご利用いただいたところですが、令和 7 年度につきましても、様々な企業等との連携事業や環境講座、イベントの拡充などにより、環境学習・啓発・環境コミュニケーションの役割をしっかりと果たしていきます。

ゼロカーボンシティしながわの実現に向けた助成制度については、環境に関する各種助成制度を「しながわゼロカーボンアクション助成」として一体的な制度に再構築し、より分かりやすい制度にするとともに、Z E B 設計支援助成

やZEH住宅助成などを新規に実施し、区民や事業者のゼロカーボンへの取り組みを積極的に支援してまいります。

生活環境対策に関しては、大気汚染物質の定期的な測定や、騒音・振動、アスベスト対策や土壌汚染対策などの事業者への各種指導、相談を行い、区民が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。また外来種対策として、アライグマやハクビシンなどの防除や、ヒアリ等の特定外来生物の生息調査など、区民が安心して生活できる様々な取組みを進めていきます。

7. 清掃・リサイクル事業

平成12年度に東京都から区へ清掃事業が移管されて以降、区では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域特性に応じた区独自の取組みを積極的に実施してきました。

とりわけ、移管直後の平成12年5月からカラス対策とまちの美化の向上を目的に、商店街での早朝各戸収集を開始しました。その後、平成14年度からは、ごみの分別徹底などを目的に、住宅地での各戸収集実施エリアを順次拡大し、平成17年7月には区内全域に展開しました。更に、平成20年10月にはサーマルリサイクルの本格実施を機に分別変更も実施しました。

その後も、常に区民に寄り添った事業へのレベルアップに努め、高齢者に配慮した「ふれあい収集」や町会等への「出前講座」、子どもへの「環境学習」などのきめ細やかな啓発事業などに取り組むとともに、清掃車両や処理施設の火災などを引き起こす原因として社会問題化している充電式電池について、令和6年9月から各戸収集を始めました。

一方、資源回収については、移管時には古紙類、びん、缶などの5品目でしたが、その後ペットボトルなど品目も逐次拡大し、平成20年10月からは、プラスチック製容器包装等も追加して12品目に充実しました。あわせて、拠点回収では古着や廃食用油、不用園芸土の回収に加えて、平成25年10月からは小型家電の回収も開始しました。また、令和4年4月よりプラスチック資源循環促進法が施行されたことに伴い、令和6年4月からは製品プラスチックの資源回収も始まりました。

また、粗大ごみからの資源化にも取り組み、令和5年から木材や衣装ケースのリサイクルや自転車のリユースを順次開始し、令和7年4月からは、小型家電と硬質プラスチックのリサイクルも行っています。

こうした取組みの結果、ごみ量は減少傾向を維持し、かつ、資源回収量も安定した回収水準を維持しています。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、なお一層の普及啓発に努め、区民の生活環境の向上を図ります。さらに、ごみ資源の適正な分別やごみ出しマナーの向上に引き続き取り組むとともに、粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス対応を開始するなど、

D X 化による利便性の向上にも取り組んでいます。

このように、清掃・リサイクル事業は、廃棄物の適正排出・適正処理の啓発を通して衛生的で快適な住環境の維持向上を担いながら、他面、災害対応にも備えるなど、保有施設と人材を活かし、区民生活の安全・安心を確保する役割の一翼も担っていきます。

他課との連携事業一覧

都市計画課

事業名	連携事業内容	連携課名
都市景観形成事業	品川区景観計画に基づく届出	文化観光戦略課 都市開発課 土木管理課 公園課 河川下水道課 庶務課
中高層建築物等の建設に係る 開発環境指導	各課所管条例・要綱等に対する意見照会、 情報提供	企画課 地域活動課 地域産業振興課 子ども育成課 保育施設運営課 住宅課 木密整備推進課 都市開発課 建築課 環境課 品川区清掃事務所 地域交通政策課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 庶務課 学務課

住宅課

事業名	連携事業内容	連携課名
居住支援事業	住宅確保要配慮者に対する支援策の協議・検討	子ども育成課 子ども家庭支援センター 福祉計画課 障害者支援課 高齢者地域支援課 生活福祉課
	住宅確保要配慮者入居促進事業	子ども家庭支援センター 障害者支援課 高齢者地域支援課 生活福祉課
空き家等対策事業	不適正管理状態にある空き家等の対策検討・実施	地域活動課 高齢者福祉課 生活福祉課 生活衛生課 各保健センター 木密整備推進課 建築課 環境課 品川区清掃事務所
	空き家の利活用の推進	地域活動課 子ども育成課 子育て応援課 福祉計画課 障害者施策推進課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 生活福祉課
都市計画法に基づく開発許可	開発許可申請にともなう公共施設管理者への協議、同意	建築課 土木管理課 道路課 公園課
盛土規制法に基づく許可	許可申請にともなう協議、同意	建築課

木密整備推進課

事業名	連携事業内容	連携課名
密集住宅市街地整備促進事業	従前居住者用住宅（戸越）内装改修工事 従前居住者用住宅（戸中延）施設維持管理	施設整備課 住宅課
密集住宅市街地整備促進事業 不燃化特区支援事業 防災街区整備事業 防災生活圏促進事業	防災生活道路の整備 防災広場の整備	建築課 土木管理課 道路課 公園課 福祉計画課
不燃化特区支援事業 整備地域不燃化加速事業	建築物除却費助成	建築課

都市開発課

事業名	連携事業内容	連携課名
大井町駅周辺地区、大崎駅周辺地区、目黒駅・五反田駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区、品川駅南地域周辺地区、戸越公園駅周辺地区などの整備	産業振興・観光施策と連携したまちづくりの推進	地域産業振興課 文化観光戦略課
	市街地再開発事業等に伴う公共施設の整備	企画課 経理課 新庁舎整備課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課
	整備に必要な地区計画、市街地再開発事業等の都市計画手続き	都市計画課
	整備地区に係る公有財産の活用、公益施設の取得	企画課 経理課 地域活動課 戸籍住民課 地域産業振興課 保育施設運営課
	大崎駅周辺地区におけるエリアマネジメントの展開	企画課 総務課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課
京急北品川駅周辺、東急戸越公園駅周辺の鉄道立体事業の推進	鉄道立体化による周辺道路、駅前広場等計画策定および都市計画手続きの調整	経理課 都市計画課 土木管理課 道路課

建築課

事業名	連携事業内容	連携課名
建築物等の確認審査・許可・認定	確認事務等に係る事務	都市計画課 木密整備推進課 都市開発課 住宅課 土木管理課 品川区保健所
細街路拡幅整備事業	整備後に係る事務	木密整備推進課 土木管理課 道路課
建設リサイクル法受付事務	解体工事の看板設置	住宅課
	アスベスト除去工事の指導・合同パトロール	環境課
住宅・建築物耐震化支援事業	町会会館耐震診断	地域活動課
	対象案件の確認	木密整備推進課
	除却後の住宅についての情報提供	住宅課
コンクリートブロック塀等安全化支援事業	緑化の推進	公園課
	道路境界の確認	土木管理課

環境課

事業名	連携事業内容	連携課名
ゼロカーボンシティしながわ	「品川区環境基本計画」の進捗状況確認、重点プロジェクト事業の推進 「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」の推進	全部局所
グリーン電力証書システムの活用	みどりと花のフェスティバル、エシカル消費イベント、品川区民まつり、品川区民芸術祭、ユニバーサルスポーツフェスタ、品川区民コンサート（春・秋）、しながわシティランで活用	地域活動課 地域産業振興課 文化観光戦略課 スポーツ推進課 公園課
熱中症対策の啓発	避暑シェルター（区有施設）での熱中症対策物品の配付	総務課
品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」のZEB実現に向けた運用検討	施設整備課、エコルとごし設計者・指定管理者とともに、「Nearly ZEB」認証建築物である当該施設の効率的なエネルギー運用に係る検討業務を実施	施設整備課
地球にやさしい環境運動推進事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	地域産業振興課
国産間伐材の有効活用事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	地域産業振興課
環境表彰式	総務課、地域活動課と顕彰者の選考会実施 公園課、品川区清掃事務所と式典を共同実施	総務課 地域活動課 品川区清掃事務所 公園課
しながわエコチャレンジ	区内小学校あてに環境学習動画を制作し、環境意識向上を図る	教育総合支援センター

事業名	連携事業内容	連携課名
しながわもったいないプロジェクト	しながわもったいない推進店やフードドライブの実施等の各種事業を展開し、食品ロスの削減啓発を行う	地域産業振興課 子育て応援課
打ち水大作戦しながわ	地域センター、商店街、保育園、児童センターに実施協力依頼	地域活動課 地域産業振興課 子ども育成課 保育施設運営課
使い捨てプラスチック削減推進事業	品川区民まつりにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え	地域活動課
カラス対策事業	専用電話による相談受付業務を一本化して委託	品川区清掃事務所 道路課 公園課 庶務課
水質調査	河川下水道課と調査結果を共有	河川下水道課
環境影響評価	事業の環境影響評価に係る意見照会と調整	地域活動課 その他連携課
アスベスト対策事業	解体工事現場の立ち入り	建築課

品川区清掃事務所

事業名	連携事業内容	連携課名
ふれあい収集事業	高齢福祉部門でのひとり暮らし高齢者対応	高齢者福祉課
宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導	宿泊（民泊）届出情報を共有し、宿泊（民泊）施設から出る廃棄物の適正な排出を指導	生活衛生課
大規模建築物（住宅・事業用）における保管場所等の設置および排出指導	大規模建築物に設置を義務づけている廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導のための事前情報提供	都市計画課
ごみのカラス対策	カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出し	環境課
子ども向け環境学習（スケルトン車によるごみ収集体験）実施	「エコルオータムフェス」への出展参加	環境課
災害備蓄品のローリングストック	災害用備蓄食料を子ども食堂事業へ提供	子育て応援課
拠点回収（再生園芸土配布）	「みどりと花のフェスティバル」への出展参加	公園課
資源集団回収（団体支援）	環境表彰式共同実施（資源リサイクル活動貢献団体への感謝状の贈呈）	公園課・環境課

都市計画課

2025

都 市 計 画 課

係 別 事 務 分 掌

計画調整担当（主査）

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 まちづくり全般に係る企画、調整および調査に関すること。
- 6 国、都その他の機関が実施する都市計画事業等の連絡調整に関すること。
- 7 都市計画の決定および変更に関すること。
- 8 都市計画審議会に関すること。
- 9 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

空港環境担当（主査）

- 1 航空機騒音等に関すること。
- 2 羽田空港の機能強化に関する国、都その他の機関との連絡調整に関すること。

景観担当（主査）

- 1 景観まちづくりの企画、調整および推進に関すること。
- 2 景観計画に基づく指導に関すること。
- 3 景観審議会に関すること。
- 4 中高層建築物等の環境指導に関すること。

一. 都市計画事務 (計画調整担当)

【特別区の都市計画行政】

都市計画事務は、昭和49年の地方自治法の一部改正に伴い、昭和50年4月1日から都市計画決定権の一部が特別区に移管されました。その後、区が主体となって定める地区計画・沿道整備計画が創設され(昭和55年)、都市計画法施行令の一部改正(昭和58年)では、区は市町村に準じた都市計画決定権を得ています。さらに、都区制度改革および地方分権に係る改正(平成10、11年)により、1ha以下の特定街区やごみ焼却場、10ha未満の公園・緑地等に関する都市計画についての決定権限が区に移管されました。そして、平成23年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国または都が設置するものの以外の10ha以上の公園・緑地等、4車線以上の道路等に関する都市計画についての決定権限も区に移管されています。

1 品川区まちづくりマスタープラン

都市計画行政を進める上で、住民に最も近い立場にある区が、その創意工夫の下、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることが望まれています。そのため区では、平成13年に市街地整備基本方針を定め計画的にまちづくりを進めてきました。その後、区を取り巻く状況は、人口の増減や少子高齢化、環境問題、災害に強い都市づくりへの喫緊な取組みの必要性など、まちづくりのあり方に影響を与える大きな変化が生じています。このため区では、区民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応するため、まちづくりに関する各分野を包括した総合的な計画として、平成25年2月に「品川区まちづくりマスタープラン」を策定し、計画的にまちづくりを推進してきました。

現行計画策定から約10年が経過し、この間、切迫性が高まる大規模地震や、脱炭素社会への移行、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化、違いや個性が尊重される社会への変革、ICTやAIなどの技術革新など、区を取り巻く社会状況が大きく変化するとともに品川区長期基本計画の策定や関連計画の策定・改定が行われてきました。

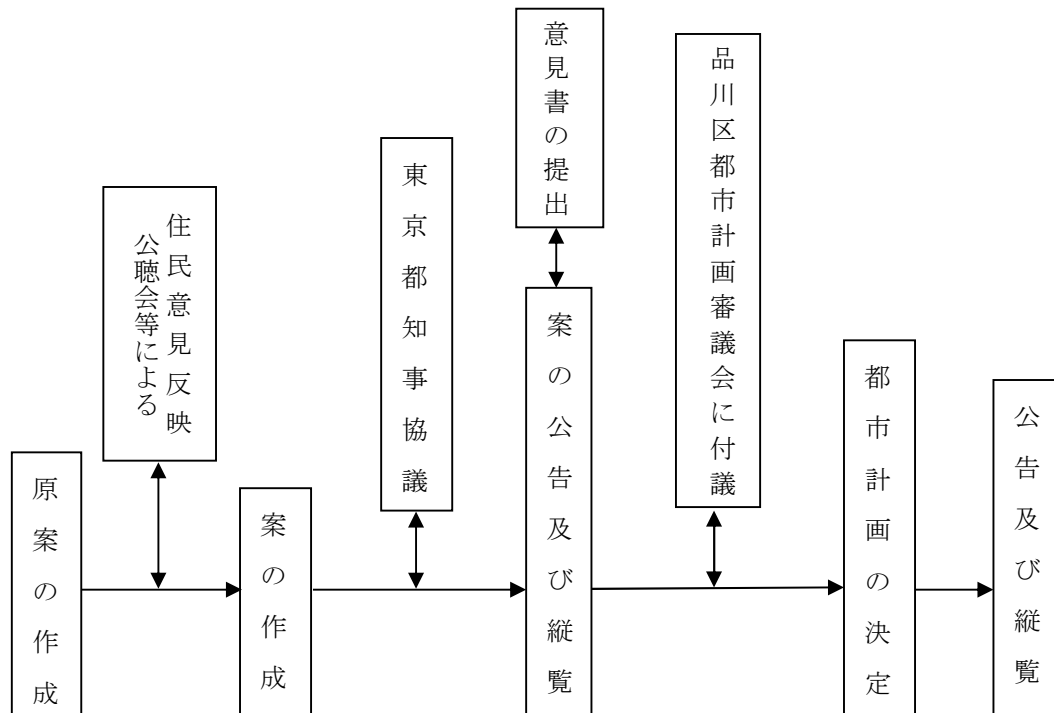
このような背景から、従来のまちづくりの取組みを継承するとともに、各種計画との整合を図った上で、社会状況の変化に対応していくために、「品川区まちづくりマスタープラン」を、令和5年3月に改定しました。この計画に基づき、しながわのまちづくりを進め、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を実現します。



2 都市計画の決定および変更

区が決定および変更できる都市計画の主なものは、①防火地域および準防火地域・特別用途地区・高度地区・高度利用地区等の地域地区、②国または都が設置するもの以外の道路や公園等の都市施設、③国または都が施行するもの以外の50ha未満の土地区画整理事業、④施行区域面積が3ha以下の第一種市街地再開発事業、⑤地区計画があります。

都市計画決定および都市計画の変更決定を行う場合、東京都知事に協議し、品川区都市計画審議会の議を経て決定することになっています。



区が定める都市計画の決定手続き

3 都市計画審議会

品川区都市計画審議会は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、「品川区都市計画審議会条例（昭和50年品川区条例第27号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。その後、平成12年4月の都市計画法の改正により、都市計画法に基づく審議会に位置づけられています。審議会は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区民の合計20名以内で構成され、任期は2年間です。

審議会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議しています。

- ① 品川区が定める都市計画に関する事
- ② 品川区以外が定める都市計画に関する事
- ③ その他区長が都市計画上必要と認める事項に関する事

審議会の開催状況 ※昭和50年9月19日（初回）から合計184回開催

単位：回

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	2	4	4	4	3

令和6年度 品川区都市計画審議会開催状況

回	開催月日	審 議 事 項	備 考
182	令和6年 10月4日	・東京都市計画地区計画の変更（広町地区）	付議・答申
183	令和6年 12月26日	・東京都市計画公園の変更（子どもの森公園） ・東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（戸越六丁目18・20番東地区） ・東京都市計画防災街区整備事業の決定（戸越六丁目18・20番東地区）	付議・答申
184	令和7年 3月3日	・東京都市計画公園の変更（天王洲公園）	付議・答申

令和7年度予算額 1, 338千円

4 都市計画の相談等

都市計画道路や用途地域等の決定状況、図書の縦覧、決定区域・事業の実施等について、相談・問合せに対応しています。

都市計画相談件数

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市計画一般	703	446	800	1,574	875
計画道路	762	717	955	1,100	1,010
その他	390	88	162	114	77
計	1,855	1,251	1,917	2,788	1,962

5 都市計画の提案

都市計画法の改正（平成14年7月）および都市再生特別措置法の制定（平成14年4月）により新たに、地権者による都市計画の決定や変更についての提案制度が創設されました。提案された案件は、都市計画を定める必要性について判断した後、都市計画手続を行い、都市計画が決定されます。

なお、平成20年度から令和6年度までの17年間の提案実績はありません。

6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、2,000㎡以上の土地取引をしたときは、2週間以内に届出するよう、権利取得者に義務付けています（法第23条）。区ではこの法に基づき受付事務を行っています。

土地取引とは、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共用持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡を指します。

- 届出受理事務 品川区 都市環境部 都市計画課 計画調整担当
- 利用目的審査事務 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	25	24	17	22	24

7 都市計画GISデータの活用環境整備

GIS（地理情報システム）データを活用して都市計画関連情報の管理を行うことで、図書の作成や保管、提供や更新などの業務の効率化と高度化を図ることができます。また、精度の高いデジタルデータとして事業者や区民に公開し、社会課題に対応するためのデータ活用・連携を促進します。

8 用途地域の指定状況・見直し

用途地域は、土地の合理的な利用を図るためのゾーニング制度である地域地区制度の中でも最も基本的なものです。ゾーンごとに、建築物の用途を規制することにより、市街地の建築物を用途別に合理的に配置し、良好な都市環境を確保することを目的としています。

東京都市計画用途地域(東京都知事決定) 令和6年3月6日告示・施行(品川区内)

種 別	面積 (ha)	比率※ (%)	内 容
第一種低層 住居専用地域	124.1	5.5	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層 住居専用地域	0	—	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層 住居専用地域	209.9	9.4	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種中高層 住居専用地域	3.5	0.2	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	557.6	24.9	大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域
第二種住居地域	14.8	0.7	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	0	—	道路の沿道等において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
田園住居地域	0	—	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境保護のための地域
近隣商業地域	142.7	6.4	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	258.8	11.6	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	867.1	38.7	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	61.0	2.7	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	0	—	専ら工業の利便の増進を図る地域
合 計	2,239.5	100.0	

※表中の数値は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、比率の合計が100%となっていない場合があります。

9 品川区内の都市計画道路の現況

品川区内の都市計画道路整備率は、令和7年4月1日現在69.7%となっています。なお、令和5年3月31日現在の23区の平均整備率は66.7%という状況です。平成27年度で終了した第三次事業化路線は6路線中4路線が着手し、事業が積極的に進められてきました。また、平成28年3月に策定された『第四次事業化計画』においては都施行1路線、区施行3路線が新たに優先整備路線に指定され、さらに整備が進み交通ネットワークが強化されます。なお、優先整備路線に位置づけられていなくても、まちづくり等地域の気運が高まった路線については随時事業化を図っていくことになっています。

また、都では「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、延焼遮断帯として効果のある都市計画道路を特定整備路線として指定し、重点的・集中的に取り組んでいます。

都市計画道路調書

(令和7年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	73,602	51,323	6,335	8,786	7,158
	率 (%)	100.0	69.7	8.6	11.9	9.7
区	延長(m)	21,703	17,149	275	1,325	2,954
	率 (%)	100.0	79.0	1.3	6.1	13.6
都	延長(m)	38,471	25,116	6,060	3,091	4,204
	率 (%)	100.0	65.3	15.8	8.0	10.9
国	延長(m)	13,428	9,058	0	4,370	0
	率 (%)	100.0	67.5	0	32.5	0.0

都市高速道路調書

(令和7年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	63,140	63,140	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第1号線	延長(m)	21,930	21,930	(1,870)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第2号線	延長(m)	8,500	8,500	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 湾岸線	延長(m)	23,350	23,350	(500)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 中央環状品川線	延長(m)	9,360	9,360	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0

※区外も含む

※()内は大規模更新の延長長さ(参考値)

※現在事業中の路線

・区施行路線

補助163号線^{注)}

区画街路7号線

・都施行路線

放射2号線

補助26号線

補助28号線

補助29号線

1区間(特定整備路線)

1区間

2区間(うち1区間が特定整備路線)

6区間(特定整備路線)

・国施行路線

該当なし

注) 市街地再開発事業による整備を含む

10 第四次事業化計画・新たな整備方針・在り方に関する基本方針

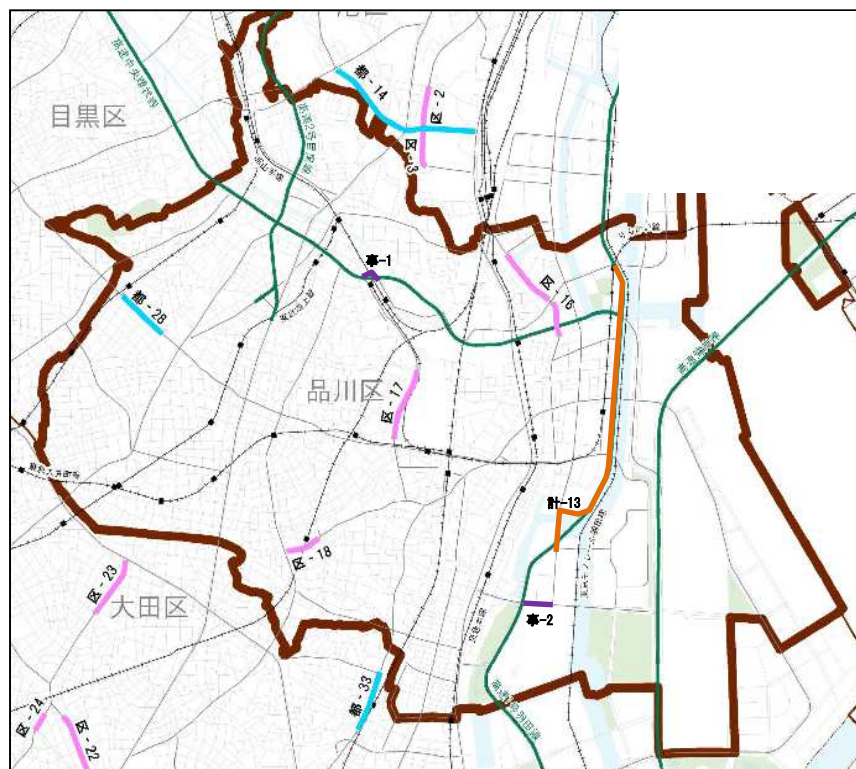
都市計画道路事業は、これまで、昭和56年、平成3年と平成16年の3回にわたり、概ね10年間で着手または完成すべき路線を選定した「事業化計画」を策定し、計画的、効率的な整備に努めてきました。その結果、放射・環状の主要な幹線道路については、その6割が完成し、都市の骨格的な道路ネットワークを形成しつつあります。また、交通処理機能のみならず、地下鉄等の収容空間、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性向上に寄与するなど、着実に成果を挙げています。

第三次事業化計画（平成16年度～27年度）では、区部で約64kmが事業着手し、48%の着手率でした。

平成28年3月、東京都、特別区、26市、2町は東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、「①活力 ②防災 ③暮らし ④環境」の4点を設定し、東京における都市計画道路全体の新たな計画として、第四次事業化計画（平成28年度～令和7年度（2016～2025年度））を盛り込んだ「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

「第四次事業化計画」では、上記4つの基本目標から15の検証項目を設定し、各都市計画道路を15の項目により検証することで、今後10年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線（区内では都施行1路線、区施行3路線が選定）」を選定するとともに計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線「計画内容再検討路線（区内では1路線が選定）」や必要性が確認されなかった路線「見直し候補路線」を位置づけました。

また、優先整備路線等として選定しなかった未着手路線（延長約535km）を対象に、概成道路における拡幅整備の有効性や既存道路による代替可能性などの新たな検証項目を設定し、都市計画道路の在り方について調査・検証を進め、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、新たに「変更予定路線」を位置づけました。



■都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)

優先整備路線一覧（都施行）		
No	路線名・延長	区間
都-28	補助26号線 480m	放射2付近～ 東急目黒線

優先整備路線一覧（区施行）		
No	路線名・延長	区間
区-16	補助162号線 840m	補助149～ 補助161付近
区-17	補助163号線 630m	西品川～ 補助26付近
区-18	補助205号線 310m	品区街3付近～ 補助29付近

計画内容再検討路線一覧		
No	路線名・延長	区間
計-13	放射18号線 2,520m	勝島一丁目～ 環状6(鮫洲橋)

■都市計画道路の在り方に関する基本方針

変更予定路線一覧		
No	路線名・延長	区間
事-1	環状6号線 280m	大崎陸橋付近
事-2	補助145号線 260m	放射18～ 補助146

区内で位置づけられた「変更予定路線」は、環状6号線（大崎陸橋付近）と補助145号線（放18～補146）の2区間存在し、両区間とも都市計画事業以外の手法によって都市計画道路の整備が行われたことにより、現道の道路区域と計画線とが一致していない区間（事業実施済区間）になります。そこで都市計画の適切な管理を行うことを目的として、都市計画道路の計画線を現道の道路区域に合わせる変更を補助145号線については令和5年12月に、環状6号線については令和6年3月に実施しました。

現行計画である「第四次事業化計画」が令和7年度までの計画となっており、令和6年9月の都議会第3回定例会にて、新たな整備方針の検討に着手することが公表されました。

新たな整備方針の策定に向けて、品川区においても路線ごとの状況や必要性の検証を行い、優先整備路線や見直し候補路線等の検討を行います。

令和7年度予算額 16,000千円

1.1 東京都施行事業の現況

(1) 都市計画道路事業

現在、品川区内では4路線の東京都施行の都市計画道路事業が進められています。特に補助26号線は区内を横断する重要な路線であり、区としては早期完成に向け都へ積極的な働きかけを行っています。

(令和6年4月1日現在)

路線名	地 区	延長	幅 員	事業期間 (年度)	用地取得率	備 考
放射2号線	西五反田	1,255m	25～33m	H26 ～ R 7	50 %	(特定整備路線)
補助26号線	豊 町	665m	20～28m	H 3 ～ R 9	100 %	
補助28号線	南品川	335m	20m	H10 ～ R 7	70 %	
	大井	520m	20m	H26 ～ R 7	89 %	(特定整備路線)
補助29号線	大崎	520m	20m	H25 ～ R 7	40 %	(特定整備路線)
	戸越	825m	20m	H26 ～ R 7	50 %	(特定整備路線)
	戸越公園	460m	20m	H26 ～ R 7	32 %	(特定整備路線)
	豊町	550m	20m	H25 ～ R 7	44 %	(特定整備路線)
	西大井	390m	20m	H26 ～ R 7	32 %	(特定整備路線)
	西大井 東馬込	700m	15～24m	H26 ～ R 7	64 %	(特定整備路線) 品川区 540m 大田区 160m

(2) 都市高速道路中央環状品川線

平成27年3月7日に品川区内を通る山手トンネル（湾岸線～渋谷線）が開通し、首都高速道路中央環状品川線が全線開通しました。

【概要】

- ・平成16年11月15日 都市計画決定
- ・平成17年 9月16日 東京都事業認可取得
- ・平成18年 6月20日 東京都・首都高事業認可取得
- ・平成25年 7月25日 事業認可変更取得(東京都・首都高)
- ・平成27年 3月 4日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(中目黒換気所外溝工事のため)
- ・平成27年 3月 7日 開通
- ・平成29年 3月21日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(街路復旧工事のため)
- ・期 間：平成18年6月20日～平成30年3月31日
- ・延 長：約9.4km ・車線数：往復4車線
- ・入 口：1箇所（五反田） ・出 口：2箇所（五反田、中環大井南）
- ・換気所：4箇所（大井北・南品川・五反田・中目黒）



中央環状品川線概要図

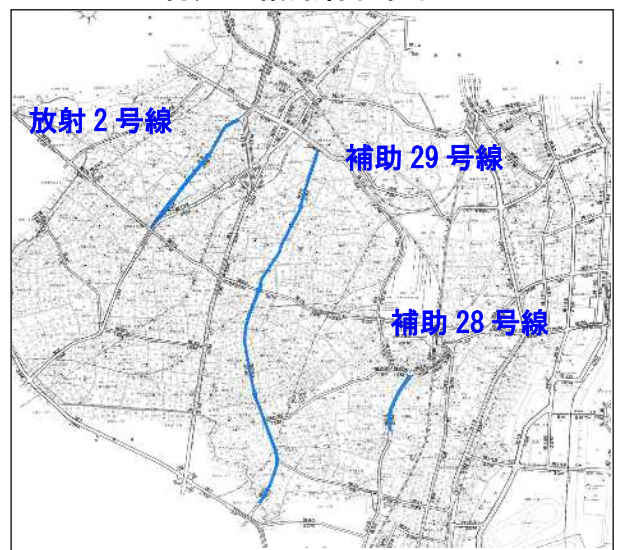
(3) 特定整備路線

東京都は、延焼遮断帯の形成を促進し、木密地域を燃え広がらないまちにすることを目的に「特定整備路線」整備事業を位置づけ、品川区においては、都市計画道路放射2号線、補助28号線、補助29号線の3路線が選定されました。

平成26年度には、区内全線全区間において事業認可を取得し終え、都区連携により、重点的・集中的に事業が進められています。

なお、「木密地域不燃化10年プロジェクト」としての事業期間は、当初令和2年度までの予定でしたが、令和7年度まで5年間延長されました。

＜特定整備路線位置図＞



【概要】

- ・平成24年 6月28日 特定整備路線の選定
- ・平成24年10月31日 追加区間の選定
- ・平成24年12月 7日 特別支援策の公表
- ・平成25年 1月～ 説明会等の開催
- ・平成26年 3月24日 事業認可取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・平成26年 9月26日 事業認可取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・平成27年 1月26日 事業認可取得（補助28号線）
- ・平成27年 2月 4日 事業認可取得
（補助29号線[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・平成27年 2月16日 事業認可取得（補助29号線[戸越公園区間]）
- ・令和 2年 3月18日 事業認可変更取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・令和 2年12月14日 事業認可変更取得（補助29号線[戸越公園区間]
[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・令和 2年12月15日 事業認可変更取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・令和 3年 2月 5日 事業認可変更取得（補助28号線）

12 首都高速道路(株)施行事業の現況

平成25年1月、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会より提言を受け、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の構造物が将来にわたって健全性を保つことが出来るよう、更新計画について検討が実施されました。

その中で、京浜運河に位置する首都高速 1 号線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）は、過酷な使用状況や激しい腐食環境等からコンクリートの剥離や鉄筋の腐食等の損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するには構造物の更新（造り替え）が必要と判断されました。

平成26年度に当該箇所における都市計画変更を完了し事業が認可されました。平成27年度より工事に着手し、令和12年度に完了する予定です。



首都高速1号線（東品川・榎橋・鮫洲埋立部）
の更新イメージ



二. 区民の自主的なまちづくりへの支援 (計画調整担当)

1 区民の自主的なまちづくりへの支援

区民の自主的なまちづくり活動を支援することにより、生活環境の改善を促進し、活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

(1) 助成事業

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 まちづくり団体の活動に対する指導・助言、相談等への対応
- ・計画立案業務 地域の現況を踏まえた事業計画案を作成するほか、事業化に向けた課題等の計画立案

② まちづくり補助金

まちづくりを目的として活動している協議会などの団体への運営に必要な活動費の一部助成

(2) 実績 (平成2年度～令和6年度)

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 延 2 2 4 回
- ・計画立案業務 延 6 回

② まちづくり補助金交付事業 延 8 8 団体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門家派遣 (件数)	0	1	0	0	0
専門家派遣団体 (数)	0	1	0	0	0
補助金交付団体 (数)	3	2	4	4	3

(3) 計画 (令和7年度)

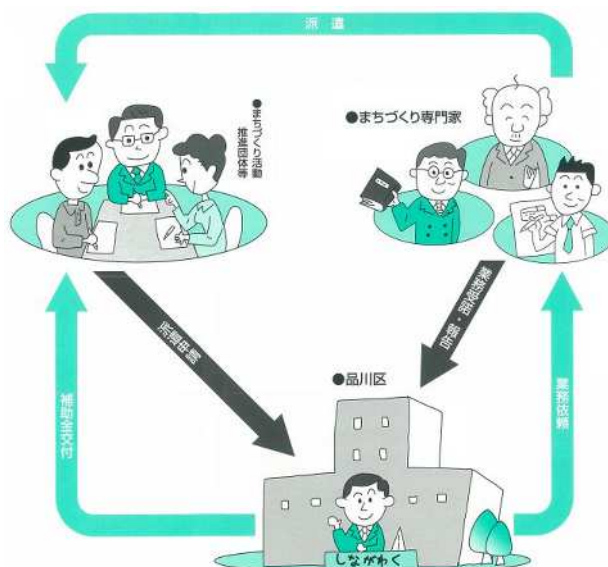
① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 延 6 回

② まちづくり補助金交付事業

7 団体

令和7年度予算額 9 2 0 千円



三. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、アクセス新線)

(計画調整担当)

1 立会川・勝島地区のまちづくり

(1) まちづくりビジョンの策定

勝島エリアは、その一角をなしていた倉庫街等にマンション建設ラッシュが生じるとともに、立会川駅が東京2020オリンピック会場の周辺駅となるなど、立会川・勝島地区の土地利用状況は大きく変化してきています。

そこで、地区の現状の課題を整理し、課題に対応した今後のまちづくりの方針となる「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」を平成31年1月に策定しました。

(2) 都市再生整備計画の策定

運河の回遊性の向上や水辺空間の利活用、地域周辺のにぎわいの創出を推進していくために、勝島運河への人道橋の整備やしながわ花海道の修景整備、新浜公園の再整備など、地区の特性を踏まえたまちづくり目標とその目標を実現するために実施する各種事業等を掲載した「都市再生整備計画」を令和6年3月に策定し、令和6年度から事業を進めております。



2 八潮地区の将来像検討

八潮団地については、昭和58年の入居開始以降も、平成21年の地区計画による学校跡地の福祉施設等への機能更新や、団地内道路の歩道の拡幅、自治会や事業者による敷地内通路の改修など、それぞれの主体による取り組みが進められてきました。

今後も、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、連携を図りながら、地区全体が魅力あるまちとしてさらに発展していくために、まちづくりガイドラインを作成しています。平成30年度のアンケート調査と、令和3年度から4年度にかけて実施したワークショップの内容を踏まえ、令和4年度にはまちづくりガイドライン（案）が完成するとともに、そのガイドラインについて、八潮五丁目にお住いの皆様からご意見を伺いました。令和5年度は、頂いたご意見を取りまとめ、「八潮五丁目地区まちづくりガイドライン（考え方）」を策定しました。



3 羽田空港アクセス線新駅可能性地域まちづくり検討

区内を通過する羽田空港アクセス線の東山手ルートは、令和3年1月に国土交通省から事業許可がなされ、令和13年度の開業を目指し、J R 東日本が事業を進めています。令和4年8月には、環境影響評価書が公表され、令和5年6月には工事の起工式を行い、本格的な工事に着手しています。区としては、これら情勢の変化を捉え、臨海部のまちづくりの状況を注視しながら区民の交通利便性の更なる向上と、都市の持続可能な発展を目的に、新駅誘致の可能性について検討を行っていきます。

令和7年度予算額 7, 0 0 0 千円

四. 航空機騒音常時測定事業 (空港環境担当)

1 航空機の騒音測定

国土交通省は羽田空港の機能強化として、年間の約4割に相当する南風時の午後3時から7時までの実質3時間に限り、区の上空を着陸ルートとする新飛行経路の本格運用を令和2年3月29日から開始しました。区では、区民からの声を国に届けるとともに、国との協議や、都および近隣区との連絡調整、情報共有の実施、また、区内2ヶ所の航空機騒音測定局の設置ならびに測定値の公表を実施しています。
〔根拠法令等〕

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の評価

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(1) 測定概要

区の上空に進入し羽田空港に着陸する2本の航路下における航空機騒音の測定を行います。

(2) 騒音測定局の設置

A滑走路(16R進入航路) 区立立会小学校 東大井4-15-9

C滑走路(16L進入航路) 区立台場小学校 東品川1-8-30

(3) 測定時間

それぞれの測定局において常時測定とします。

(4) 測定方法

航空機騒音測定・評価マニュアル(令和2年3月環境省)に基づく航空機騒音測定および航空機騒音識別情報(トランスポンダ応答信号電波方式)データを活用し、航空機騒音を測定します。

(5) 測定結果(令和5年度)

区内2地点での固定調査の年間 L_{den} の値

単位: L_{den} [dB]

測定地点	地域の類型 基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	基準適合 状況
立会小学校	I 57	47	48	50	○
台場小学校	II 62	47	48	50	○

※1 年間 L_{den} は、当該測定地点において1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日についてパワー平均し算出した値である。

※2 環境基準(L_{den})の基準値はI類型(住居系地域)が L_{den} 57dB(デシベル)以下、II類型(その他の地域)が L_{den} 62dB以下である。

※3 基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音の測定結果（令和５年度分）

測定月	南風運用 の有無	立会小学校			台場小学校		
		最大騒音レベル（dB）			最大騒音レベル（dB）		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
令和５年４月	20	82.3	57.1	75.2	81.6	56.4	73.1
令和５年５月	18	84.5	60.1	75.3	82.8	52.5	73.2
令和５年６月	21	82.8	59.1	75.1	79.7	58.0	72.9
令和５年７月	28	88.4	58.2	75.2	92.0	52.7	73.0
令和５年８月	26	84.9	60.4	75.7	86.2	58.1	73.2
令和５年９月	19	83.8	58.9	74.7	86.7	58.4	73.0
令和５年１０月	12	82.0	60.1	74.9	80.2	57.9	72.8
令和５年１１月	13	86.4	59.4	75.0	85.8	56.4	73.2
令和５年１２月	10	81.3	60.2	74.6	79.3	58.6	73.1
令和６年１月	2	81.9	61.6	75.6	80.0	60.2	73.5
令和６年２月	7	88.3	61.1	75.2	82.2	58.6	73.4
令和６年３月	10	81.4	60.8	75.1	79.7	58.4	73.3
年間	186			75.2			73.1

- ※１ 最大騒音レベル(単位：デシベル（dB）)とは、個々の航空機騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値である。
- ※２ 最大騒音レベルの平均値とは、エネルギー平均した値である。
- ※３ 騒音発生回数とは、測定地点において発生した航空機騒音すべてのうち、騒音レベルの最大が直前の暗騒音レベルから 10 dB以上大きいもののみ集計した回数である。
- ※４ 偶発的に発生し瞬間的に最大騒音レベルが大きくなる現象が確認されており、最大騒音レベルの最大値が高く表示されている測定日がある。

令和７年度予算額 20,887千円

五. 都市景観形成事業 （景観担当）

利便性や機能性に優れているだけでなく、地域の特性や個性を活かし区民にとって愛着の感じられる景観まちづくりを進めることも重要です。

品川区では、地域の歴史やにぎわいなど多様で個性的な特徴を踏まえ、これらを活かすことで区内の街並みをより魅力的にできると考えています。

「品川区景観計画」は東京都景観計画を踏まえ、区の実態に応じたよりきめ細やかな景観形成を図ることを目的に平成22年12月に策定しました。

景観行政団体として、今後とも魅力ある景観、個性的な景観を創造していきます。

- 〔根拠法令等〕 ・ 景観法
・ 品川区景観条例

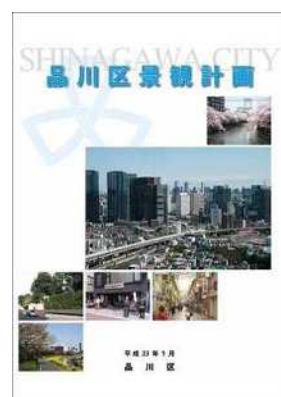
1 「品川区景観計画」

「品川区景観計画」は、区内全域を対象として、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めており、パブリックコメント、都市計画審議会への意見聴取など所定の手続きを経て、平成23年4月1日より運用を開始しています。また、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」なども定めています。

この基準に適合しないものについては「景観法」、「品川区景観条例」に基づき是正勧告を行うとともに、必要に応じて変更命令を行います。

■景観計画の策定および重点地区の指定

平成22年	7月	「景観行政団体」となる
		「品川区景観条例」制定・施行
	12月	「品川区景観計画」策定告示
平成23年	4月	「品川区景観計画」運用開始
		「旧東海道品川宿地区」重点地区指定
平成28年	4月	「大崎駅周辺地区」重点地区指定
平成30年	3月	「武蔵小山駅周辺地区」重点地区指定
令和元年	10月	「天王洲地区」重点地区指定



品川区景観計画

2 品川区景観計画の運用

(1) 計画に基づく届出等

品川区景観計画に基づく届出等件数

単位：件

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届 出	102	114	97	91	118
変 更 届	69	91	67	37	62
完了報告	57	80	78	56	73

(2) 景観審議会の概要

品川区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する機関として、「品川区景観条例（平成22年品川区条例第31号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。

審議会は、学識経験者、区民および区内景観関係団体の構成員による計11名以内の委員で構成され、委員の任期は2年間です。

審議会は、次に掲げる事項等について調査審議します。

- ① 景観計画の策定または変更
- ② 重点地区などの決定
- ③ 景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ④ 事前の相談における必要な指導または助言ほか

景観審議会開催回数

単位：回

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	6	5	5	6	7

(3) 街なみ環境整備事業の概要

品川区景観計画で重点地区に指定している「旧東海道品川宿地区」では、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観づくりを推進するため、国の「街なみ環境整備事業」の補助制度を導入し、「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を平成24年2月に制定しました。これに基づき、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対し、修景費用の一部を助成します。

実績件数

単位：件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	3	2	3	1	3



旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業（修景イメージ）

3 令和7年度の取組み

品川区景観計画に基づき、良好な景観形成を推進するため、「景観審議会」を開催し、旧東海道品川宿地区（重点地区）においては、「景観アドバイザー制度」による景観アドバイスなどの窓口相談を実施します。国庫補助金については、引き続き活用していきます。天王洲地区（重点地区）においては、「天王洲地区デザイン会議」を開催し、建築計画書に対する意見聴取や、景観まちづくりの課題解決に向けた研究を実施していきます。

令和7年度予算額 14,871千円

六．開発環境指導（景観担当）

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建設事業について環境整備や防災対策について基準を定めています。適用事業の計画にあたっては、建築確認申請等の手続きを行う前に区と協議を行い、協定を締結する必要があります。地域の生活環境を良好なものとし、都市景観の形成と一体化された地域の特性や個性を活かした要綱指導を行っていきます。

1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備

（１）目 的

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対して、協力を求めることにより、住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

〔基準等〕 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

（２）内 容

宅地開発や中高層集合住宅および大規模建築物等の事業計画について、共用スペース、憩いの場の確保、緑化の促進、雨水対策、震災対策用防火貯水槽の設置など、生活環境の整備・防災対策等について協力をお願いしています。

対象建築物

- ・ 5区画以上に分割して行う建売事業または宅地分譲事業
- ・ 集合住宅等の住戸の数が20以上のものの建設事業
- ・ 延べ面積2,000㎡以上、または敷地面積1,000㎡以上の建設事業
- ・ 店舗等のうち、不特定多数の区民の利用に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるものの建設事業

実績件数

単位：件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	86	64	70	52	66

■開発環境指導要綱による整備の事例（歩道状スペース）



歩道状に整備された共用スペースは、歩行者の利便性を向上させています。

(3) 令和7年度の取組み

品川区景観計画と連携した要綱指導を行い、良好な都市空間と住環境の形成を図っていきます。社会情勢の変化等を鑑みて、中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱とワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱の見直しを行います。また、隣接する歩道状スペース等を連続化させるための境界塀の撤去等についての補助金を活用し、さらなる環境整備を進めていきます。

令和7年度予算額 8, 533千円

2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備

(1) 目的

ワンルームマンションの建設について、建築主と近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境と地域社会の形成に資することを目的としています。

〔基準等〕 品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

(2) 内容

ワンルーム形式の建築物の計画に対して、建築計画の標識設置、説明会の開催、ファミリータイプ住戸や要配慮者向け住戸の付置、壁面後退空地および緑地の確保、管理体制の確立、入居者の地域活動への参加等について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 1住戸あたりの床面積が30㎡未満の住戸が集合した建築物で、1棟の戸数が15戸以上かつ階数3以上の建築物

3 建築物等の福祉に関する整備

(1) 目的

高齢者や障害者などを含む不特定多数の区民の利用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備しています。

〔基準等〕 品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

(2) 内容

建物を新築や全面改築する場合、また既存施設の改善など区民が支障なく利用できるように敷地内通路、主要な出入口、傾斜路、廊下、階段、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駐車場、標示・誘導などの整備について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 劇場、映画館、展示場、旅館、ホテル、遊興施設（パチンコ店、カラオケボックスなど）等で、延べ面積が300㎡を超えかつ1,000㎡未満のもの
- ・ 事業所等で、敷地面積が1,000㎡以上かつ延べ面積が2,000㎡未満のもの
- ・ 20戸以上の集合住宅等で、敷地面積が1,000㎡未満かつ延べ面積が2,000㎡未満のもの

住宅課

2025

住 宅 課

係 別 事 務 分 掌

住宅運営担当（主査）

- 1 住宅施策の企画、調整および調査に関すること。
- 2 区営住宅および区民住宅の管理運営に関すること。
- 3 都営住宅および都民住宅の入居者の公募に関すること。
- 4 住宅の修築等に係る資金の融資あっ旋および助成に関すること。
- 5 マンションの管理支援等に関すること。
- 6 課内他係に属しないこと。

居住支援係

- 1 居住支援施策に係る企画、調整および調査に関すること。
- 2 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

空き家対策担当（主査）

- 1 空家等および非空家等対策に係る企画、調整および調査に関すること。
- 2 空家等および非空家等適正管理審議会に関すること。

開発指導担当（主査）

- 1 都市計画法に基づく開発許可に関すること。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可に関すること。
- 3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。
- 4 建築審査会に関すること。
- 5 建築紛争調停委員会に関すること。

一. 公営住宅の管理等 (住宅運営担当)

1 区営住宅の管理

(1) 目 的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に公営住宅を供給することで、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔根拠法令等〕 公営住宅法、品川区営住宅条例

(2) 管理内容

- ①使用料の徴収
- ②入居者の同居、承継等、適正利用の指導
- ③住宅および附帯設備の応急修繕ならびに計画修繕

(3) 指定管理者による管理

区営住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①申込日現在、品川区内に居住していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（内縁および婚約者も含む）または東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること
※単身者の場合、品川区内に引き続き3年以上居住している者であり、60歳以上、身体障害者手帳1～4級の方、生活保護受給者等のいずれかの要件を満たしていること
- ③現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ④所得が定められた基準内であること

(5) 募集時期

7月上旬および1月中旬

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き室応募件数	662	694	399	687	590
入居者数	11	19	9	16	23

〔区営住宅一覧〕 <13団地439戸（令和7年4月現在）>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位:㎡)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
大井二丁目 区営住宅 (大井2-1-25)	30 (2)	RC5階建	2,006.18	3DK	51.04 ㎡ (66.04 ㎡)	S53年度 (作業所付) —
南大井六丁目 区営住宅 (南大井6-1-20)	20	RC5階建 エレベーター付	1,407.00	3DK	51.04 ㎡	S48年度 S61年度

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位:㎡)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
荏原七丁目 区 営 住 宅 (荏原 7-8-3)	33	RC5階建	1,310.10	2DK	33.48 ㎡	S43 年度 H3 年度
二葉一丁目 区 営 住 宅 (二葉 1-4-25)	24	RC5階建	899.40	2DK	33.48 ㎡	S44 年度 H3 年度
西大井六丁目 区 営 住 宅 (西大井 6-10-21)	40	RC5階建	1,901.20	3DK	41.73 ㎡	S47 年度 H5 年度
南大井一丁目 区 営 住 宅 (南大井 1-13-7)	47	SRC10 階建 エレベーター付	2,928.05	3DK	43.96 ㎡	S49 年度 H5 年度
南大井五丁目 区 営 住 宅 (南大井 5-7-10)	25	RC5階建 エレベーター付	1,768.37	3DK	51.04 ㎡	S50 年度 H5 年度
西大井六丁目第二 区 営 住 宅 (西大井 6-17-5・7)	18	RC3階建	1,225.20	3DK	51.04 ㎡	S54 年度 H6 年度
東大井三丁目 区 営 住 宅 (東大井 3-6-18・19)	45	RC8階建 エレベーター付	2,725.23	3DK	42.29 ㎡	S46 年度 H8 年度
	12	RC3階建	799.09	3DK	51.04 ㎡	S54 年度 H8 年度
西五反田五丁目 区 営 住 宅 (西五反田 5-6-13・14)	6	RC3階建	541.78	3DK	61.53 ㎡	S58 年度 H10 年度
	24	RC4階建	2,057.68			
西大井六丁目第三 区 営 住 宅 (西大井 6-2-16)	46	RC6階建 エレベーター付	2,226.82	1DK 2DK 3DK	34.00 ㎡ 52.30 ㎡ 60.30 ㎡	H15 年度 —
西中延区営住宅 (西中延 1-2-8)	48	S9階建 エレベーター付	2,587.34	2DK	34.50 ㎡ 53.70 ㎡	H28 年度 —
中延一丁目 区 営 住 宅 (中延 1-10-12)	21	RC5階建 エレベーター付	1,226.42	2DK 3DK	45.06 ㎡ 49.84 ㎡	H29 年度 —

令和 7 年度予算額 307,689 千円

2 区民住宅の管理

(1) 目 的

中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、居住環境が良好な賃貸住宅を適切な使用料で供給し、もって区民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔根拠法令等〕 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、品川区立区民住宅条例

(2) 管理内容

①入居者の管理

入居者の募集、退去、諸届け受理、同居承継等許可、使用料および共益費の徴収を行っています。

②施設管理

施設の維持管理、計画修繕、退去時の原状回復を行っています。

(3) 指定管理者による管理

区民住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

①品川区内に居住または勤務していること。または、本人、配偶者（内縁および婚約者も含む）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の親が品川区内に居住していること

※単身者の場合、65歳未満であり、品川区内に居住または勤務（在勤予定含む）していること

②現に同居し、または同居しようとする親族、里子もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること

③現に住宅に困窮していること

④所得が定められた基準内であること

⑤特別区民税を滞納していないこと

(5) 募集時期

9月

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き室応募件数	123	87	96	95	133
入居者数	25	60	44	40	40

[区民住宅一覧] <8団地741戸(令和7年4月現在)>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位：㎡)	間取り	専有面積(㎡) 使用料	設置年月日
ファミリー 西品川 (西品川1-16-2)	2	壁式RC 4階建 エレベーター なし	131.67	3DK	50.17、50.36 A 125,000円	H5.12.1
ファミリー 小山 (小山3-12-15)	19	RC4階建 エレベーター なし	1,141.23	3DK 2LDK	54.62～54.71 A 146,000円 C 150,000円	H7.12.1
ファミリー 大井 (大井1-14-1)	17	SRC 11階建	1,136.93	2LDK	56.93～69.95 A1 151,000円 A2 155,000円 A3 147,000円 B1 157,000円 B2 155,000円 B3 155,000円	H9.10.1
ファミリー 旗の台 (旗の台5-13-9)	17	RC5階建	946.66	1DK 3DK 2LDK	27.45～57.90 D 77,500円 A1 141,000円 A2 134,000円	H9.12.1
ファミリー 南大井 (南大井5-19-9)	56	RC9階建	4,735.76	1DK 2LDK 3DK	30.68～64.28 D 72,000円 B 128,000円	H12.3.1

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位: m ²)	間取り	専有面積(m ²) 使用料	設 置 年 月 日
ファミリー 下 神 明 (西品川 1-20-16)	132	R C 25 階建	12,793.72	2DK 1LDK 2LDK 2LDK 2LDK 3LDK 3LDK 3LDK	51.26~81.94 A 1 102,200 円 ~112,900 円 A 2 125,700 円 A 3 112,300 円 ~124,100 円 B 1 133,900 円 ~148,000 円 E 1 137,300 円 ~151,800 円 E 2 159,000 円 E 3 154,700 円 ~171,000 円 F 180,100 円	H15.2.1
ファミリー 西五反田西館 (西五反田 3-6-7)	98	S R C 14 階建	9,632.19	2LDK 3LDK 3LDK 3LDK 4DK	67.00~82.86 B 135,700 円 ~145,700 円 E 1 137,300 円 ~162,600 円 E 2 151,800 円 ~159,800 円 E 3 169,600 円 F 164,300 円 ~180,000 円	H16.1.1
ファミリー 西五反田東館 (西五反田 3-6-38)	400	S R C 31 階建	47,183.16	1LDK 1LDK +N 2LDK 2LDK 2LDK +N 3LDK 3LDK +N 3LDK 4DK	50.19~80.79 A 1 104,800 円 ~113,200 円 A 2 117,800 円 ~138,100 円 B 127,600 円 ~145,700 円 E 1 147,700 円 ~152,000 円 E 2 137,500 円 ~163,800 円 F 1 162,200 円 ~182,200 円 F 2 152,300 円 ~168,300 円	H16.4.1

※注 A → 60 m²未満、 B → 60 m²以上、 C → 屋根裏収納あり
D → 単身者向、 E → 70 m²以上、 F → 80 m²以上

令和7年度予算額 404,142千円

3 都営住宅および都民住宅入居者の公募

(1) 目 的

東京都の依頼により、都営住宅・都民住宅入居希望者の利便のため、区の地域センターや文化センター等で公募の申込用紙配付事務を行います。

(2) 都営住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

14団地3,409戸

② 応募倍率（全都）

募集月	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5 月	一般世帯向け	14.2	11.7	11.2	8.0	6.9
	定期使用 (若年夫婦・子育て世帯向)	1.6	1.6	2.1	2.9	3.8
8 月	ポイント方式	5.1	5.1	4.0	5.2	4.9
	単身者	48.6	47.5	48.9	29.1	28.9
	単身者車いす 使用者	10.4	8.0	9.6	8.0	4.8
	シルバーピア	45.0	45.8	38.1	38.5	30.5
11 月	一般世帯向け	12.7	10.2	11.5	8.2	8.4
	定期使用 (若年夫婦・子育て世帯向)	1.3	1.4	1.7	4.4	3.7
2 月	ポイント方式	5.5	4.6	5.5	4.7	－
	単身者	36.5	49.7	52.8	34.4	29.6
	単身者車いす 使用者	10.5	10.0	8.4	11.8	7.8
	シルバーピア	53.7	40.5	36.3	34.9	29.8

※2月のポイント方式の応募倍率は8月募集時期に公表

(3) 都民住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

1団地27戸

② 応募倍率（全都）

募集月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6 月	1.5	3.8	－	－	－
12 月	1.2	3.1	－	－	－

※都民住宅の応募倍率は令和4年度より先着募集に変更

二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業（住宅運営担当）

1 住宅修築資金融資あっせん（昭和51年度より実施）

（1）目 的

居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっせんを行います。

〔根拠法令等〕 品川区住宅修築資金融資あつ旋条例

（2）融資あっせんの条件

融資あっせん額	10万円以上1,000万円まで
借受者負担利率	一般修築 1.3%（協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%） 災害復旧 0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%） 耐震補強【木造住宅密集地域】 0.3%（協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%） 耐震補強【その他の地域】 0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%） アスベスト除去 0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）
償 還 方 法	据え置き2ヶ月を含む10年以内の元金均等月額償還
信用保証料助成	信用保証機関の保証を利用し保証料を一括払いした場合に、保証料の2分の1を助成

（3）申込者の要件

- ① 区内に住所を有し、1年以上同一の住宅に居住していること
- ② 満18歳以上であること
- ③ 前年所得が1,200万円以下で、かつ年間返済元利金の3倍以上であること
- ④ 特別区民税を滞納していないこと
- ⑤ 連帯保証人もしくは信用保証機関の保証があること
- ⑥ 現在この融資あっせん制度を利用していないこと

（4）取扱金融機関（協定金融機関）

芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、中央労働金庫、目黒信用金庫

(5) 実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
融資あっせん(件)	4	8	16	7	12
融資実行(件)	3	7	9	7	9
融資総額(千円)	15,450	30,420	36,750	31,930	45,250

令和7年度予算額 4,026千円

2 住宅改善工事助成事業（平成23年度より実施）

(1) 目的

住環境の整備および区内事業者の振興を図るため、区民、マンション管理組合または賃貸住宅の個人オーナーが、区内施工業者を利用して環境への配慮またはバリアフリー化を図る住宅改修工事を行う場合に、その工事費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕 品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

(2) 申込者の要件

共通の要件	① 申込時点で未着工であり、令和8年2月27日（金）までに工事が完了すること ② すでにこの制度に基づく助成を受けていないこと ③ 申請に係る工事に他の助成制度を利用していないこと ④ 建築確認は、原則として品川区建築課で取得すること ⑤ 建築基準法その他の関係法令に適合していること
区民の要件	① 工事対象住宅に居住している、または、改修後に居住すること ② 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること ③ 住民税の滞納がないこと ④ 申請に係る工事の対象住宅が賃借によるものである場合は、当該工事について所有者から承諾を得ていること
マンション管理組合の要件	申請に係る工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること
賃貸住宅個人オーナーの要件	① 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること ② 住民税の滞納がないこと

(3) 対象となる工事の要件

既存住宅のリフォームで工事費用が10万円以上の工事であって、次のいずれかに該当するものであること。	
エコ住宅改修	(例)遮熱性塗装、日射調整フィルム設置、換気設備設置、環境に配慮した内装材使用、断熱化、高断熱浴槽設置、節水型便器設置、LED照明器具の設置など
バリアフリー住宅改修	(例)手すり設置、段差解消、廊下・出入口の拡張、扉改修、トイレ改修、浴室改修など
その他の工事	(例)屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉等の設置、家具転倒防止器具の設置、耐震性を高めるための工事など
	エコ住宅改修、バリアフリー住宅改修およびその他工事で助成対象となる工事のうちのいずれかと同時に行う工事

(4) 助成額等

	区 民	マンション管理組合 賃貸住宅オーナー
助 成 率	工事費用の10%	工事費用の10%
助 成 限 度 額	200千円	1,000千円
助 成 予 算 額	68,000千円	

※申込が助成予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

(5) 実 績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般住宅	助成件数(件)	259	255	268	249	264
	助成額(千円)	37,573	38,379	40,680	38,822	41,841
共同住宅	助成件数(件)	14	34	23	27	33
	助成額(千円)	5,497	12,895	10,287	10,691	13,186
合 計	助成件数(件)	273	289	291	276	297
	助成額(千円)	43,070	51,274	50,967	49,513	55,027

令和7年度予算額 68,088千円

三. マンションの管理支援 (住宅運営担当)

マンション管理組合や居住者に対し、マンション管理に関する諸問題とその対処方法について啓発・相談を行うことで、マンション居住者による問題解決を促進します。

また、東京都が施行した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度により、管理不全の予防および適正な管理の促進を行うことで、マンションを良質な住宅ストックとして維持管理していくことを支援します。

さらに、「品川区マンション管理適正化推進計画」に基づき開始されたマンション管理計画認定制度により、優良な管理計画を定めているマンションに対し区が認定を行うことで管理組合の自律的な運営による適正なマンション管理を促進します。

1 セミナー・相談会

(1) マンション管理セミナー

弁護士、建築士等の専門家が講師となって講演等を行い、分譲マンションの管理に関する啓発を行います。



《マンション管理セミナー（第1回）》



《マンション管理セミナー（第2回）》

(実績)

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
セミナー	23	12	34	29	第1回：30 第2回：45

(2) マンション管理個別相談会

分譲マンションの管理組合や居住者等が抱える諸問題について、専門家による支援や助言を行います。

(実績)

単位：組

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別相談会	10	6	11	7	—

※令和2年度から令和5年度まではセミナーと個別相談会を年1回ずつ開催していたが、令和6年度以降は、セミナーを年2回に変更して実施

2 建替・修繕支援

(1) 一級建築士の派遣（平成23年度より実施）

マンションの大規模修繕について、専門知識と豊富な経験を有する一級建築士を管理組合に派遣し、アドバイスをを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：（一社）東京都建築士事務所協会品川支部会員

（実績）

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	2	0	1	2	1

(2) マンション建替・修繕相談（平成29年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第3火曜日 午後1時から午後4時まで

相談内容：1回80分間、同年度内に3回まで

相談員：品川マンション管理士会会員（マンション管理士・弁護士等）・
（一社）東京都建築士事務所協会品川支部会員

（実績）

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	14	9	9	3	3

(3) マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成（平成29年度より実施）

建替・修繕相談を受けたマンションを対象に、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度の派遣料を1回まで全額助成します。

〔根拠法令等〕品川区分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成要綱

3 管理運営支援

(1) マンション管理士の派遣（平成20年度より実施）

マンションの維持管理や建替を円滑に進めるため、管理組合に対しマンション管理士を派遣し、アドバイスをを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：品川マンション管理士会会員

（実績）

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	1	2	9	5	6

(2) マンション管理相談（平成18年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第2・第4水曜日 午後1時から午後4時まで

相談内容：1回50分間、同年度内に3回まで

相談員：品川マンション管理士会会員

(実 績)

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	35	42	36	51	40

(3) 管理状況届出制度（令和2年度より実施）

区内分譲マンションを対象とした管理状況に関する届出の受理および未届となっている要届出マンションへの督促を行い、管理不全の兆候があるマンションに対しては必要に応じた助言などにより適正な管理を促進します。

※要届出マンション：昭和58年以前に建築された6戸以上ある分譲マンション

(4) マンション管理計画認定制度（令和5年度より実施）

マンション管理の適正化推進を目的に「品川区マンション管理適正化推進計画」を令和5年3月に策定し、これに基づき、令和5年4月よりマンション管理計画認定制度を開始しました。管理組合が作成したマンション管理計画が一定の基準を満たす場合、優良な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。なお、認定を受けたマンション管理組合は、住宅金融支援機構によるマンション共用部分リフォーム融資の借入金利の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

なお、令和6年度より、認定制度の周知および認定申請の促進を図るため、マンション管理会社等を対象に講習会の開催や申請事務支援としてアドバイザーの派遣を行います。

〔根拠法令等〕 マンションの管理の適正化の推進に関する法律
品川区マンション管理適正化推進計画
品川区マンション管理計画認定制度に関する要綱

(実 績)

単位：件

年度	令和5年度	令和6年度
認定件数	7	9

(5) マンション管理計画認定促進補助（令和6年度より実施）

認定制度の周知および認定申請の促進を図るため、マンション管理会社等を対象にセミナーの開催や申請事務支援としてアドバイザーの派遣を行います。

(アドバイザー派遣)

派遣内容：1回2時間程度、1管理会社につき4回まで

派遣員：東京都マンション管理士会会員

(実 績)

認定制度セミナー：21名参加

アドバイザー派遣件数：1件

令和7年度予算額 3,731千円

四. 業者紹介・各補助事業 (住宅運営担当)

1 増改築施工業者の紹介

(1) 目 的

住まいの新築・増改築・修繕等を希望している区民に、区内の建設組合3団体で結成した「品川区住宅センター協議会」を通じて、施工業者を紹介します。

(2) 実 績

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紹介件数	331	364	305	298	410

2 住環境改善

(1) 目 的

耐震化・不燃化に関する全般的な相談体制を整備し、戸別訪問による区民相談等の積極的な働きかけを行うことにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心な暮らしの実現を図ります。

(2) 内 容

① 品川区住宅耐震化促進協議会活動助成

住宅相談ならびに住宅診断（建物の老朽化、防火耐震性能についての診断）等の住宅改善に関する啓発活動に対し助成を行います。

(実 績)

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅相談件数	24	32	49	62	45

② 品川区住宅まつりの支援

品川区住宅まつりにおいて、区民を対象に住宅相談や耐震建物の展示、区役所ブースによる事業案内・啓発を行い住環境改善の向上を図るとともに、品川区住環境改善協議会に対して運営経費の補助を行います。（主催：品川区住環境改善協議会、後援：品川区他）



《丸太切りの様子》



《建前（上棟式）の実演》

(実 績)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催日	中止	中止	中止	11月12日	10月27日
来場者数				約2,000人	約2,500人
スタッフ数				237人	226人
天 候				雨のち曇	晴れ
福祉募金				57,441円	56,134円
区参加者数				8課25人	8課27人

※会場：西大井広場公園 時間：10時～15時

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

令和7年度予算額 3,000千円

五. 居住支援事業 （居住支援係）

1 居住支援事業（令和元年度より実施）

令和6年6月に賃貸住宅に円滑に入居できるための環境整備を推進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、高齢者・障害者・低所得者などの住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援します。

〔根拠法令等〕 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（1）居住支援協議会（令和元年度設立）

区・不動産関係団体・居住支援団体等で構成し、様々な住宅確保要配慮者への居住支援について連携を取りながら、情報共有や円滑な入居、安心できる住まいの支援や施策等について協議や検討を進めていきます。

（実績）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	1回	1回	2回	1回	1回

（2）セミナー開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを、大家および不動産事業者向けに実施し、居住支援に関する啓発や区の取り組み等の周知を行います。

（実績）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	2回	2回	2回	2回
参加者数	50名	59名	47名	32名

（3）住宅確保要配慮者入居促進事業

高齢者、障害者、ひとり親世帯および低所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方に対して、区内不動産関係団体と連携し相談者にあった住宅情報の提供を行っています。また、その情報提供の結果により入居に至った場合には、住宅確保要配慮者と賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーおよびあっ旋した不動産事業者双方に対して協力金を支払うことで、入居を促進します。

(実績)

単位：件

年度	令和3年度 (11/29～)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あっ旋決定者数	37	265	280	288
協力金支払件数 (入居した件数)	26	141	174	177

(4) 居住支援相談会（令和5年度より実施）

相談者の希望条件と提供される物件情報のミスマッチを減らすため、相談者が不動産事業者に対して、希望条件を伝えることが可能な機会を提供するための居住支援相談会を実施します。

(実績) 令和6年度 開催回数2回 相談件数21件

(5) セーフティネット住宅家賃低廉化補助（令和5年度より実施）

セーフティネット住宅の専用住宅の普及を推進するため、住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるための家賃補助を令和6年3月より開始しました。

(実績) 令和6年度 なし

令和7年度予算額 42,730千円

六. 空き家等対策事業 (空き家対策担当)

1 空き家等対策事業

平成31年3月に策定し、令和6年3月に中間見直しを行った「品川区空き家等および非空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防を推進し、空き家等の適正な管理を図るための措置および支援を行うほか、空き家および空き地の有効活用を推進することにより、区民の生活環境の向上を図ります。

〔根拠法令等〕 空き家等対策の推進に関する特別措置法

品川区空き家等および非空き家等の適正管理等に関する条例

(1) 発生予防の推進（令和元年度より実施）

① 空き家予防啓発セミナー

建物所有者である高齢者世代や高齢者の子ども世代等に対し、空き家に関する知識の習得や意識の向上を図る目的で、専門家と連携した啓発セミナーおよび相談会を行います。

(実績)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
セミナー参加者数	12名	26名	18名	14名	22名
相談会参加者数	5組	6組	2組	2組	12組

(2) 適正管理の促進

① 不適正管理状態にある空き家等に対する対応（平成27年度より実施）

不適正管理状態にある空き家等の所有者等に対し、文書または面会等により改善を促します。改善がみられない空き家等については、法令に基づき措置を行います。

(実績)

単位：戸

年度	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
空き家等の数 (うち不適正管理)	595 (107)	572 (90)	541 (97)	534 (119)	518 (132)
新たな空き家等	49	43	26	85	50
居住確認または 除却された空き家等	83	66	57	92	66
不適正管理から 改善された空き家等	24	36	36	58	47

② 空家等および非空家等適正管理審議会（平成27年度より開催）

条例に基づき、区長の附属機関として設置され、空家等および非空家等の適正な管理に関する重要な事項を調査審議します。

（審議事項）

- ア 特定空家等および特定非空家等の認定
- イ 管理不全空家等および特定空家等の勧告
- ウ 特定空家等および特定非空家等の代執行および略式代執行
- エ その他区長が必要と認める事項 など

（開催実績）

単位：回

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	0	2	0	1	2

③ 空き家ホットライン（平成28年度より実施）

近隣等からの相談・情報提供を受け付け、区や専門相談窓口と連携を図り、不適正管理状態にある空き家等については、現地調査等の初動対応を行います。

（実績）

単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談・情報提供の受付	54	27	31	51	40
現地調査	341	390	354	536	328

④ 財産管理制度の活用（令和6年度より実施）

所有者が不明または不存在である不適正管理状態の空き家等の解決を図るため、裁判所に対して不在者財産管理人や所有者不明建物管理命令等の申し立てを行います。

（実績） 令和6年度 申立件数 相続財産清算人：1件

不在者財産管理人：1件 合計2件

（3）利活用の推進

① 品川区空き家専門相談窓口（令和3年度より実施）

空き家所有者や管理者等からの相続問題や売却・賃貸などの専門的な相談に対して、ワンストップで相談できる窓口を設置しました。区の助成制度の案内や利活用の提案を行うことで解決につなげます。

（実績）

年度	令和3年度 (8/24~)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	25	28	46	32
解決件数	6	9	18	25

令和7年度予算額 19,715千円

七．建築紛争調整事務（開発指導担当）

1 都市計画法に基づく開発許可事務

（１）目 的

開発許可制度に基づき、公共施設などの整備・改善指導を行い、無秩序な土地利用を抑制し、快適かつ機能的な都市環境の確保を図ります。

〔根拠法令等〕 都市計画法

（２）開発許可の内容

開発許可を必要とする開発行為とは、開発区域の土地面積が500㎡以上で、主として建築物の建築または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画の変更、形や質の変更をいいます。

開発行為の許可件数および面積

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話・来庁による開発行為相談（件）	175	170	172	175	190
開発許可（件）	2	1	3	2	2
開発許可面積（㎡）	1,104.36	542.62	6,593.3	4,565.37	3,291.59
変更許可（件）	1	1	0	2	1

2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可に関すること

（１）目 的

「宅地造成および特定盛土等規制法」に基づき盛土、切土または土石の堆積に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害の防止を図ります。

（２）盛土規制の内容

建築物の建築にかかわらず、一定規模以上の盛土、切土または土石の堆積を行う場合における、災害防止のための必要な規制を行います。

盛土規制法の許可件数および面積

項 目	令和6年度 (7/31～)
許可（件）	2
許可面積（㎡）	1,088.89
変更許可（件）	0

3 建築審査会

(1) 目 的

建築基準法に基づき、区長の附属機関として設置され、審査請求に対する裁決および特定行政庁の許可等に対する同意・不同意の判断ならびに重要事項の調査審議を行います。
〔根拠法令等〕 建築基準法

(2) 建築審査会の職務内容

- ① 建築基準法、同施行令および関係条例の規定による特定行政庁および建築主事等の処分または不作為についての審査請求を審理し裁決すること
- ② 建築基準法上、特定行政庁が例外的に許可する事項について、同意、不同意の判断をすること
- ③ 特定行政庁の諮問に応じて建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議すること

建築審査会審査請求および同意案件取扱件数

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）		6	9	9	9	8
審 査 請 求 件 数	審査請求（件）	1	2	2	1	1
	裁 決（件）	1	1	1	1	1
	取下げ（件）	0	0	0	0	0
	その他（審理中）	0	1	1	1	1
同 意 案 件 数	同意議案提案（件）	13	13	6	9	4
	内 訳	同 意（件）	13	6	9	4
		不同意（件）	0	0	0	0
		取下げ（件）	0	0	0	0

令和7年度予算額 2, 6 7 7 千円

4 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務

(1) 目 的

建築紛争の予防と建築紛争に至ったときの調整手続きを定めた「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、マンションなど中高層建築物の建築に際して、良好な近隣関係の保持と地域における健全な生活環境の維持向上を図るよう調整を行っています。

〔根拠法令等〕 品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

(2) 紛争の予防事務

条例に基づき、対象となる建築物を建築しようとする場合には、建築計画の概要を標識により事前に公開し、さらに近隣住民（町会長や商店会長など地域の住民組織の代表も含む。）に対し、建築計画の説明会の開催をお願いしています。

また、建築主に対し、建築物を計画する場合は、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し良好な近隣関係を保つよう指導するとともに、紛争が生じた場合は、建築主および近隣住民に対して、譲り合いの気持ちを持って解決するようお願いしています。

(3) 紛争の調整事務

中高層建築物の建築に伴い、建築主と近隣住民との間で紛争の解決の見込みがないときは、双方からの申出により弁護士、学識経験者による「あっせん」および「調停」を行います。

建築紛争事務取扱件数

単位：件

項 目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
標識設置届			213	191	184	172	179
電話・来庁による建築紛争相談			72	136	85	154	180
陳情書受付			6	3	1	2	3
建築紛争処理結果	受付数	当該年度	2	8	1	3	3
		過年度分	0	0	1	0	0
		合 計	2	8	2	3	3
	解決数	当該年度	0	0	0	0	2
		過年度分	0	0	0	0	0
		合 計	0	0	0	0	2
	未解決件数	当該年度	2	8	1	3	1
		過年度分	0	0	1	0	0
		合 計	2	8	2	3	1
	あっせん件数	当該年度	1	1	1	1	2
		過年度分	0	0	1	0	0
		合 計	1	1	2	0	2
	調停件数	当該年度	0	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0	0
		合 計	0	0	0	0	0

※あっせんによって、紛争解決の見込みがないときは、調停に移行することがあります。

令和7年度予算額 9 6 6 千円

5 建築物の解体工事に関する事前周知

(1) 目 的

建築物の解体工事計画について、事業者に対し近隣への事前説明を求め、解体工事による近隣住民との紛争を未然に防ぎ、住民の快適な生活環境と良好な近隣関係を確保します。

〔根拠法令等〕品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

(2) 解体工事に関する指導内容

建築物の床面積が80㎡以上の解体工事について、標識により解体計画を事前に周知するとともに、解体工事に伴う騒音や振動、アスベスト等の有害物質の有無、処理方法について、近隣住民に説明を行うよう事業者には協力をお願いしています。

単位：件

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
解体標識設置届出	471	524	513	517	521

6 葬祭場等の設置に係る環境整備

(1) 目 的

葬祭場等の設置について、事業主などと近隣住民との紛争を未然に防止し、あわせて良好な生活環境と地域社会の形成を確保するよう、事業主に対して葬祭場の設置計画・管理などについて事前協議を行っています。

〔根拠法令等〕 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

(2) 内 容

葬祭場を、新築、改築、用途変更および使用方法の変更などにより設置する場合に、設置計画の標識設置、説明会の開催、壁面後退、緑地の確保、自動車駐車場の確保、管理体制の確立等について、事業主と協議しています。

対象建築物

- ・業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設
- ・業として遺体を保管する施設
- ・業として薬剤を使った遺体の保存、修復などの作業を行う施設

葬祭場等の設置に関する指導件数

単位：件

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
葬 祭 場 設 置 要 綱 に 基 づ く 協 議 件 数	0	0	0	0	1

木密整備推進課

2025

木密整備推進課

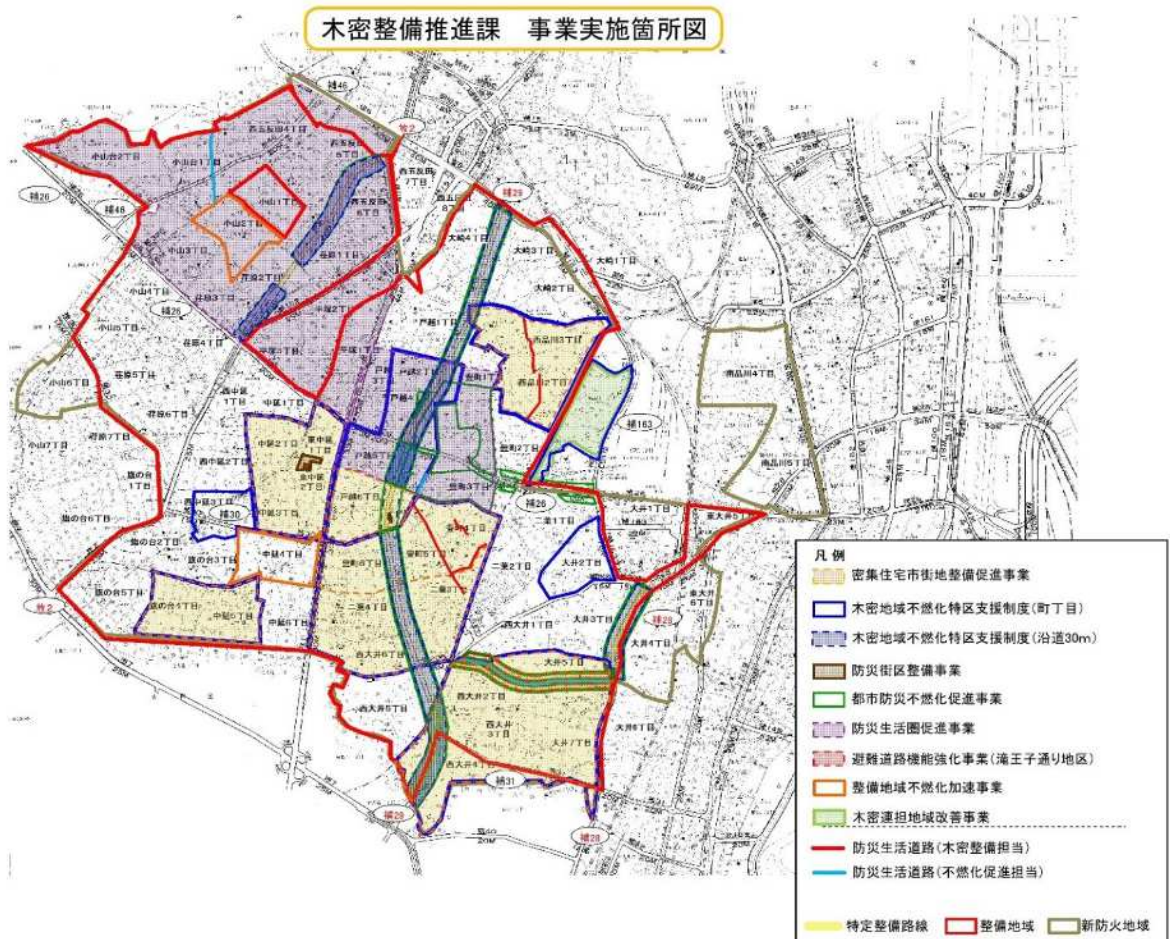
係別事務分掌

木密整備担当(主査)

- 1 密集市街地における街区の整備および不燃化の促進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

不燃化促進担当(主査)

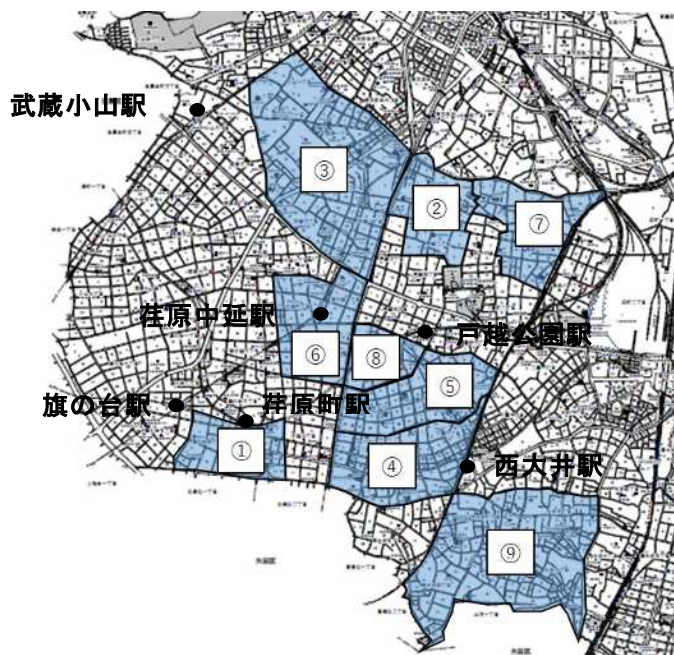
- 1 特定整備路線に係る沿道の整備および延焼遮断帯の形成の促進に関すること。
- 2 広域避難場所周辺の不燃化の促進に関すること。



一. 密集住宅市街地整備促進事業（木密整備担当）

密集住宅市街地における防災性の向上と居住環境の改善を図るため、国土交通省の「住宅市街地総合整備事業」や東京都の「東京都防災密集地域総合整備事業」などの補助事業を活用し、老朽建築物の除却、共同・協調建替えの促進、従前居住者の居住確保、道路や防災活動広場等の整備などを総合的にを行います。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

	地 区 名	事業期間	計画内容
①	旗の台・中延地区	平成元(1989) ～令和 11 年度(2029)	広場用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、防災街区整備事業検討等
②	戸越一・二丁目地区	平成 5～平成 17 年度	事業完了。一部地域に地区計画
③	荏原北地区	平成 7～平成 16 年度	事業完了。
④	二葉三・四丁目、 西大井六丁目地区	平成 18～令和 7 年度 (2006) (2025)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画等
⑤	豊町四・五・六丁目 地区	平成 19～令和 7 年度 (2007) (2025)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画等
⑥	東中延一・二丁目、 中延二・三丁目地区	平成 19～令和 7 年度 (2007) (2025)	広場・道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討、防災街区整備事業実施等
⑦	西品川二・三丁目 地区	平成 30～令和 9 年度 (2018) (2027)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
⑧	戸越六丁目地区	令和 3～令和 12 年度 (2021) (2030)	広場用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画、防災街区整備事業検討等
⑨	大井・西大井地区	令和 5～令和 14 年度 (2023) (2032)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等

3 実 績 (平成2年度～令和6年度)

項 目	旗の台・中延地区	戸越一・二丁目地区 (事業完了)	荏原北地区 (事業完了)	二葉三・四丁目、 西大井六丁目地区	豊町四・五・六丁目地区	東中延一・二丁目・ 中延二・三丁目地区	西品川二・三丁目地区	戸越六丁目地区	大井・西大井地区	合計
老朽住宅の 建替え促進	3 棟 (27 戸)	12 棟 (121 戸)	11 棟 (158 戸)	0	0	0	0	0	0	26 棟 (306 戸)
防災広場等 整備	5 か所	3 か所	4 か所	7 か所	9 か所	3 か所	0	0	1 か所	32 か所
防災生活 道路整備	213 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	325 m ²	93 m ²	12 m ²	0	0	2,096 m ²
行き止まり 道路整備	0	2 か所	0	0	1 か所	0	0	0	0	3 か所
道路用地取 得	157 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	324 m ²	93 m ²	12 m ²	0	0	2,039 m ²
従前居住者 用住宅整備	0	1 棟 (10 戸)	0	0	0	1 棟 (31 戸)	0	0	0	2 棟 (41 戸)
まちづくり 事務所設置	0	1 か所	0	0	0	0	0	0	0	1 か所
事業用地 取得	0	0	0	6 か所	5 か所	0	0	0	0	11 か所

4 計 画 令和7年度

【各地区共通】

老朽住宅の建替え促進、防災生活道路・防災広場の整備、行き止まり、未接道敷地の解消・検討、道路・広場用地の取得

【地区計画の検討】

- ・⑥東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区 (変更)
- ・⑦西品川二・三丁目地区 (策定)
- ・⑨大井・西大井地区 (策定)

【防災生活道路拡幅整備】

＜西品川 3 丁目 15 番＞

整備前



整備後



＜西品川 2 丁目 7 番＞



【防災広場整備】

＜二葉三南防災広場＞



令和 6 年度整備

＜西六一区防災広場＞



平成 6 年度整備

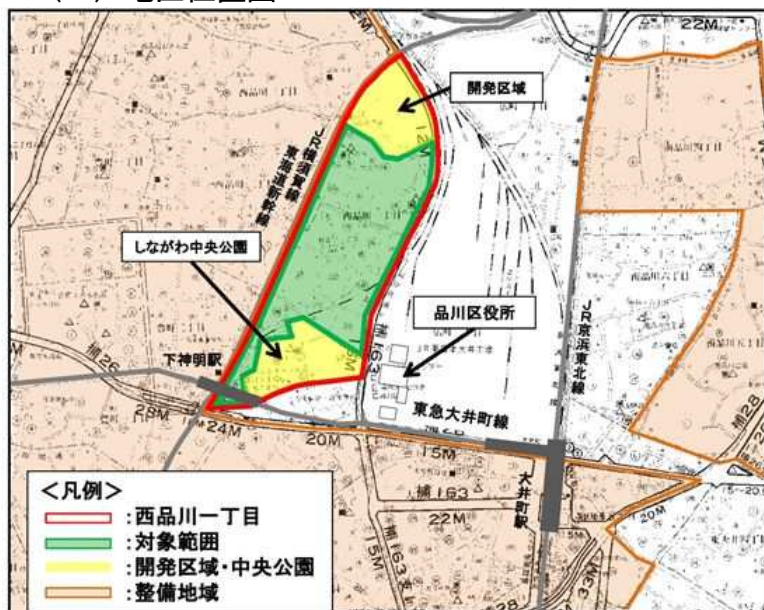
5 木密連担地域改善事業

「防災都市づくり推進計画の基本方針」（東京都：令和7年3月改定）における「整備地域」は、指定の基準となる地域危険度・不燃領域率が町丁目全域の平均値である上に、指定の基本単位が防災生活圈（延焼遮断帯に囲まれた圏域）という広範な区域であるため、局所的に密集度が高いにも関わらず整備地域の指定から外れているエリアが存在します。

このような状況を改善するため、東京都は平成28年度から整備地域外における防災まちづくり関する方針の検討に対し、支援を行う方針が示されました。

区では、整備地域外で局所的に密集度が高いエリアにおいて防災まちづくりの検討をすることとし、対象として、整備地域内である西品川二・三丁目地区に隣接し、密集市街地が形成されている西品川一丁目を選定しました。

（１）地区位置図



地区位置図



現地状況

（２）事業地区

西品川一丁目地内（西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域およびしながわ中央公園の区域を除く）

（３）計 画 令和7年度

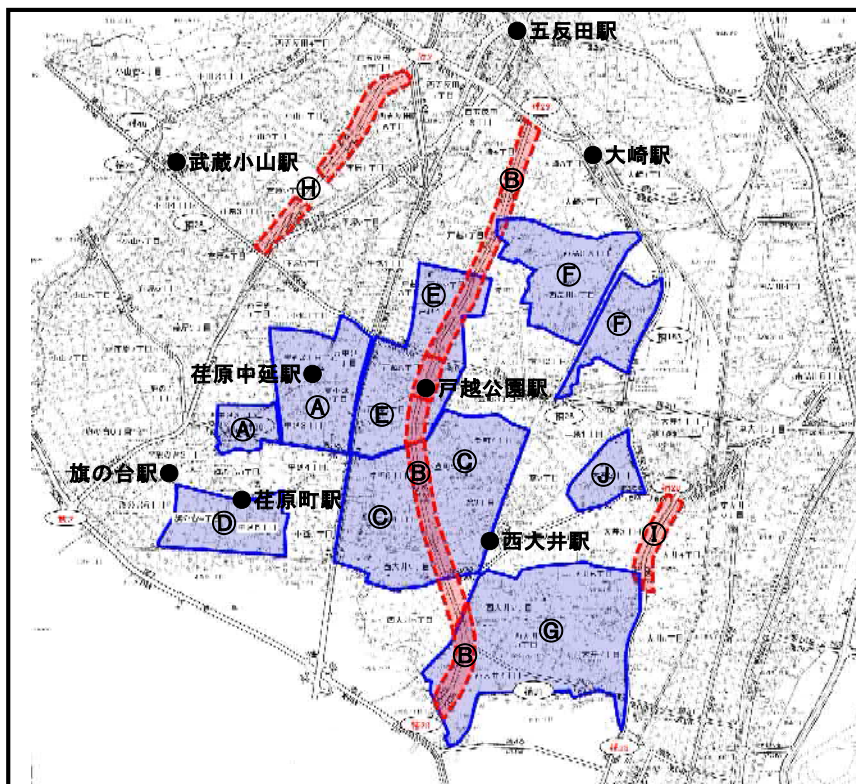
まちづくり懇談会の開催、まちづくりニュースの発行、まちづくりルール（地区計画）の検討

令和7年度予算額 1, 0 2 8, 3 0 9千円

二. 不燃化特区支援事業（木密整備担当）

令和2年度まで「不燃化10年プロジェクト」として区内9地区で進めてきました不燃化特区支援事業では、東京都が制度の5年間延伸を決定し、事業期間を令和7年度までとしたことを受け、令和3年度より1地区を追加、2地区を拡大しました。引き続き、燃えないまちの実現を目指して、事業（老朽家屋除却、移転、建替えの助成等）を推進していきます。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

	地 区 名	事業期間	備 考
①	東中延一・二丁目、中延二・三丁目 及び西中延三丁目地区 ※西中延三丁目は R3 拡大地区	平成 25～令和 7 年度 (2013) (2025)	先行実施地区
②	補助 29 号線沿道地区	平成 25～令和 7 年度 (2013) (2025)	本格実施地区 (前倒し地区)
③	豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目 及び西大井六丁目地区		
④	旗の台四丁目・中延五丁目地区		
⑤	戸越二・四・五・六丁目地区		
⑥	西品川一・二・三丁目地区 ※西品川一丁目は R3 拡大地区	平成 26～令和 7 年度 (2014) (2025)	本格実施地区
⑦	大井五・七丁目、 西大井二・三・四丁目地区	平成 27～令和 7 年度 (2015) (2025)	
⑧	放射 2 号線沿道地区		
⑨	補助 28 号線沿道地区		
⑩	大井二丁目地区 ※R3 追加地区	令和 3 年～令和 7 年度 (2021) (2025)	

3 実 績 （平成25年度～令和6年度 助成実績件数）

地 区 名	老朽建築物除却		不燃構造化 支援助成	住替え 支援助成
	不燃化特区 支援事業	※耐震化 支援事業		
東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び 西中延三丁目地区	201	29	84	106
補助29号線沿道地区	23	9	45	46
豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目 及び西大井六丁目地区	331	79	161	182
旗の台四丁目・中延五丁目地区	119	18	59	91
戸越二・四・五・六丁目地区	125	31	80	96
西品川一・二・三丁目地区	164	23	84	92
大井五・七丁目、 西大井二・三・四丁目地区	277	43	169	193
放射2号線沿道地区	11	4	7	8
補助28号線沿道地区	1	7	5	4
大井二丁目地区	22	2	11	10
計	1,274	243	705	828

※ 建 築 課 事 業

4 計 画 令和7年度

地 区 名	計画内容
東中延一・二丁目、中延二・三丁目 及び西中延三丁目地区	【助成支援】 ・取壊し・建替えに関する相談に専門家を派遣 ・老朽建築物の解体除却費用の助成 ・解体・建替えのための引越し費用の助成 ・燃えない、燃えにくい建物を建てる費用の助成 ・固定資産税・都市計画税の減免 【周知活動】 ・PR動画を活用し、屋外等のデジタルサイネージにて 放映を検討 ・住宅展示場等への出張案内会の実施 ・戸別訪問の実施（3地区）
補助29号線沿道地区	
豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目 及び西大井六丁目地区	
旗の台四丁目・中延五丁目地区	
戸越二・四・五・六丁目地区	
西品川一・二・三丁目地区	
大井五・七丁目、 西大井二・三・四丁目地区	
放射2号線沿道地区	
補助28号線沿道地区	
大井二丁目地区	

令和7年度予算額 1,693,258千円

(1) 助成支援の内容

- ① 老朽木造建築物の解体除却に対して1㎡あたり最大32,000円かつ上限16,000,000円の助成が受けられます。(助成対象：平成17年3月31日以前に建築された木造建築物、昭和56年5月31日以前に建築された軽量鉄骨造建築物)
※軽量鉄骨建築物は限度額が異なります。
- ② 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度5回まで、専門家(弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど)を無料で派遣します。
- ③ 更地になった土地や建替えた家屋に対して、最長5年間にわたり8割ないし10割の固定資産税や都市計画税の減免が受けられます。
- ④ 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費・不燃構造化費用について助成が受けられます。
- ⑤ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金(礼金等)・家賃について助成が受けられます。

(2) 周知活動の実施

区ホームページや広報誌による周知の他、戸別訪問やパンフレットのポスティング、PR動画を作成しSNS等での周知などを実施してきました。今後も区内住宅展示場等民間企業と連携した周知など、様々な手法を活用した積極的な事業周知に努めてまいります。

(3) 防災建替え相談窓口

不燃化特区内にある老朽建築物の建替えや解体除却を促進するために、資金・税制・建築計画などについての相談を無料で受ける窓口を開設しています。



【相談窓口】

所在地：品川区豊町 3-2-1
シルバー高山 101 号室
電話：03-6421-6777

専門家との相談の様子
(一級建築士)



三. 防災街区整備事業 (木密整備担当)

密集住宅市街地整備促進事業地区内において、密集住宅市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的として防災街区整備事業による共同化建替えを推進しています。



中延二丁目旧同潤会地区

1 事業地区および事業期間

地区名 (面積)	準備組合設立	都市計画決定	組合設立認可	工事着工	工事竣工
荏原駅前地区 (0.1ha) ※事業完了	平成24年 3月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 11月	平成28年 3月
中延二丁目旧同潤 会地区 (0.7ha) ※事業完了	平成26年 3月	平成27年 4月	平成28年 2月	平成29年 2月	平成31年 3月
東中延一丁目11番 地区 (0.2ha)	令和3年 4月	令和4年 3月	令和4年 10月	令和6年 1月	令和7年度 (予定)
戸越六丁目18・20 番東地区 (0.2ha)	令和6年 3月	令和7年 1月	未定	未定	未定
旗台小学校前地区 (0.1ha)	令和6年 7月	未定	未定	未定	未定

令和7年度予算額 664,192千円

四. 都市防災不燃化促進事業（不燃化促進担当）

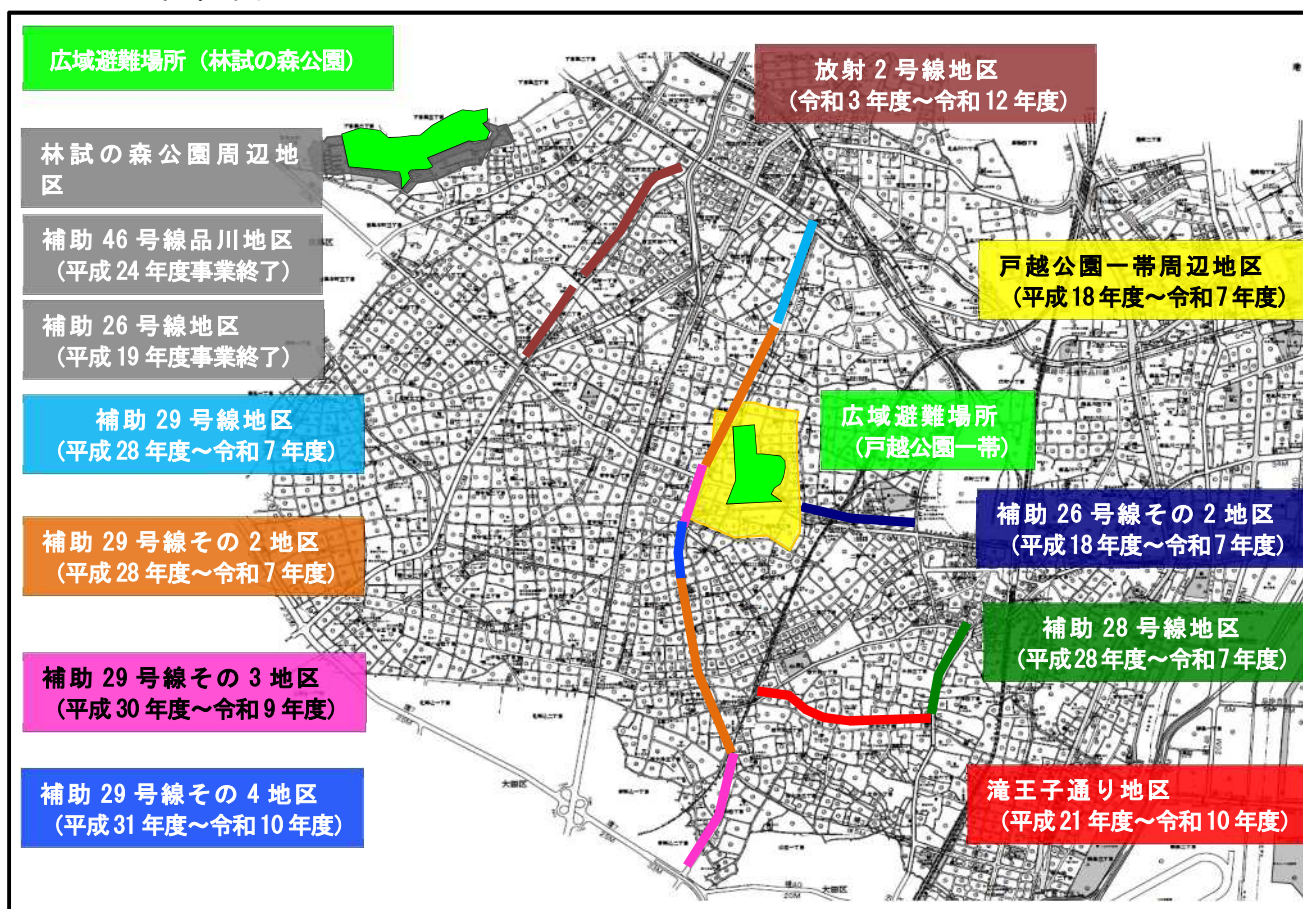
広域避難場所および避難路のより一層の安全確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図るため、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する事業です。

広域避難場所周辺と避難路沿道において「品川区建築物不燃化促進条例」に基づき、以下のとおり助成を行います。

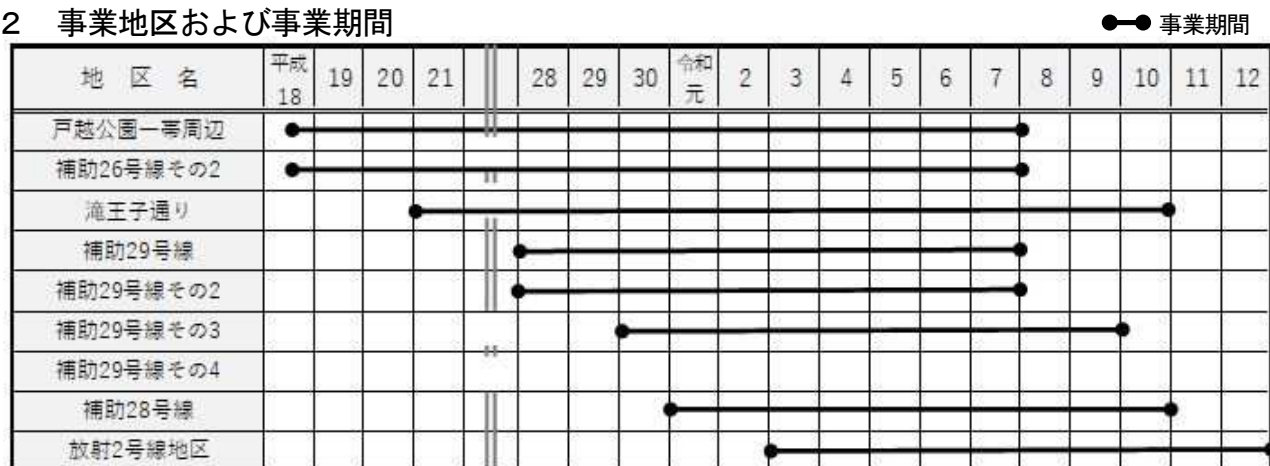
- 木造建築物(耐火建築物・準耐火建築物以外)の除却者(所有者)に除却費の一部を助成
- 一定基準に適合した耐火建築物または準耐火建築物(区域が限られます)を建築する建築主に対し、建築費の一部を助成

また、東京都が進める特定整備路線の事業進捗に合わせ、都市防災不燃化促進事業の導入、沿道まちづくりの支援等を実施していきます。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間



3 実 績

・不燃化建築助成（棟数は令和7年3月末時点）

単位：棟

地 区 名	令和元 以前計	2	3	4	5	6	計	事業期間
林試の森公園周辺	128						128	S63 年度 ～ H13 年度
補助26号線	27						27	H10 年度 ～ H19 年度
補助46号線品川	45						45	H15 年度 ～ H24 年度
戸越公園一帯周辺	127 (12)	5 (2)	8 (2)	11 (3)	9 (5)	3 (2)	163 (26)	H18 年度 ～ R 7 年度
補助26号線その2	7	0	0	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (0)	H18 年度 ～ R 7 年度
滝王子通り	35 (9)	5 (2)	3 (1)	3 (0)	4 (3)	5 (1)	55 (16)	H21 年度 ～ R10 年度
補助29号線	7 (0)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	12 (1)	H28 年度 ～ R 7 年度
補助29号線その2	21 (4)	12 (1)	6 (3)	8 (2)	5 (1)	3 (0)	55 (11)	H28 年度 ～ R 7 年度
補助28号線	15 (3)	5 (0)	5 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	30 (4)	H28 年度 ～ R 7 年度
補助29号線その3	3 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (0)	3 (1)	0 (0)	12 (2)	H30 年度 ～ R 9 年度
補助29号線その4	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (2)	H31 年度 ～ R10 年度
放射2号線地区			2 (1)	2 (0)	3 (0)	1 (1)	8 (2)	R 3 年度 ～ R12 年度
総 計	215 (28)	35 (8)	27 (8)	30 (6)	24 (10)	17 (4)	548 (64)	

※ ()内は助成件数全体のうち「準耐火建築物」の助成棟数

・不燃化除却助成（棟数は令和7年3月末時点）

単位：棟

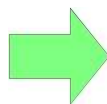
地 区 名	令和元 以前計	2	3	4	5	6	計	事業期間
戸越公園一帯周辺	33	7	7	7	6	6	66	H26 年度 ～ R 7 年度
補助26号線その2	3	0	0	0	0	3	6	H26 年度 ～ R 7 年度
滝王子通り	18	2	6	4	3	6	39	H26 年度 ～ R10 年度
補助29号線	6	0	1	2	3	2	14	H28 年度 ～ R 7 年度
補助29号線その2	33	12	6	8	8	6	73	H28 年度 ～ R 7 年度
補助28号線	1	1	2	0	0	2	6	H28 年度 ～ R 7 年度
補助29号線その3	2	3	2	0	1	1	9	H30 年度 ～ R 9 年度
補助29号線その4	2	0	0	0	0	1	3	H31 年度 ～ R10 年度
放射2号線地区			0	0	2	2	4	R 3 年度 ～ R12 年度
総 計	98	25	24	21	23	29	220	

※ 除却助成は平成26年度からスタート（国・都に準じて）

○不燃化建築助成の一例（戸越公園一帯周辺地区）



建替え前



建替え後

4 計 画 令和7年度

・不燃化助成

地 区 名	除却助成	建築助成
戸越公園一带周辺地区	7棟	9棟
補助26号線その2地区	1棟	1棟
滝王子通り地区	7棟	6棟
補助29号線地区（大崎区間）	2棟	2棟
補助29号線その2地区（戸越/豊町・西大井区間）	7棟	6棟
補助28号線地区	1棟	3棟
補助29号線その3地区（戸越公園（北側）/西大井・東馬込区間）	1棟	2棟
補助29号線その4地区	1棟	1棟
放射2号線地区	1棟	2棟

・委託料

事業促進業務委託 9地区

不燃化建築計画業務委託 9地区

都市防災不燃化促進事業延伸業務委託 5地区

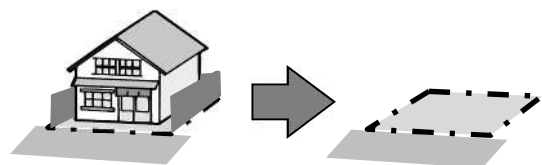
令和7年度予算額 190,853千円

（1）助成の内容

①除却助成

耐火・準耐火建築物以外の木造建築物を除却する場合、除却助成対象建築物の床面積等に応じ、除却者（所有者）に対して助成されます。

※現在建っている木造建築物の除却のみでも助成の対象となります。



②建築助成

1）一般建築助成（基本となる助成）

建築助成対象建築物の1階から3階までの建築助成対象床面積に応じ、建築主に対して助成されます。

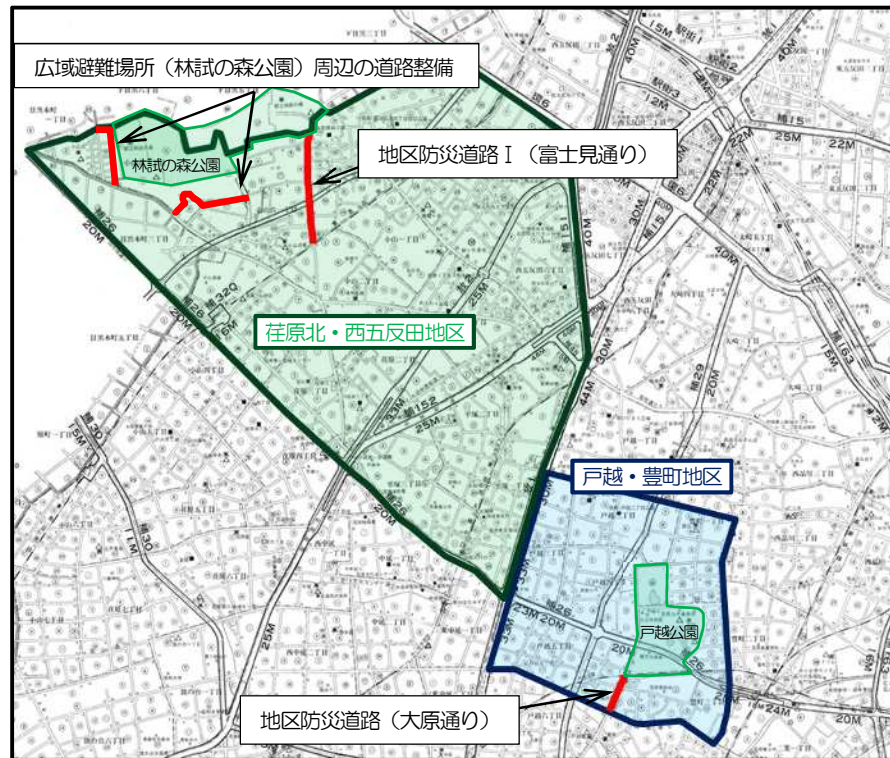
2）加算助成

- ・住宅型不燃建築物助成
- ・共同建築助成（100万円）
- ・協調建築助成（60万円）
- ・三世代住宅助成（60万円）

五. 防災生活圈促進事業（不燃化促進担当）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難経路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圈の形成を図っています。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	平成 10	11	18	19	23	24	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
荏原北・西五反田	●														●
戸越・豊町			●											●	

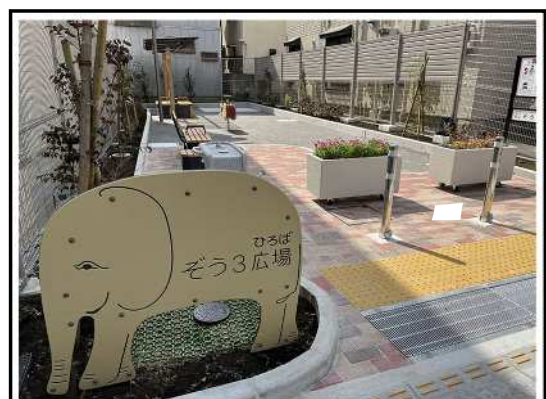
3 実績

○ 地区防災道路拡幅整備
(荏原北・西五反田地区)



富士見通り（拡幅整備状況）

○ 防災広場整備
(戸越・豊町地区)



ぞう3広場（戸越三丁目）

(1) 用地取得・整備（平成10年度～令和6年度）

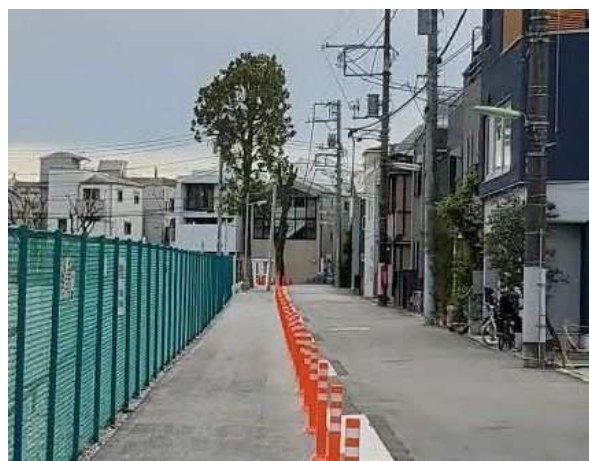
(箇所)

		令和 元以前	2	3	4	5	6	合 計
荏原北・西五反田	道路用地取得	21	1	0	0	1	0	23箇所
	拡幅整備	19	1	1	0	0	1	22箇所
	広場用地取得	5	0	0	0	0	0	5箇所
	広場整備	5	0	0	0	0	0	5箇所
戸越・豊町	道路用地取得	7	0	0	0	0	0	7箇所
	拡幅整備	7	0	0	0	0	0	7箇所
	広場用地取得	7	0	0	0	0	0	7箇所
	広場整備	6	0	1	0	0	0	7箇所

(2) 林試の森公園周辺道路の整備



【西側】

2m拡幅
(暫定)

・西側道路

用地取得：令和2年度（841.26㎡） 道路暫定整備工事：令和5年度（約153m）

※本整備工事は、福祉施設の整備後に実施予定

・南東側道路（水車門～南門）

用地取得：令和3年度（515.66㎡） 道路暫定整備工事：令和5年度（約182m）

用地取得（南門付近国有地）：令和6年度（349.08㎡）

※本整備工事は、林試の森公園の拡張整備後に実施予定

※南門付近の都有地は、令和7年度に用地取得（437㎡）予定

4 計 画 令和7年度

・道路整備工事

地区防災道路（大原通り）

・用地取得費（測量委託、土地鑑定評価委託、財産購入費）

地区防災道路（大原通り、富士見通り）

林試の森公園周辺拡幅道路用地取得（都有地）

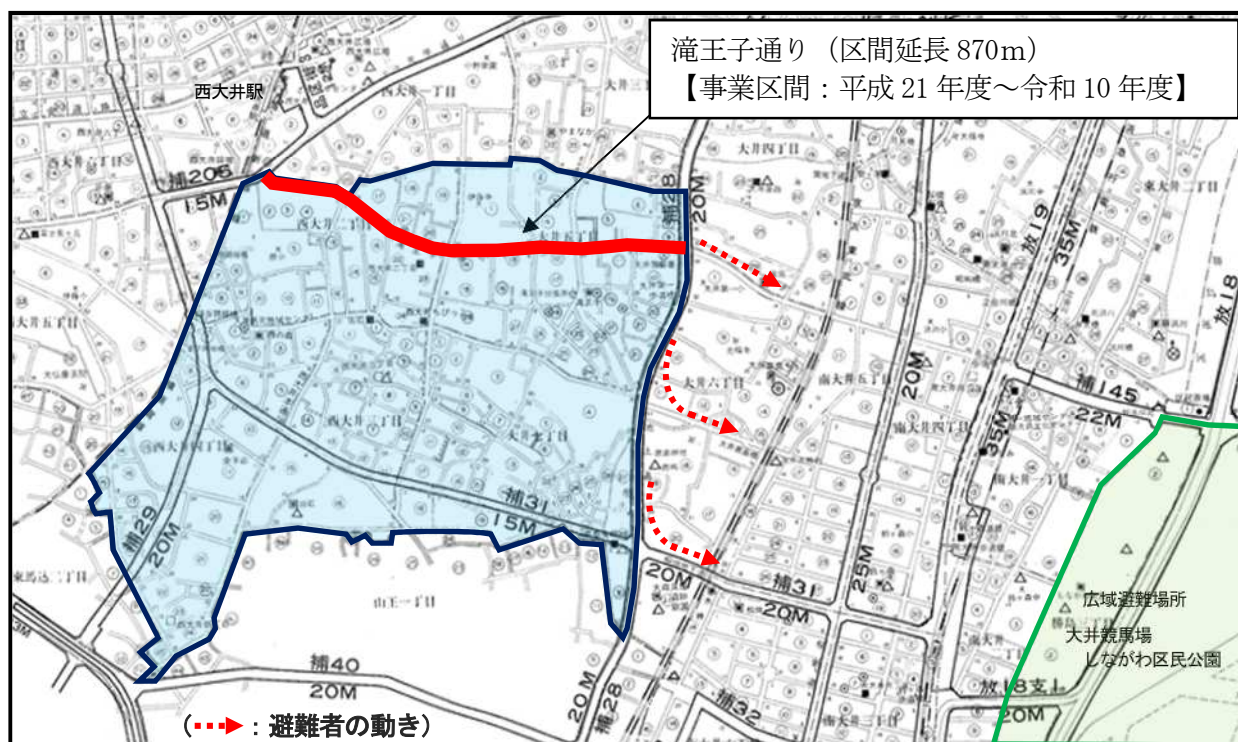
・小山台一丁目地区地区計画変更業務委託

令和7年度予算額 381,501千円

六. 避難道路機能強化事業（滝王子通り地区）（不燃化促進担当）

広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するため、滝王子通りの現況幅員約7.2mを10mに拡幅する事業です。また、安全な避難道路としての沿道を整備し、都市防災不燃化促進事業による不燃化も促進しています。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	平成 21	22	23	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
滝王子通り	●													●

3 実績

	令和 元以前	2	3	4	5	6	合 計
用地 取得	18 箇所 338.62 m ²	0 箇所 0 m ²	3 箇所 12.44 m ²	3 箇所 19.97 m ²	4 箇所 41.51 m ²	1 箇所 17.97 m ²	29 箇所 430.51 m ²
拡幅 整備	16 箇所 181.35m	0 箇所 0m	0 箇所 0m	3 箇所 15.77m	2 箇所 4.83m	4 箇所 33.30m	25 箇所 235.25m

【避難道路拡幅整備状況（滝王子通り）】

拡 幅 前



拡 幅 後



拡 幅 前



拡 幅 後



4 計 画 令和7年度

- ・土地鑑定委託 2箇所
- ・測量委託 2箇所
- ・道路拡幅整備工事 3箇所
- ・拡幅用地取得費 3箇所

令和7年度予算額 54,728千円

七. 従前居住者用住宅の管理（木密整備担当）

密集住宅市街地整備促進事業等の実施に伴い、公共施設用地の提供や共同化事業への参加、老朽建築物の除却等により現在の住宅に居住できなくなる方を対象とした賃貸住宅（従前居住者用住宅）を設置し、その管理および運営を行っています。令和4年度には、UR都市機構が設置した住戸の一部を借上げて運営する新たな住宅（コンフォール品川西大井）を開設しました。事業協力者が安心して密集事業に協力いただけるよう、居住環境の整備を図っていきます。

1 施設位置図



2 施設の所在地および概要

施設の名称	所在地	施設概要
ソレイユ戸越 (9戸)	戸越一丁目4番6号	構造・規模 : RC造 地上3階建て 間取り・戸数: 2DK (49.71 m ²) 1戸 1K (27.47 m ² ~31.80 m ²) 8戸
ソレイユ中延 (31戸)	中延一丁目10番12号 (中延一丁目区営住宅に併設)	構造・規模 : RC造 地上5階建て 間取り・戸数: 1DK (29.23 m ²) 24戸 2DK (48.74 m ²) 7戸
コンフォール 品川西大井 (16戸) ※全25戸中16 戸を借上げ	二葉四丁目13番14号	構造・規模 : RC造 地上6階建て 間取り・戸数: 2DK (45.98 m ²) 5戸 1LDK (40.06 m ²) 5戸 1R (29.29 m ² ~34.06 m ²) 6戸

3 計画 令和7年度

【各施設共通】

施設および借上住戸の適切な管理運営

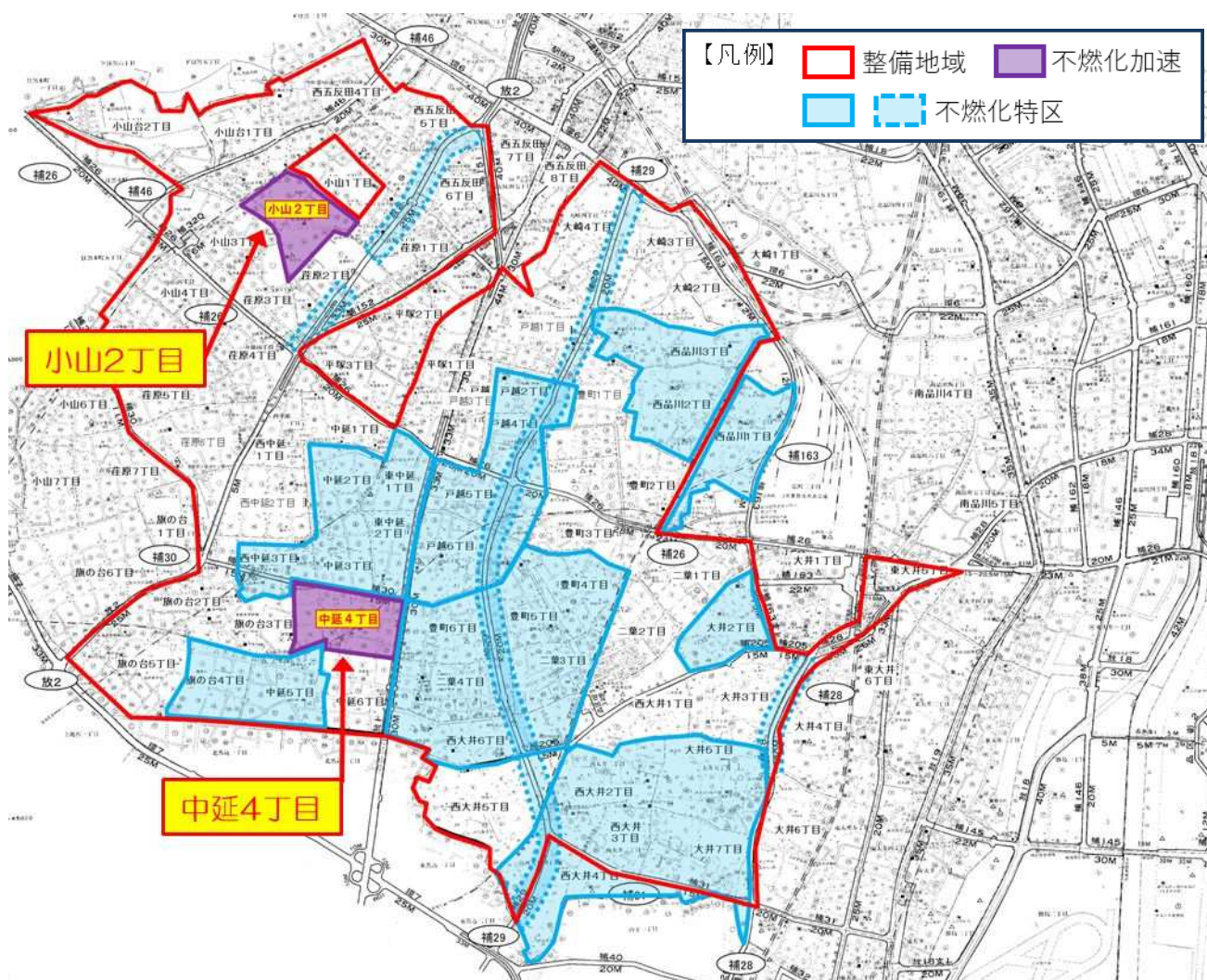
令和7年度予算額 48,461千円

八. 整備地域不燃化加速事業（木密整備担当）

震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域内における重点整備地域（不燃化特区）を除く地域の不燃化を加速させるため、不燃化特区以外の地区に老朽建築物の除却や建て替えに伴う設計・工事監理に係る一部費用の助成支援を行い、整備地域内の防災性の向上を図ります。

東京都の期限付き不燃化加速事業（令和5年度～令和7年度）を活用し、火災危険度が高く、不燃領域率が低い小山2丁目・中延4丁目の2町丁目にて助成支援を実施します。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	事業期間	備考
小山 二丁目	令和6～令和7年度 (2024) (2025)	助成支援実施地区
中延 四丁目	令和6～令和7年度 (2024) (2025)	助成支援実施地区

3 実 績 令和6年度

地 区 名	老朽建築物除却		不燃構造化 支援助成	住替え 支援助成	専門家派遣
	不燃化加速 支援助成	※耐震化 支援助成			
小山 二丁目	0	—	0	0	0
中延 四丁目	6	—	0	0	1
計	6	—	0	0	1

※ 建築課事業

4 計 画 令和7年度

地 区 名	計画内容
小山 二丁目	【助成支援】 ・取壊し・建替えに関する相談に専門家を派遣 ・老朽建築物の解体除却費用の助成 ・解体・建替えのための引越し費用の助成 ・燃えない、燃えにくい建物を建てる費用の助成（工事費除く） 【周知活動】 ・対象建築物へのパンフレットの全戸配布 ・住宅展示場等への出張案内会の実施
中延 四丁目	

5 予 定 令和7年度

地 区 名	老朽建築物除却		不燃構造化 支援助成	住替え 支援助成	専門家派遣
	不燃化加速 支援助成	※耐震化 支援助成			
小山 二丁目	3	—	2	3	1
中延 四丁目	3	—	2	3	1
計	6	—	4	6	2

※ 建築課事業

令和7年度予算額 49,225千円

(1) 助成支援の内容

- ① 老朽木造建築物の解体除却に対して1㎡あたり最大32,000円かつ上限16,000,000円の助成が受けられます。（助成対象：平成17年3月31日以前に建築された木造建築物、昭和56年5月31日以前に建築された軽量鉄骨造建築物）

※軽量鉄骨建築物は限度額が異なります。

- ② 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費について助成が受けられます。

※工事費用の助成はありません。

- ③ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金（礼金等）・家賃について助成が受けられます。

※助成対象は、老朽建築物の所有者および親族です。

- ④ 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度5回まで、専門家（弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど）を無料で派遣します。

(2) 周知活動の実施

区ホームページや広報誌による周知の他、戸別訪問やパンフレットのポスティング、PR動画を作成しSNS等での周知などを実施してきました。今後も区内住宅展示場等民間企業と連携した周知など、様々な手法を活用した積極的な事業周知に努めてまいります。

都市開発課

2025

都市開発課

係別事務分掌

都市開発担当（主査）

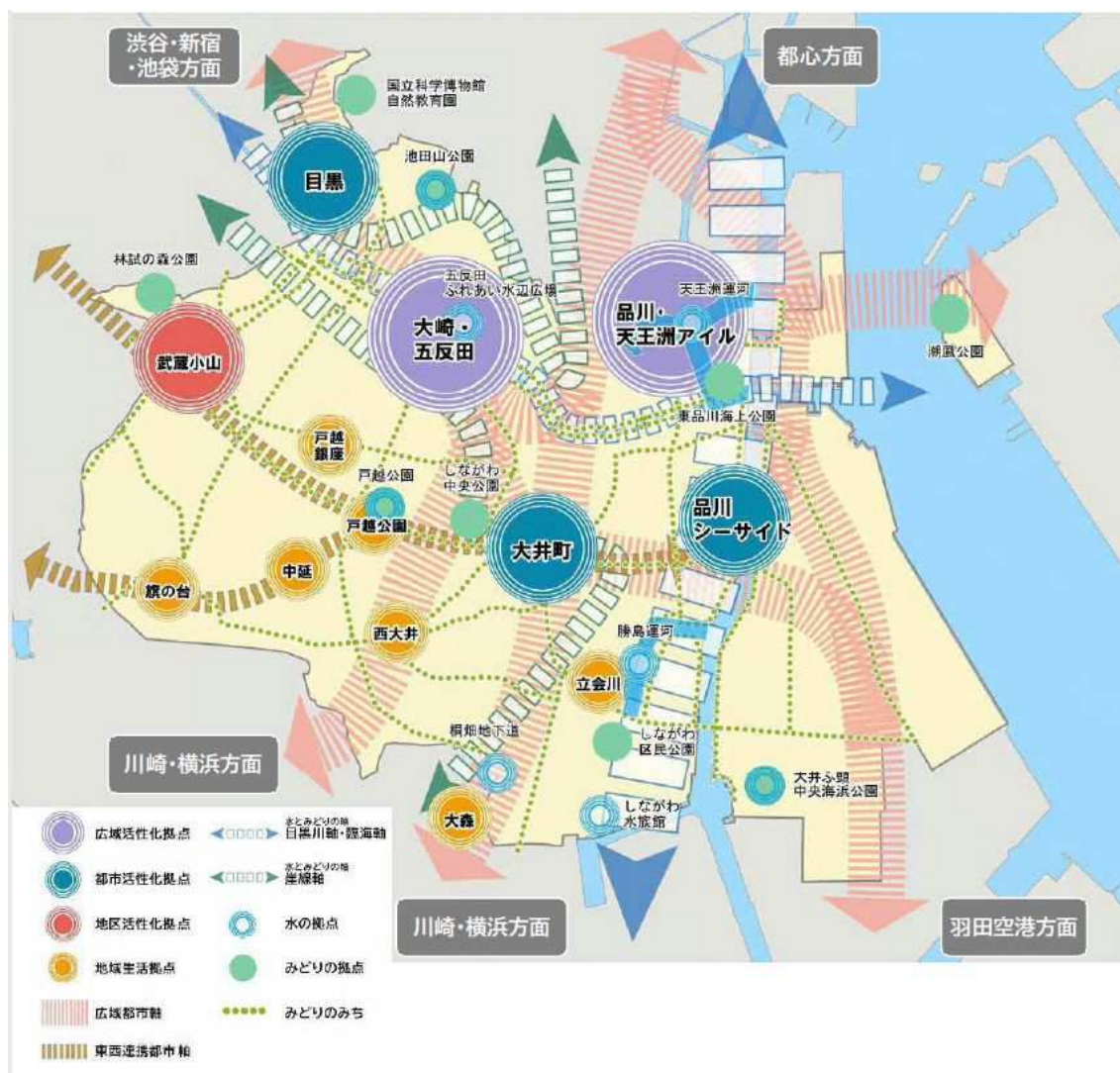
- 1 再開発等の計画、調整および推進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

立体化担当（主査）

- 1 道路と鉄道との連続立体交差化に関すること。
- 2 道路と鉄道との連続立体交差化に伴う周辺のまちづくりに関すること。
- 3 鉄道新線に関すること。

都市開発課では、「品川区まちづくりマスタープラン」（令和5年3月改定）で示された大井町駅周辺や大崎・五反田地域、さらには鉄道立体化が動き出した品川駅南地域等の拠点整備を進めるため、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間開発事業を適切に誘導、支援するとともに地域の課題を解決しながら、必要な都市基盤施設の整備を促進しています。

品川区まちづくりマスタープラン・将来都市構造図（R5.3改定版）

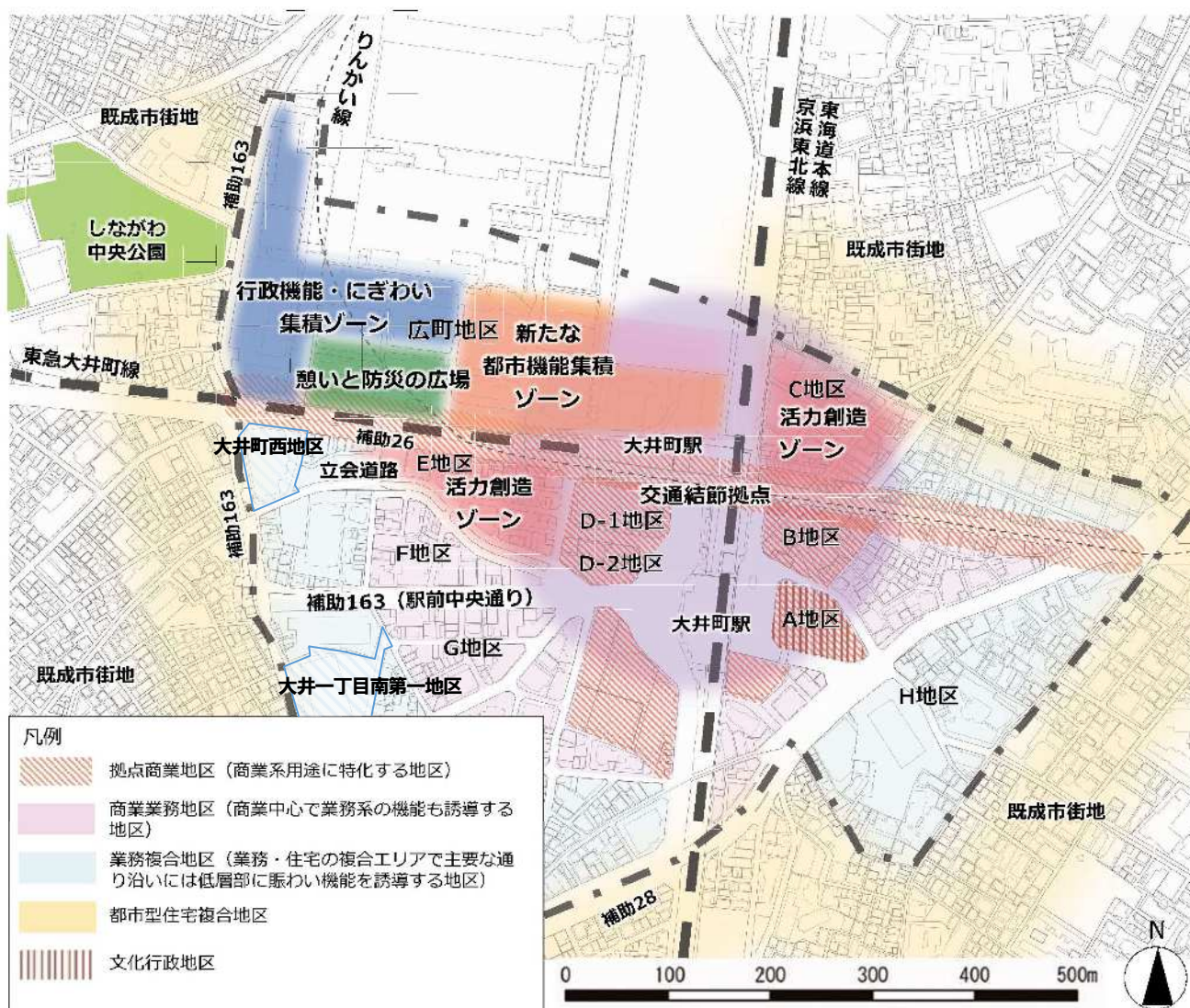


一．大井町駅周辺地区の整備（都市開発担当）

1 地区概要

大井町駅周辺地区は、「区を中心核」に位置付けられ、文化・商業・業務・交流・居住等地域の魅力を高める機能の集積を図るなど、便利で安全なまちづくりを進めています。これまでに、A地区（きゅりあん等）・D-1地区（商業施設）・大井町西地区や大井一丁目南第一地区などが都市開発諸制度等により整備されてきました。

平成23年度に「大井町駅周辺地区まちづくり構想」、令和2年度に「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を策定し、区を中心核としてふさわしい業務・商業機能が充実し、人々が集い楽しく安全に暮らすことができる都市活性化拠点の形成を図っています。



大井町駅周辺の土地利用方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を使用し作成）

2 事業概要

大井町駅周辺における歩行者の回遊性を高め、既存の賑わいと広町地区における新たな賑わいとの相乗効果を創出するための検討を行います。

J R京浜東北線の東側に隣接するC地区においては、地区内権利者による勉強会などまちづくりに関する動きが見られます。

なお、大井町駅の西側に位置するE地区においては、令和5年9月に「大井町駅西口E地区市街地再開発準備組合」が設立されました。今後は都市計画手続きに向けて、準備組合主体で計画の検討が進められます。

また、令和7年度は駅前中央通りにて、車道の一部を歩行者空間とすることでにぎわいを創出し、大井町駅周辺の歩行者回遊性を高める社会実験を地域と連携して実施します。

令和7年度予算額 58,300千円

参考：広町地区（区長室）

広町地区は、J R線・りんかい線・東急線の3路線が結節する大井町駅に近接した交通利便性の高い地区であるとともに、区役所等の行政機関が集積する、品川区の中心的な拠点となっています。

令和4年度からは土地区画整理事業（施行者：UR都市機構）が行われ、地区内では新庁舎整備や民間開発が連携を図りながら、まちづくりが進められています。



広町地区整備方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」より）

二．大崎駅周辺地区の整備（都市開発担当）

1 全体概要

大崎駅周辺は大正から昭和の初期にかけて、目黒川沿いに工場が集積し、有数な工場地帯として発展してきましたが、昭和50年代に入ると工場の転出がはじまり、跡地にマンションやオフィスビルが建設されるようになりました。品川区ではこのような土地利用の転換の動きに対応して、無秩序な開発を防止するとともに再開発事業などによる計画的なまちづくりへと誘導することを長期基本計画に位置付け、以来、事業の推進を図ってきました。

また、東京都でも昭和57年の長期計画において、大崎地区を含む6つの副都心を指定、その後、平成6年に副都心育成・整備指針を、平成9年に副都心整備計画を策定しています。

さらに平成14年7月には、大崎駅周辺の約60haの地域が都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、また同年12月には、りんかい線の全面開通や埼京線、湘南新宿ラインの乗入れにより交通アクセスが飛躍的に向上しました。

大崎のポテンシャルがますます高まっていく状況で、地域の将来像を明らかにし、一体的なまちづくりを進めていくための戦略などを検討するため、区、都および地元関係者による「まちづくり連絡会」が平成15年2月に設立され、平成16年11月には「都市再生ビジョン」がとりまとめられました。区は、この都市再生ビジョンを大崎駅周辺地域の整備方針として位置づけ、まちづくりを進めています。

大崎駅周辺地区は、これまでの再開発事業推進の経緯などから主に大きく次の3つの地区に区分されています。

●大崎駅東口地区

昭和53年の品川区長期基本計画策定とともに事業の推進を図ってきた駅周辺における再開発の先導的地区で、すでに第1地区（大崎ニューシティ 昭和62年しゅん工）、第2地区（ゲートシティ大崎 平成10年しゅん工）で事業が完了しています。また、東口第4地区では、令和5年7月に「大崎駅東口第4地区まちづくりガイドライン」を策定し、都市計画に向けた検討や協議等が進められています。

●東五反田地区

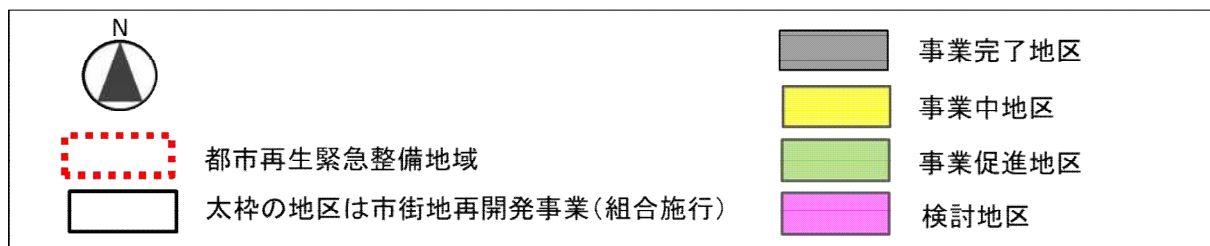
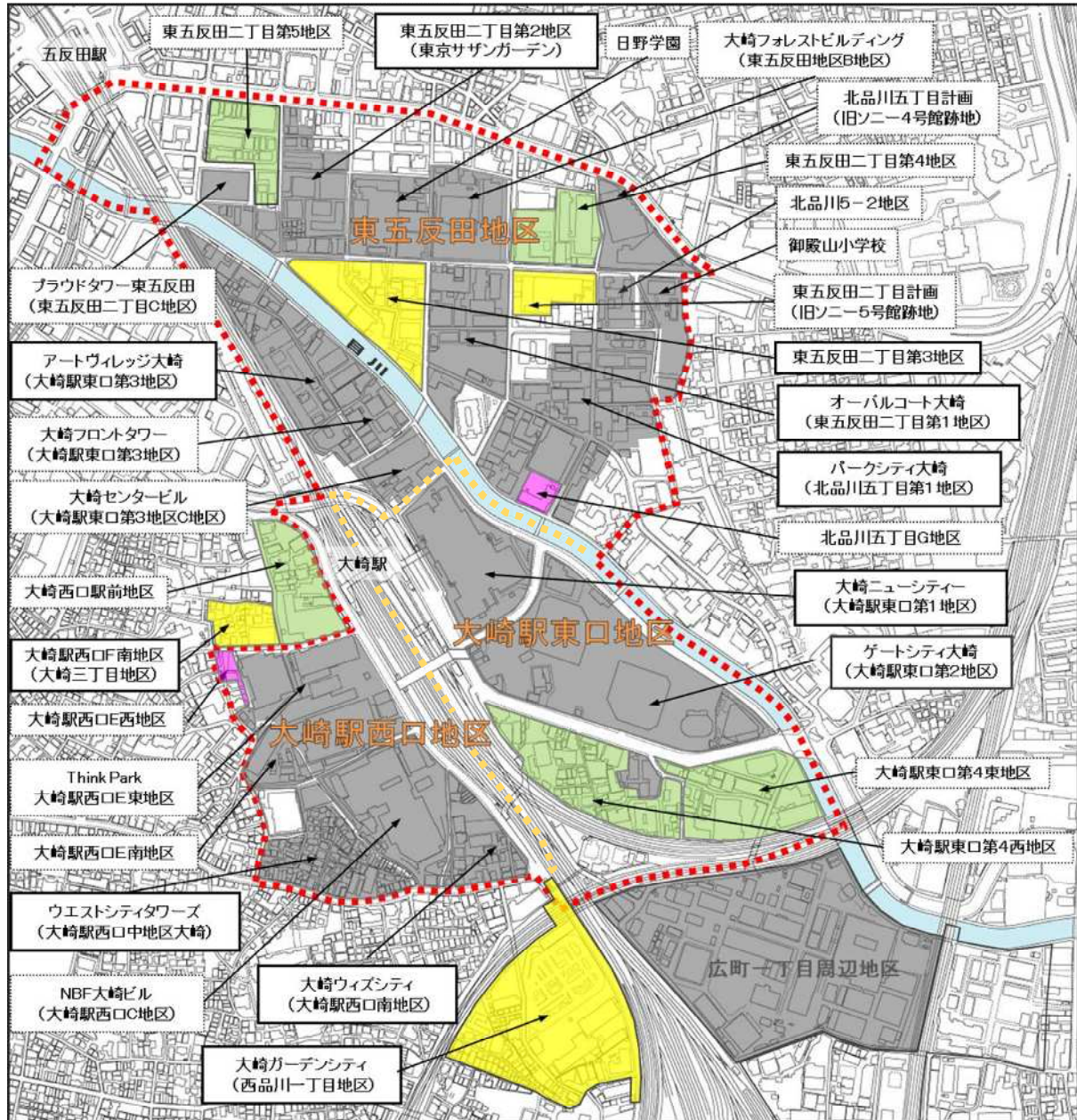
東京都の副都心構想や東口地区再開発事業などの動向を踏まえ、区では大崎駅周辺地区全体の整備指針として昭和61年度に「大崎駅周辺地区市街地整備構想」を策定しました。このうち、東五反田地区においては、地元のまちづくり組織が設立されるなど再開発への機運が高まり、平成4年に東五反田地区更新計画が策定されています。

●大崎駅西口地区

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においてもまちづくりに関するさまざまな検討が進められています。

また、上記3地区の近接地区においても、再開発事業等による計画的なまちづくりが進められています。

大崎駅周辺地区の地区区分・開発状況



2 東五反田地区の事業概要

東五反田地区は、大崎駅と五反田駅の間に位置する約29haの区域で、昭和62年以降、住民や事業者による「東五反田地区街づくり推進協議会」等が設立され、地元のまちづくり活動が活発に行われてきました。区においても平成4年に地区整備のマスタープランとして地区更新計画を作成、計画的なまちづくりを誘導、推進してきました。

これまでに東五反田二丁目第1地区（オーバルコート大崎）、大崎駅東口第3地区（アートヴィレッジ大崎）、東五反田二丁目第2地区（東京サザンガーデン）、北品川五丁目第一地区（パークシティ大崎）の4地区で市街地再開発事業が完了しました。現在、東五反田二丁目第3地区（約1.6ha）では再開発事業が実施中であり、東五反田二丁目第4地区や東五反田二丁目第5地区では再開発準備組合が設立されるなど、まちづくりが進展しています。

なお、地区計画区域内では民間開発事業も多く展開されています。

東五反田地区（再開発事業地区）



（１）東五反田二丁目第３地区

東五反田地区の中心に位置する本地区では、平成２８年３月に地元権利者により東五反田二丁目第３地区準備組合が設立されました。令和２年１０月に都市計画決定、令和４年２月に組合設立（事業計画）認可、令和５年２月に権利変換計画認可を受け、令和９年の建物しゅん工を目指して事業が進められています。地区周辺の開発整備の成果と連携した道路・歩行者空間のネットワークを構築するとともに、地域の貴重な環境資源である目黒川に沿って、公園や緑道等の親水空間の創出を目指します。

令和７年度予算 ７，８８０，６００千円

配置図



完成イメージ図



3 大崎駅西口地区の事業概要

大崎駅西口地区は、当初、駅前の大規模工場街区である明電舎地区およびソニー地区、これに隣接する住商工の混在密集地である中地区および南地区の4つの地区で構成されていました。

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においても昭和60年前後の時期からまちづくりに関する様々な検討が続けられてきました。

平成11年には、4つの地区の事業者と区とで「大崎駅西口地区まちづくり協議会」を設立、互いに調整しながら計画的な整備を進めることとし、平成14年に西口地区全体の整備方針や公共施設の配置などを地区計画で決めました。これに基づき各地区が事業を実施し、段階的に整備が進められました。

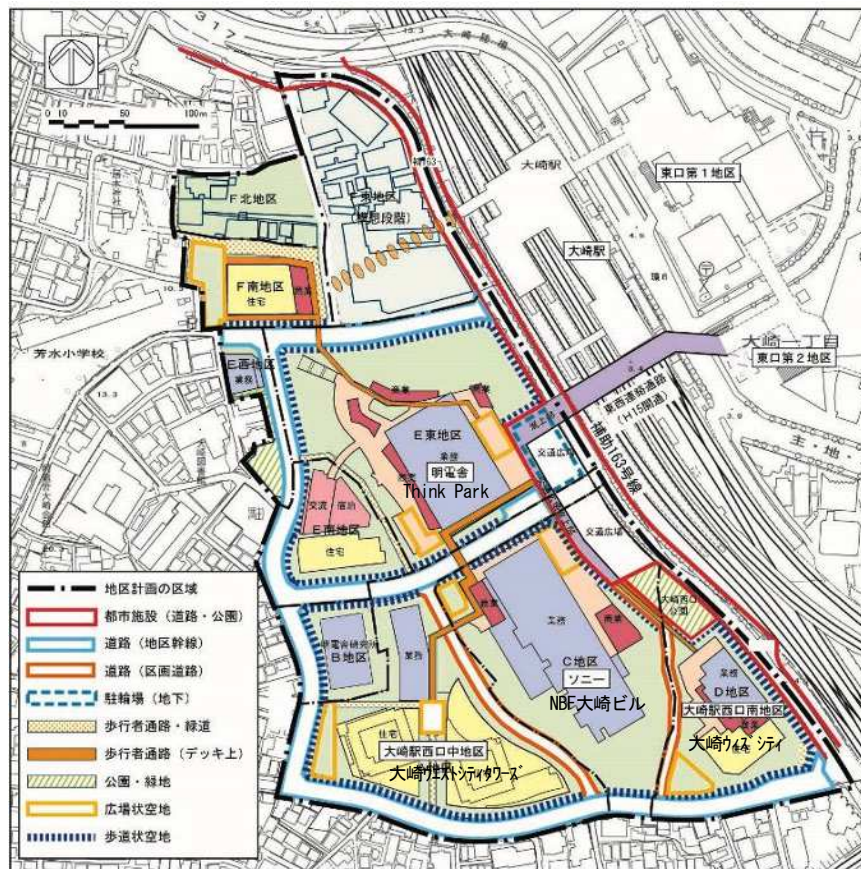
明電舎地区のうちE東地区で、都内初の「都市再生特別地区」の指定を受けて事業着手し、平成19年10月にThinkParkとしてオープンしたのに続き、中地区の市街地再開発事業が平成21年9月に、ソニー地区が平成23年3月に、南地区の施設建築物が平成26年1月にしゅん工し、平成27年3月末に事業が完了しました。

その後、西口地区は開発機運が高まった隣接地区を含めて拡大し、現在は大崎駅西口F南地区で市街地再開発事業が実施中であり、また大崎西口駅前地区でも準備組合による再開発事業の検討が行われています。



大崎駅西口地区近況

大崎駅西口地区開発計画図



(1)大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）、大崎西口駅前地区

平成19年8月に大崎三丁目地区市街地再開発準備組合が地元関係権利者により設立されたほか、駅前のマンション等が多く立地する区域においても、平成26年8月に大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。大崎駅西口F南地区は、平成29年度に市街地再開発事業の都市計画が決定、令和3年3月に組合設立認可、令和4年3月に権利変換認可を受け、令和7年度の建物しゅん工を目指しています。本地区ならびに準備組合で再開発事業検討中の大崎西口駅前地区は、平成6年に品川区が提案した「大崎駅西口地区のまちづくり」計画の対象区域に含まれており、事業が完了した隣接街区との連携を図りながら、まちづくりが進められていきます。

令和7年度予算額 3,615,000千円

区域図



4 西品川一丁目地区（国際自動車跡地および周辺）

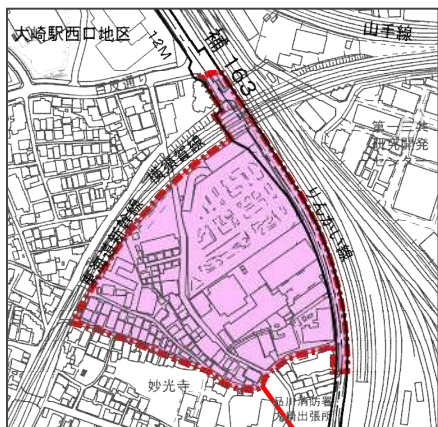
本地区は、大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接し、未整備の都市計画道路補助第163号線により大井町方面と連絡する位置にあります。このため「大井町-大崎都市軸整備計画」（平成23年5月）においては、「大崎連携拠点」として大規模低未利用地の土地利用転換により大崎駅周辺地域に立地する都市機能を補完しつつ、地域に不足している大規模な緑の空間などを創出する地区とされています。

また、防災上危険な崖や細街路のみに接する宅地があるほか、地区周辺には密集住宅市街地が連なっていることから、防災拠点性の高い空間をもつ大崎連携拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指し、補助第163号線（鉄道高架下を含めて整備）をはじめとする都市基盤施設の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとしています。

国際自動車跡地とその周辺を含む約3.9haの区域を対象に平成21年12月に設立された準備組合を中心に市街地再開発事業による一体的な整備を目指して関係権利者の合意形成や関係機関との調整が進められ、平成24年12月に都市計画決定され、平成25年7月31日に再開発組合の設立が認可されました。その後、平成27年1月には権利変換

認可を受け、平成27年7月には建築工事に着手し、A街区の建物は平成30年1月にしゅん工し、B街区の建物は平成30年8月にしゅん工しました。補助第163号線鉄道高架下工事については、平成30年5月に着工、令和4年度先行開通し、令和7年に再開発事業が完了する予定です。

西品川一丁目地区再開発区域（約3.9ha）



A街区（事務所・店舗等）

B街区（住宅・事業所等）



大井町—大崎都市軸

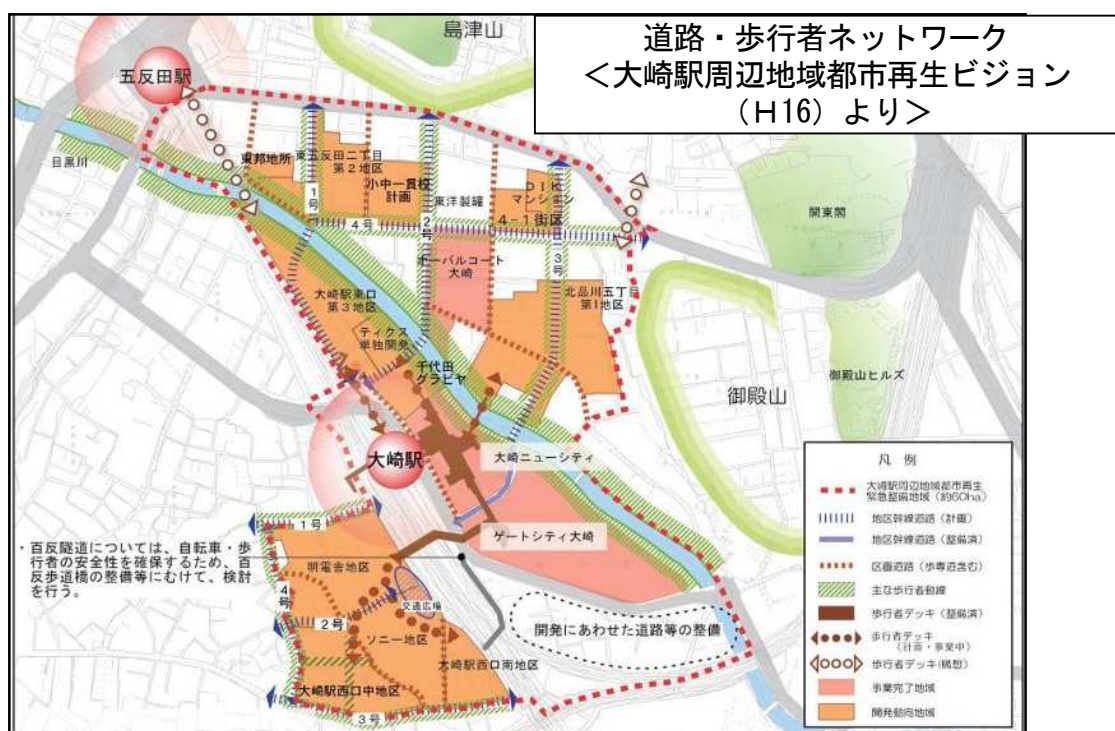


（大井町—大崎都市軸整備計画より）

5 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備

大崎駅周辺は課題であった道路等の都市基盤施設の脆弱性を解消するため、公共施設の整備方針等を定めながら、再開発等に伴い、道路（車道・歩道）、デッキネットワーク、駅前広場、橋や公園等の基盤整備をおこなってきました。これまでの成果との連携を踏まえ、今後も引き続き都市基盤施設の整備を図ります。

令和7年度予算額 6,200千円



6 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開

大崎駅周辺では、これまでのまちづくりの過程において4つのまちづくり組織（大崎周辺まちづくり協議会、東五反田地区街づくり推進協議会、大崎駅西口地区まちづくり協議会、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり連絡会）が設立され、開発整備に向けた協議・調整や地域イベントの開催等のまちづくり活動が継続的に行われてきました。

開発段階から管理運営段階へと移行しつつある中、これまでのまちづくり活動、成果、資源を継承し、大崎がひとつになってまち全体の管理運営（エリアマネジメント）を強力に推進していくため、これら組織を一つに統合した「大崎駅周辺まち運営協議会」が平成26年7月に発足しました。

まち運営協議会の事務局は、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」（平成16年）に基づき、平成19年に大崎駅西口地区関係者により設立された「一般社団法人大崎エリアマネジメント」と平成22年に東五反田地区関係者により設立された「一般社団法人大崎・五反田タウンマネジメント」が協力して担ってきました。そして平成30年4月1日、両地区のエリアマネジメント組織が一つとなり「一般社団法人大崎エリアマネジメント」として、大崎駅周辺のさらなるエリアマネジメント活動を展開していくことになりました。区では引き続き、にぎわい創出や安心安全まちづくり等まちの将来像を定めた「まち運営プラン」に基づいたエリアマネジメント活動を支援していきます。

令和7年度予算額 4,000千円

大崎ウェルカム・ビジョンを活用した
情報発信事業



目黒川みんなのイルミネーション
イベント



三. 目黒駅・五反田駅周辺地区の整備

(都市開発担当)

1 目黒駅周辺地区概要

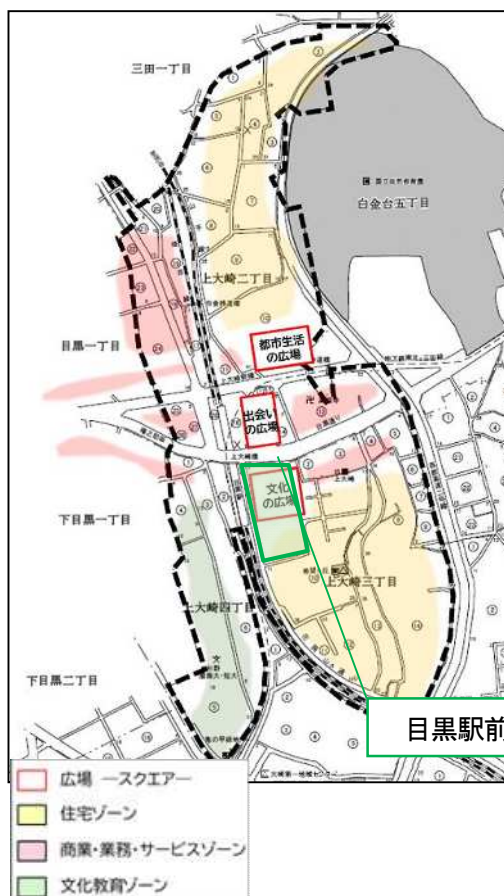
区は昭和63年に目黒駅周辺地区について、ターミナル機能、居住機能および高次都市サービスの強化を図り、地区内の3つの広場計画(トライスクエア)を中心としたまちづくりを進めるため「目黒駅周辺地区整備構想」(トライスクエア構想)を公表しました。

都バス営業所の敷地を含む目黒駅前地区では、平成22年12月に市街地再開発事業等が都市計画決定、平成24年7月に設立された市街地再開発組合により、市街地再開発事業が進められ、平成25年9月には権利変換計画の認可を受けました。その後、平成26年8月に建築工事に着手し、令和2年8月に事業完了しました。同地区内には、公共施設として、子育て支援施設・行政サービスコーナー・在宅介護支援センター・防災備蓄倉庫の整備をしました。

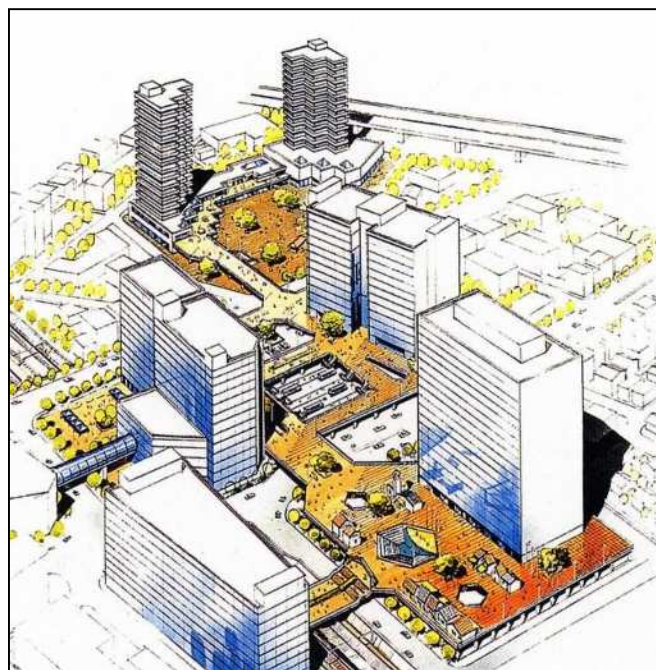
今後も、地元のまちづくりの動きに合わせて検討を進めていきます。

目黒駅周辺地区整備構想

(広場・ゾーン配置図)



(整備構想図)



2 五反田駅周辺地区

五反田駅周辺は、昭和40年代初めの戦災復興土地区画整理事業の完了を機に都市機能の集積が進み、道路・鉄道などの交通利便性も活かして業務・商業施設を中心に発展してきました。しかし、以来50年を経て、更新時期を迎えている建物も多く見受けられます。中でも西五反田七丁目に立地し、大きな集客力をもつ大規模複合施設T O Cの建替えなどは、五反田駅周辺の都市環境や産業構造に大きな変化を及ぼすことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、五反田駅からT O Cに至る「五反田駅周辺にぎわいゾーン」（約30ha）について、地元町会、商店会等の関係者により平成16年に設立された「五反田地域街づくり協議会」と連携して、まちの将来像やまちづくりの方向性、具体的な整備手法の検討などを行い、平成23年度に「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」をとりまとめました。「品川区まちづくりマスタープラン」においても、このまちづくりビジョンに基づいた五反田らしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを促進することとしています。

五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンにおいて、にぎわい拠点として定められている旧ゆうぼうとの建替えが令和5年11月にしゅん工し、五反田JPビルディングとして4月26日グランドオープン（日本郵政）しました。また、同施設内のにぎわい施設等については、品川区立五反田産業文化施設CITY HALL&GALLERY GOTANDAとして5月1日開業（地域振興部）しました。

同じく、にぎわい拠点として定められているT O Cビルは、昭和45年に開業し、建築後50年以上が経過していることから、建替えによる耐震性確保および機能更新が計画されています。高度利用地区の適用により、周辺地区に不足する歩道状空地や広場等の整備と合わせて、既存の商業・催事機能の強化や五反田のビジネス機能を高める大小のオフィス機能の整備を実現する開発計画が予定されています。令和4年4月に高度利用地区などの都市計画を決定しましたが、建築費高騰等の影響から、令和6年4月に㈱テーオーシーより事業着手の延期が発表されました。

西五反田二丁目地区では、平成23年度から地区内の老朽業務ビルの効率的な更新の促進に向け、まちづくりの機運に合わせ小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置等、土地の有効な高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化についての検討を進め、平成26年6月に「西五反田二丁目のまちづくりに向けて ～大街区化促進に向けてのプラン～」をとりまとめました。

同プランを踏まえ、西五反田二丁目20番・21番では、平成27年度に区道の区域変更を行い、民間事業者が大街区化に事業着手、平成31年3月に建物がしゅん工しました。本事業において民間敷地地下に約100台分の駐車場を整備したことにより、目黒川沿いの路上駐車場（コインパーキング）の撤去と、緑豊かな水辺を楽しめる歩道整備を令和2～3年度にかけ行ない、にぎわいの創出に寄与することができました。

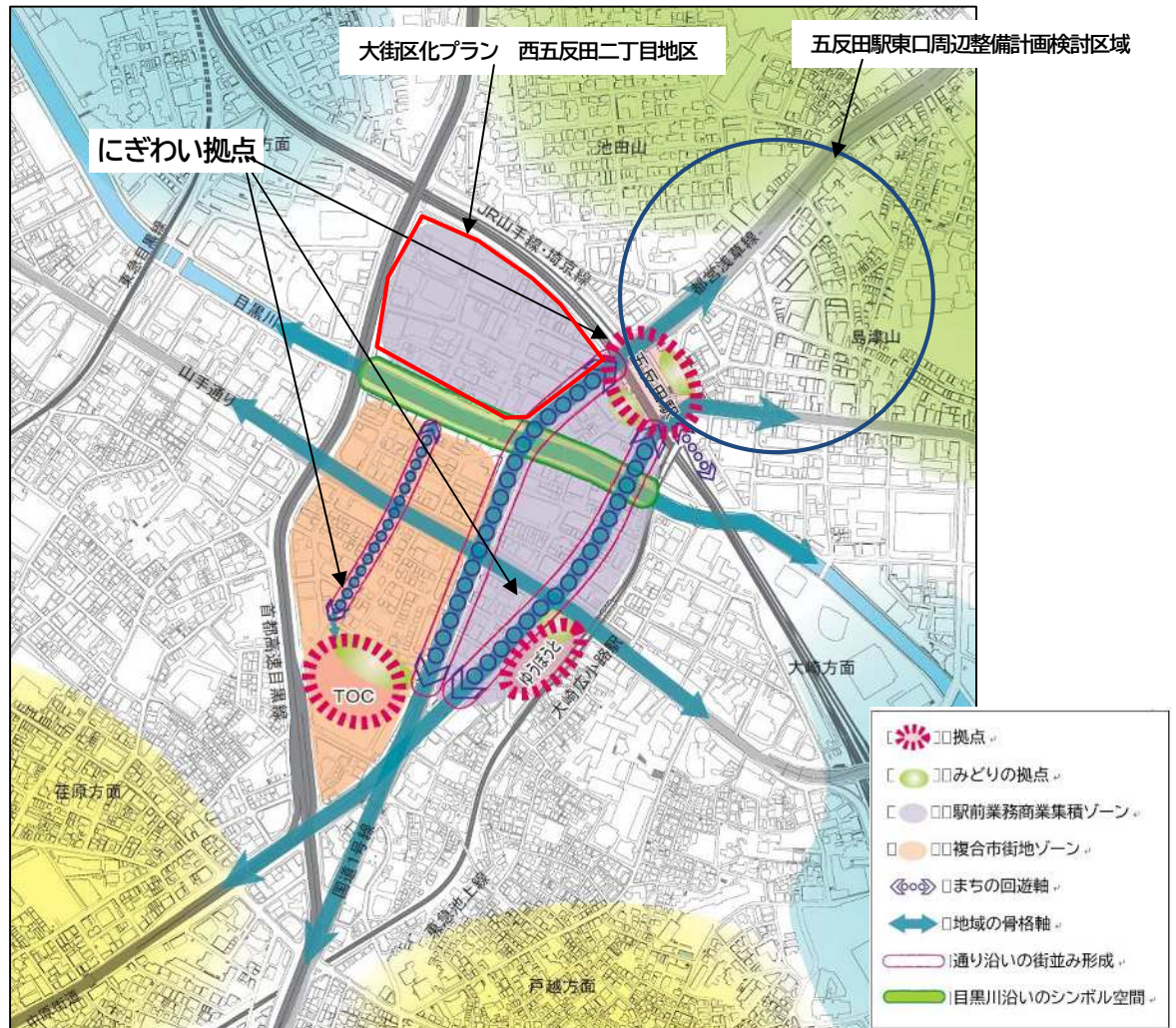
さらに、五反田駅東口周辺におけるまちづくりの方向性を検討するため、コーディネート検討委託において地域の方々と協議・検討を進め、令和6年度末に「五反田駅東口周辺地域街の将来像に関する提言」を受け取りました。

令和7年度は、引き続き駅周辺地域におけるまちづくりの動向や地域の皆様の意向把握に努めるとともに、五反田駅周辺の現況調査などを行ってまいります。

令和7年度予算額 7, 200千円

五反田駅周辺にぎわいゾーン（将来イメージ図）

（五反田駅周辺にぎわいゾーン まちづくりビジョンより、一部追記）



3 西五反田三丁目地区（荏原市場跡地および周辺）

目黒駅と五反田駅の間に位置する西五反田三丁目地区（9.4ha）では、荏原市場跡地等を活用して、住宅中心の複合市街地の整備を図ることを目標として、平成8年5月に地区計画を定めています。

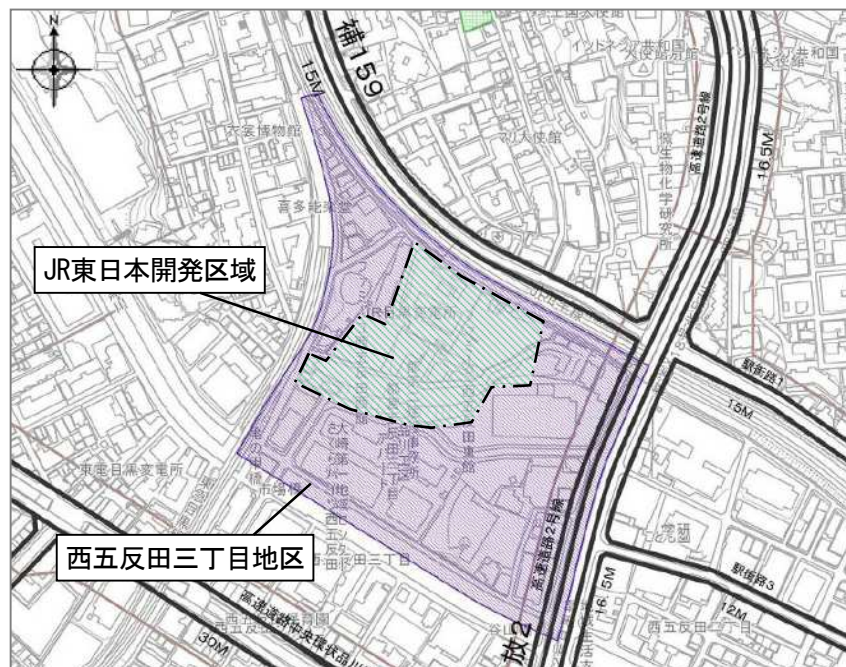
荏原市場跡地では、目黒川の治水対策を目的とした荏原調節池20万 m^3 の整備が東京都により行われたのをはじめ、跡地の一部を、平成10年度に区が東京都から取得し、400戸の超高層棟区民住宅を建設

（平成15年度しゅん工）しました。同時に、調節池の上部には98戸の区民住宅および高齢者施設などの複合施設を整備しました。

また、平成27年5月よりJR東日本によるJR目黒変電所の改築工事に併せ、前面道路の拡幅工事を行い、平成27年9月にしゅん工しました。隣接するJRの社宅跡地では、JR東日本が主体となり、地区計画区域内の単独開発計画（街区名称：MEGURO MARC（メグロマーク））を実施しました。規模は、約1.93haで、道路の拡幅、公園および保育園を設置しました。3街区に分け、A棟が事務所・店舗で地上13階地下1階（令和4年3月しゅん工）、B棟が共同住宅・保育所地上24階地下2階（令和4年10月しゅん工）、C棟が共同住宅・店舗地上32階地下1階（令和5年10月しゅん工）となっています。



西五反田三丁目地区



西五反田三丁目地区位置図

四. 武蔵小山駅周辺地区の整備

(都市開発担当)

1 全体概要

武蔵小山駅周辺は、区の西の玄関口、荏原地区の中心核として発展が期待され、品川区まちづくりマスタープランでは地区活性化拠点と位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成を目指すとしています。

区では、平成23年度に武蔵小山駅周辺地域の目指すべき将来像を明らかにするため「武蔵小山駅周辺地域まち



【目指すべき地域の構造】

づくりビジョン」を策定、さらに平成（品川区まちづくりマスタープランより）24年度にはビジョンの実現に向けて「街並み誘導指針」を策定、令和元年度にその指針を追補しました。武蔵小山駅周辺地区は、これまでのまちづくり事業推進の経緯などから大きく4つの地区に区分され、区では、これらまちづくりの推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。

●武蔵小山駅東地区（武蔵小山駅前）

東急目黒線の地下化や駅前広場の整備が進められていた平成16年、老朽密集した市街地の改善に向けた地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、武蔵小山駅東地区（約3.0ha）が、東京のしやれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

●パルム商店街周辺地区（賑わい軸）

完成当時東洋一と言われたアーケードを抱えるパルム商店街は、店舗・建物の老朽化が進んでいることから、今後更新が必要になってきます。

地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、令和元年武蔵小山賑わい軸地区（賑わい先導地区約3.1ha）が、東京のしやれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

●小山台一丁目地区（林試の森公園）（環境軸）

広域避難場所となる都立林試の森公園を抱える地区で、防災街区整備地区の地区計画により都市防災不燃化促進事業を進めている地区です。

●都道補助26号線沿道地区（旧平塚小学校跡地）

東京都の施行による都市計画道路の拡幅整備が行われる補助26号線沿道は、地権者による個別の建替え等が進んでいる地区です。

2 事業概要

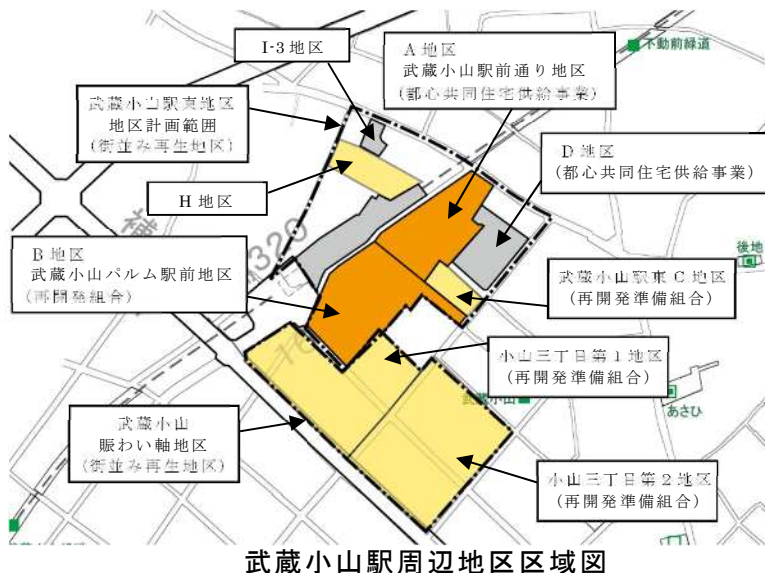
(1) 再開発事業

区では、武蔵小山駅周辺におけるまちづくり活動を支援するとともに、各地区が互いに連携・協調してまちづくりを進めるため武蔵小山駅周辺地区開発連絡会を平成24年度に設置しています。今年度も連絡会の運営だけではなく、地区間のコーディネートを行い、円滑に事業が推進し、より良いまちづくりが行われるよう開発整備を誘導していきます。

平成17年6月に、武蔵小山駅東地区地区計画が都市計画決定され、このうちD地区は都心共同住宅供給事業を活用した共同化事業（平成20年建物しゅん工）を行いました。

B地区（武蔵小山パルム駅前地区）は、平成26年5月に再開発組合設立認可を受けて、市街地再開発事業が行われました（令和元年12月建物しゅん工）。また、A地区（武蔵小山駅前通り地区）では平成28年4月に再開発組合設立認可を受けて、市街地再開発事業が行われています（令和3年4月建物しゅん工）。C地区・H地区でも、まちづくりに関する検討が行われています。

令和4年3月に、武蔵小山賑わい軸地区地区計画が都市計画決定され、小山三丁目第1地区・小山三丁目第2地区では、準備組合により市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められ、第1地区は今年度組合が設立する予定です



武蔵小山駅周辺地区区域図

令和7年度予算額 4,500千円

① 小山三丁目第1地区

武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心にこれまでまちづくりに関する検討が進められてきましたが、機運が高まってきたA地区の権利者を中心に約1.4haの区域を対象とする小山三丁目第1地区市街地再開発準備組合が平成24年5月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められており、今年度再開発組合が設立する予定です。



② 小山三丁目第2地区

小山三丁目第1地区と同様に武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心に進められていたまちづくりの気運の高まりに応じて、B地区の権利者を中心に約1.6haの区域を対象とする小山三丁目第2地区市街地再開発準備組合が平成30年3月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

③ 武蔵小山駅東C地区

当該区域権利者により、武蔵小山駅東C地区市街地再開発準備組合が令和3年1月に設立されました。

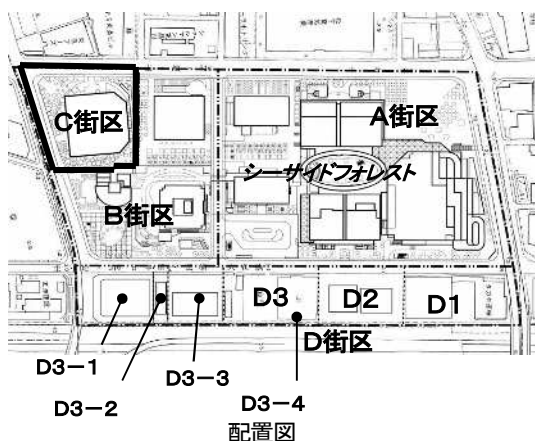
準備組合では都市計画に向けた検討や協議等が進められています。

五. その他の拠点地区の整備

(都市開発担当) (立体化担当)

1 東品川四丁目地区（品川シーサイド）

東品川四丁目地区（13.9ha）では、りんかい線品川シーサイド駅（平成14年12月開業）の新駅設置に伴い都市基盤施設の整備や住宅、商業、業務のバランスのとれた複合市街地の形成など、臨海部と内陸部を結ぶ地域生活拠点にふさわしいまちづくりが進められてきました。平成10年3月に地区全体をA～Dの4つの街区に分けた地区計画を定め、その第一段階として、日本たばこ工場跡地を中心としたA・B街区（9.6ha）において、新駅開業に合わせた再開発事業が進められ、平成16年に完了しました。また、運河側のD街区においては土地利用の転換にあわせて随時地区計画の変更を行い、市街地整備を進めています。これまでにD2ブロックやD3ブロックの一部が整備完了し、ホテルや事務所、共同住宅などが建設されています。C街区については、個別の開発計画の検討が進められ、平成27年6月に地区計画の変更の告示が行われました。平成28年6月に建設工事に着手し、平成31年1月にしゅん工しました。



東品川四丁目地区の近況



C街区しゅん工写真

2 西大井駅周辺地区

JR（当時は国鉄）横須賀線に再開発事業を活用した新駅建設を実現するため、昭和56年に西大井一丁目地区市街地再開発基本構想が策定されました。これに基づき、西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業により新駅（西大井駅）建設とあわせて共同住宅や店舗、文化施設（メイプルセンター）などの建築物ならびに駅前広場などの公共施設の整備が昭和61年に完了しています。



西大井駅周辺近況

その後、住宅と工場、商店が共存した特色ある生活拠点の形成を目指し、平成6年に地区計画を定めるとともに西大井駅前南地区の市街地再開発事業を促進し、超高層の共同住宅と作業所、ファブレスオフィス、保育園などの施設整備が平成15年に完了しています。

近年、西大井駅前エリアにおいて、地元まちづくり協議会の活動により、まちづくりの気運が高まっています。令和7年度、地域のまちづくりの動向を踏まえながら、まちの将来像について地域の意見を伺ってまいります。

令和7年度予算額 12,000千円

3 東品川二丁目地区（天王洲アイル）

天王洲地区では、昭和63年3月に東品川二丁目地区地区計画を定め、その後、平成3年2月の都市計画変更により南側に地区を拡大しました。

これまでに地区計画に沿って多くの民間開発事業が完了しているほか、モノレール天王洲アイル駅やりんかい線天王洲アイル駅も開業し、交通利便性も一段と向上しました。

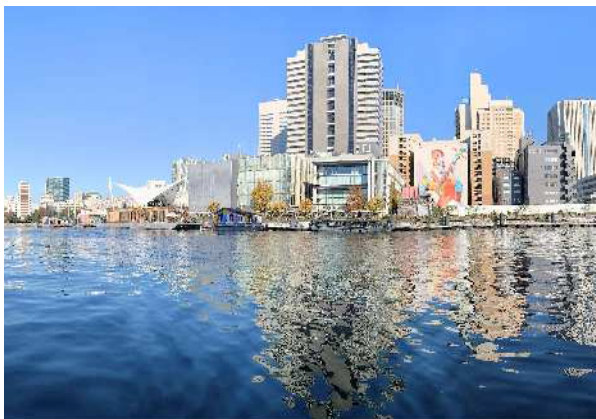
平成18年2月には、初めて水域占用の規制緩和による観光振興施設が開設され、運河ルネッサンスガイドラインに基づく計画による水域利用と周辺まちづくりが進められており、平成27年度には、水辺の賑わい空間が拡大されました。

平成30年3月には、東京都港湾局が「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定するなど、東京オリンピック・パラリンピックやその後を見据えた水辺の利活用に向けた動きが活発化しています。

令和元年10月には、品川区景観計画における重点地区として「天王洲地区」の運用が開始され、「天王洲地区景観まちづくりルール」に基づいて、個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成や、アートの映える街並みの形成などの「天王洲らしさ」を表現する景観づくりが行われています。

また、令和3年6月には、地元企業33社が協力し一般社団法人エリアマネジメントTENNOZが設立され、令和6年3月には、区と連携して「天王洲アイル未来ビジョン」を策定するなど、変化する時代に適応した持続可能なまちづくりに向けたエリアマネジメント活動が推進されています。

区では関係課や一般社団法人エリアマネジメントTENNOZ等と協働して、新たな賑わいを創出しながら人が集まり暮らす街となるよう、さらなる拠点性の向上を目指したまちづくりに取り組んでいます。



六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり (立体化担当)

1 京浜急行本線と品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、品川区まちづくりマスタープランにおいて広域活性化拠点として位置づけられており、先進性と伝統の魅力が融合した次世代の首都・東京の玄関口にふさわしい国際交流都市をめざしたまちづくりを進めています。

また、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業による踏切の解消やリニア中央新幹線の整備が行われ、品川駅や羽田空港へのアクセスの利便性の向上が図られています。

さらに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020（東京都）」では、水辺景観との調和に配慮しながら、立地特性を踏まえ、商業・業務・居住等の多様な都市機能の集積を図る地域として位置づけられており、地区内の特徴である旧東海道宿場町の伝統・文化や、品川浦の水辺資源を活かした複合的都市機能を集積した拠点形成が進められています。

(1) 京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業等

東京都、港区、品川区、京浜急行電鉄の4者（事業主体：東京都）は、平成29年1月に京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会、平成29年12月に都市計画案説明会を行いました。

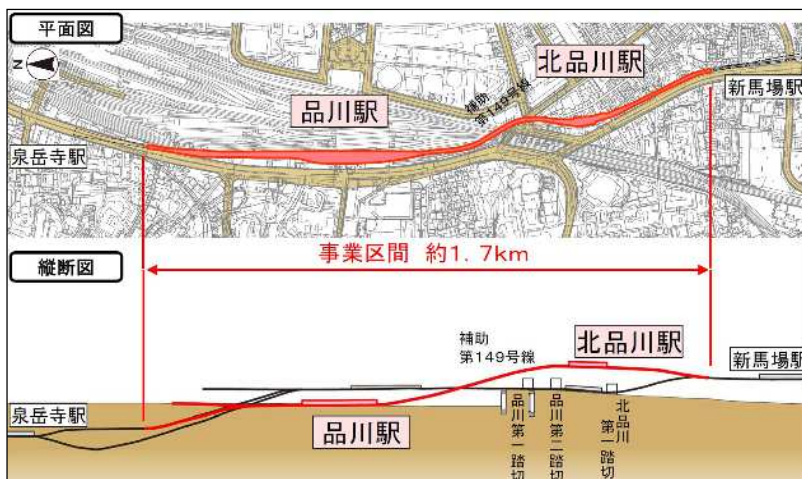
平成30年12月には都市計画決定、平成31年1月には用地測量等説明会を開催し、令和2年4月に事業認可を取得しました。

区は、引き続き東京都等と連携し、令和11年度の工事完了に向けて取り組んでいきます。

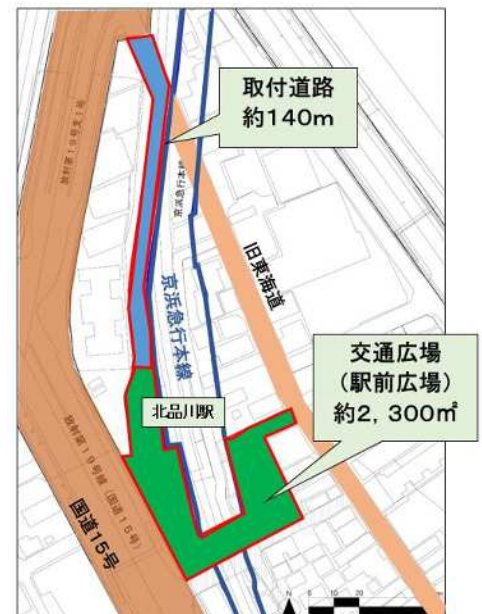
また、区が事業主体となる北品川駅駅前広場計画については、平成31年1月に都市計画案（変更）説明会を開催、令和元年6月に都市計画決定、令和元年8月に用地測量等説明会を開催し、令和2年4月に事業認可を取得しました。

今年度も引き続き東京都と連携し、事業用地の取得を進めていきます。

＜京浜急行本線連続立体交差事業の計画図＞



＜北品川駅駅前広場の概要図＞



令和7年度予算額 1,401,047千円

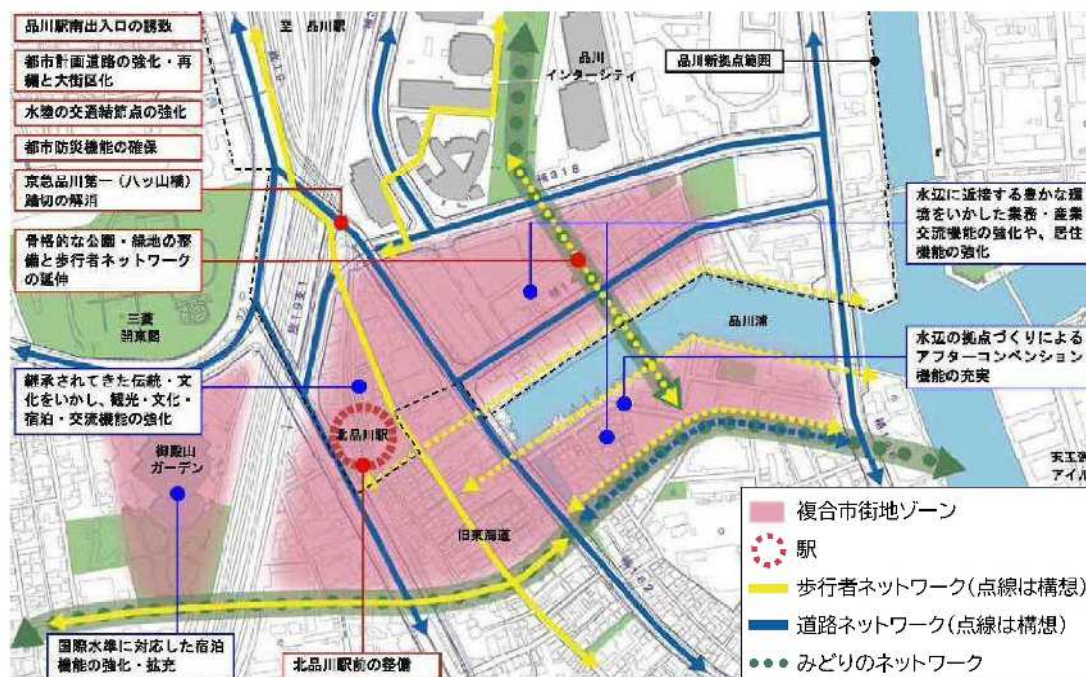
(2) 品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、東は天王洲運河、南は目黒川、西は御殿山に囲まれた約92haの地域で、地元で平成22年10月に「品川駅南地区の未来を創る推進協議会」が設立、平成24年5月に「品川駅南地域まちづくり構想」が作成され、まちの将来像の実現に向けた活動が進められています。

「品川駅南地域まちづくりビジョン（平成26年6月 品川区策定）」の重点検討区域では、平成29年8月に「品川浦周辺地区再開発協議会」が設立、令和5年10月には、品川浦を中心とした約14haの範囲に「品川浦周辺地区市街地再開発準備組合」が北地区、南地区、西地区の3地区で設立されました。また、令和5年12月には、第一京浜の西側の約1.1haの範囲に「北品川三丁目北地区市街地再開発準備組合」が設立されるなど、重点検討区域内では、まちづくりが活発に進んでいます。

区では引き続き、地域住民、地域のまちづくり組織との連携を図るとともに、基盤施設や公共施設等について関係機関との調整を行いながら、拠点性と賑わいを兼ね備えたまちづくりを進めていきます。

<品川駅南地域まちづくりビジョン・重点検討区域>



令和7年度予算額 14,500千円

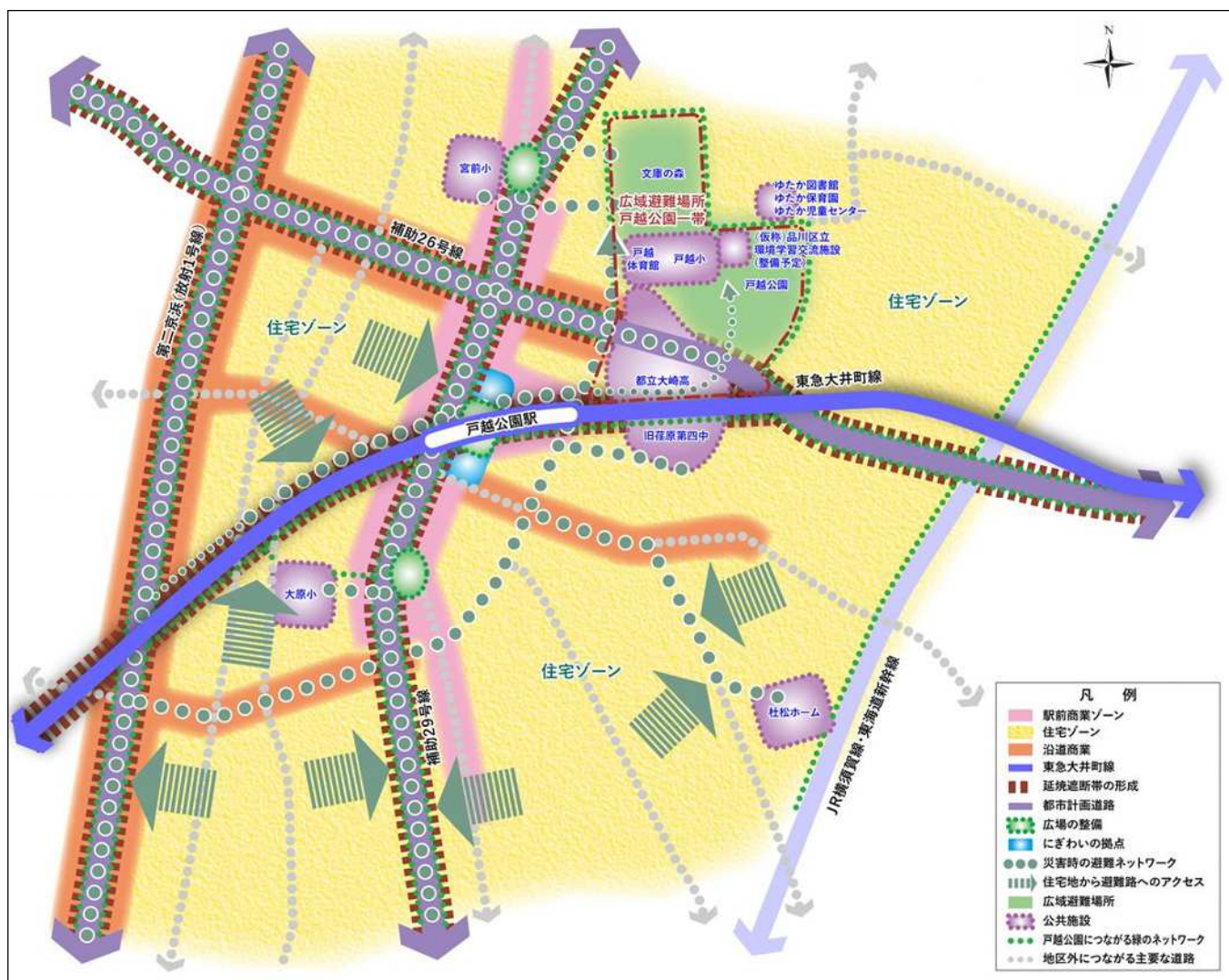
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区

戸越公園駅周辺は、品川区まちづくりマスタープランにおいて地域生活拠点の一つとして位置づけられており、既存の商店街と調和したにぎわいを創出するとともに、駅周辺における踏切解消、戸越公園一帯への避難の円滑化などのまちづくり方針を掲げています。

また、平成27年1月に道路整備を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン」を策定するとともに、令和2年1月には道路整備および鉄道立体化を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編」、令和3年5月には交通広場（駅前広場）の整備方針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン駅前広場計画編」を策定しています。

引き続き、関係機関や地元まちづくり協議会等と連携し、駅前の都市基盤の整備、駅南北の市街地再開発事業の促進、広域避難場所である戸越公園一帯周辺の不燃化促進等、にぎわいの創出と防災性の向上を目指し、まちづくりを進めていきます。

＜戸越公園駅周辺のまちづくりの将来イメージ＞



(1) 東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差事業等

戸越公園駅付近には、6カ所の踏切が連続して存在しており、このうち、1時間あたりの遮断時間が40分以上の開かずの踏切が存在するなど、鉄道による地域分断の解消等が課題となっています。

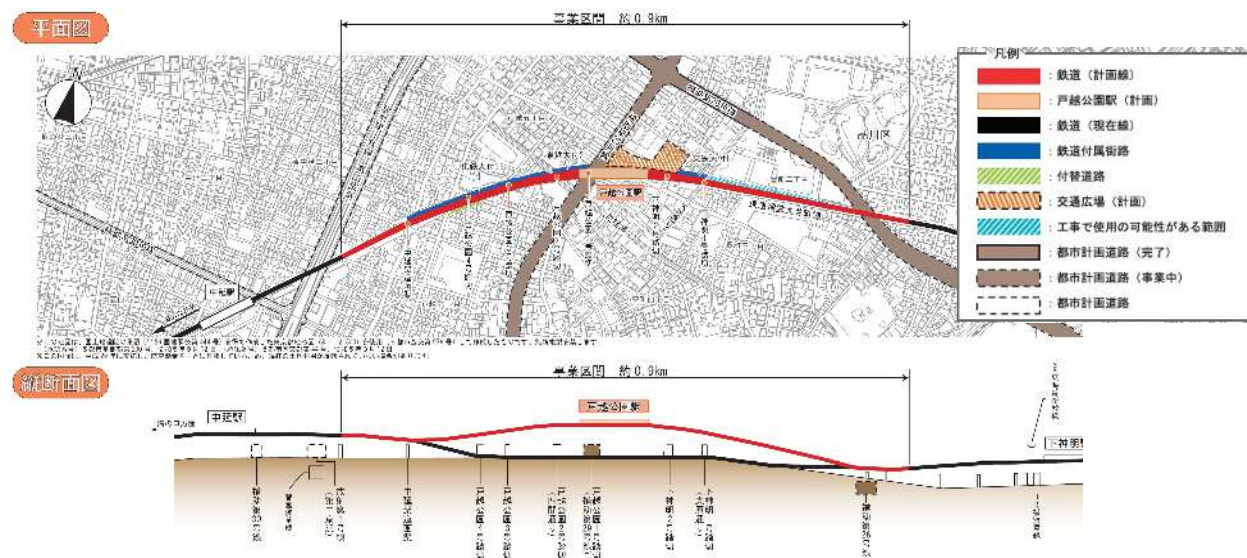
このような背景から、東京都では、鉄道と交差する都市計画道路補助第29号線の事業化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成28年3月に連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけ、同年6月から鉄道立体化の可能性について調査検討を進めてきました。

この調査検討の結果を踏まえ、東京都は国に対して連続立体交差事業の着工準備に係る補助金を要望し、令和3年4月に新規着工準備箇所として採択されました。

令和5年2月には、東京都・品川区・東急電鉄の3者で、東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画と交通広場についての都市計画素案説明会を行い、令和5年10月に都市計画決定がされました。令和5年12月には用地測量等説明会を行い、現地では測量作業を開始しています。

今年度は、引き続き、測量作業を行うとともに鉄道立体化や交通広場等の都市計画事業認可取得を予定しています。

<東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画と交通広場計画>



<戸越公園駅交通広場計画>



令和7年度予算額 92,969千円

（２）戸越公園駅周辺のまちづくり

戸越公園駅周辺では、都市計画道路補助第２９号線整備および鉄道立体化を契機とし、にぎわい創出に向けたまちづくりの機運が一層高まっています。

区では、地元まちづくり協議会や東京都と連携しながら建物の共同化や商店街の活性化等、地元の意向を踏まえたまちづくりを支援しています。

また、戸越六丁目では、防災性の高いまちづくりや地域商業機能の再構築を目標に地元住民等で組織する戸越六丁目地区まちづくり計画検討委員会が発足しており、平成３０年５月に戸越六丁目東地区まちづくり案が区に提出されたことから、平成３１年３月に戸越六丁目東地区地区計画※を策定しています。

今年度は、引き続き、戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編等に基づき、地元や東京都と連携のもと、検討委員会の支援や地権者の意向を踏まえた建物の共同化等の支援など戸越公園駅周辺における具体的なまちづくりを検討していきます。

（※令和６年４月に地区を拡大し、戸越六丁目地区地区計画に変更しました。）

令和７年度予算額 ７，３８１千円

（３）戸越五丁目１９番地区・戸越公園駅北地区

戸越公園駅周辺では、老朽化した建築物が密集し、狭隘な道路に囲まれているとともに、駅前立地でありながらオープンスペースが無いなど防災上の課題を抱えています。

このような背景から、戸越五丁目１９番地区（約０．３ha）では、平成１７年度より地権者によって再開発事業の実現に向けて検討が進められ、都市計画決定・再開発組合設立の認可を経て、令和３年１０月から建築工事に着手し、令和６年５月にしゅん工しました。

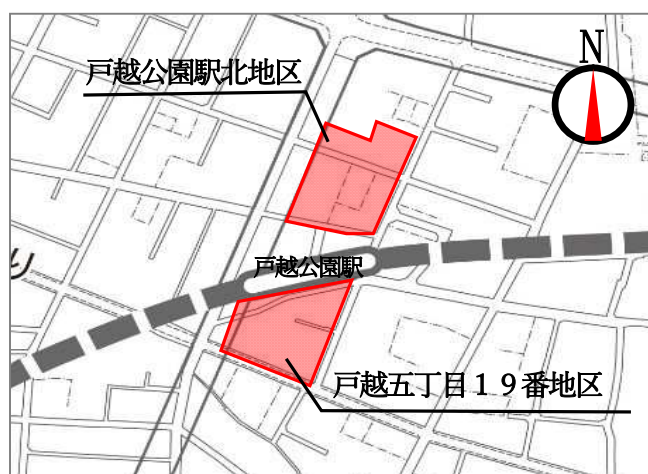
戸越公園駅北地区では、平成２６年度より地権者が主体となってまちづくりの勉強会を開催し、平成３０年１０月に市街地再開発準備組合が設立されました。

令和６年度は、市街地再開発準備組合によるまちづくり検討を踏まえ、都市計画の手続きを進めました。今年度は、都市計画決定を予定しています。

<戸越公園北地区 完成イメージ図>



<位置図>



七. 鉄道新線に関すること（立体化担当）

1 リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線は、昭和48年に基本計画が決定し、地形・地質調査等が実施されました。平成23年5月には営業主体・建設主体として東海旅客鉄道株式会社が指名され、整備計画が決定しました。

事業主体であるＪＲ東海において、平成23年から平成26年にかけて環境影響評価が実施され、平成26年10月に「品川駅～名古屋駅間」の事業が認可されました。また、平成27年9月に品川駅新設（北工区）工事、平成27年10月に品川駅新設（南工区）工事が着手され、平成30年10月には大深度地下使用の認可がなされました。

品川区内においては、平成28年4月より、北品川三丁目地内に北品川非常口および変電施設新設工事が着手されました。

また、令和3年3月にシールドマシンの組立が完了し、令和3年10月から令和6年11月まで調査掘進が行われました。現在は、本格的な掘進の開始に向けた準備を行っています。区ではリニア中央新幹線の整備状況等について、情報収集を行っています。

＜リニア中央新幹線計画＞



ＪＲ東海ＨＰ（説明会資料）より

建築課

2025

建 築 課

係別事務分掌

事務調査係

- 1 建築に係る確認、許可申請書等の受理および通知書の交付ならびに手数料の収納に関すること。
- 2 建築物に係る証明に関すること。
- 3 建築関係の統計および調査報告に関すること。
- 4 課内他係に属しないこと。

審査担当（主査）

- 1 建築物および工作物の確認、許可、認定に係る次に掲げる事項の審査に関すること。
 - ア 意匠
 - イ 構造
 - ウ 設備
- 2 建築物および工作物の検査および指導に関すること。
- 3 建築設備等の定期報告に関すること。
- 4 建築工事現場の危害防止の指導に関すること。
- 5 地域地区の照会を含む建築確認の事前相談に関すること。
- 6 被災建築物の応急危険度の判定に関すること。
- 7 建築指導行政に係る企画および調整に関すること。
- 8 優良宅地造成認定等の申請に係る審査に関すること。
- 9 長期優良住宅の認定申請に係る審査に関すること。

監察担当（主査）

- 1 建築物および工作物の違反の摘発、処分および是正指導に関すること。
- 2 建築物等の防災調査および指導に関すること。
- 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申告、届出または通知の受理等に関すること。
- 4 特定建築物等の定期報告に関すること。

細街路担当（主査）

- 1 細街路の拡幅整備に関すること。
- 2 建築法令に係る道路の調査および指導に関すること。
- 3 道路位置の指定、変更および廃止に関すること。
- 4 私道整備受託事業の調査、設計および工事に関すること。

耐震化促進担当（主査）

- 1 建築物の耐震化経費の助成に関すること。
- 2 耐震相談に関すること。

一．建築物等の確認審査・許認可

〔根拠法令等〕 建築基準法
建築基準法関係法令

1 事前相談（審査担当（意匠・設備・構造））

建築物の法令等の基準は年々複雑・多岐になってきています。このような状況を踏まえ、建築確認事務についての確かつ迅速な処理が図れるよう、建築物の計画段階において設計者などを対象に、法令等の相談業務を行っています。

また、相談窓口では用途地域、道路条件などの照会、物件調査に必要な事項についての相談も併せて行っています。

2 建築確認事務（審査担当（意匠・設備・構造））

建築確認申請を受付けてからの書類審査、確認済証交付などの確認審査事務、建築工事が着手後の中間検査、完了検査など、申請に基づく建築確認事務を行っています。

（1）確認審査事務について

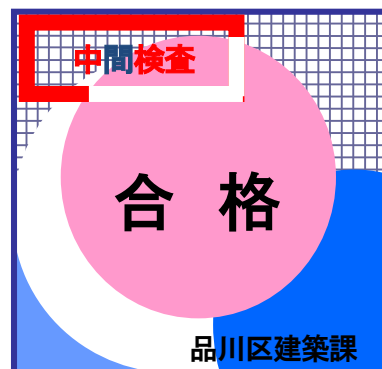
建築確認審査事務は、確認申請が建築基準法、都市計画法、バリアフリー法など関係法令に適合したものであるかの審査、指導を行うもので、審査内容は、意匠審査、構造審査、設備審査に大別されます。

- ① 意匠審査は、主に建築物の形態上の制限や防火上の制限、避難上の制限などについて審査、指導を行うものです。
- ② 構造審査は、主に建築物が自重や積載荷重、地震力などの外力に対し、構造計算などにより、安全な構造であるかについて審査、指導を行うものです。
- ③ 設備審査は、主に建築物に設置される給排水設備、排煙設備、換気設備、照明・電気設備、昇降機などの各種建築設備について、基準に基づき適正に設置されているかについて審査、指導を行うものです。

（2）中間検査・完了検査について

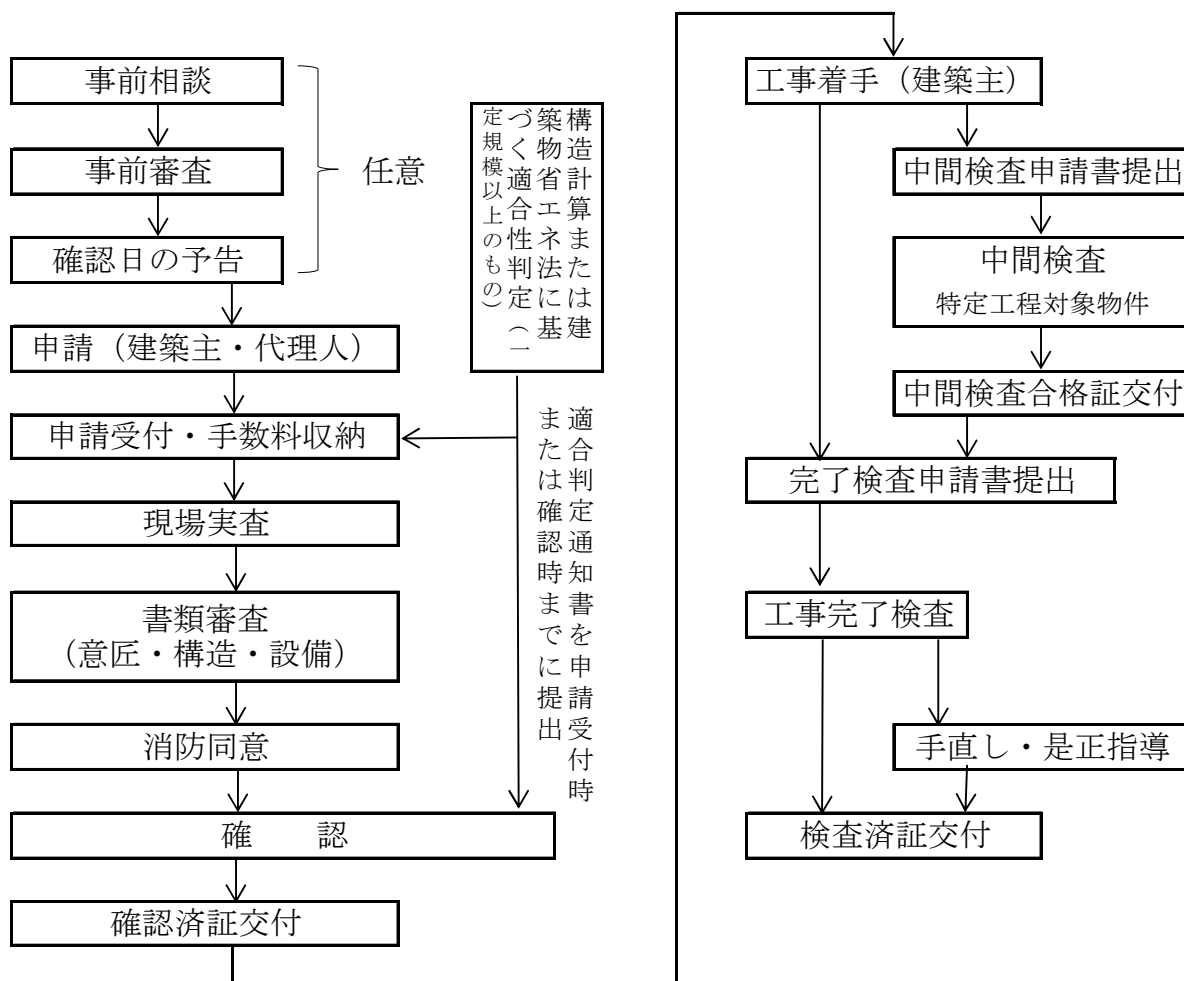
中間検査・完了検査などの検査業務は、建築物の工事の中間や完了時に、建築主の申請に基づき検査を行い、適合するものについては中間検査合格証や検査済証の交付を行っています。

- ① 中間検査は、木造3階建以上の建築物について、建て方の完了時など、一定の工程に達した際、施工状況について検査を行います。
- ② 完了検査は、建築物の完了時に、建築関係規定に適合しているかの検査を行います。



中間検査合格証シール

建築確認事務の流れ



3 特例許可等に関する事務（審査担当（意匠））

建築基準法や東京都建築安全条例などの法令に基づく特例許可等の事務を行っています。

主なものに、道路内に設ける建築物の許可、建築物の接道義務に係る許可、公共空間の確保と併せて土地の有効活用を図る総合設計許可、仮設建築物の許可などがあります。

また、一敷地に複数の建築物を認める一団地認定や地区計画区域内の制限に係る特例などの認定事務を行っています。

4 風俗営業等の建築物に対する意見照会（監察担当）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」および「食品衛生法」に基づく営業許可申請の際、所轄警察署、保健所からの意見照会により、当該建築物の建築基準法上の適否について調査し、意見書の発行を行っています。

5 建築行政支援システムの運用

建築物確認申請等の情報と特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置と種類を明示した台帳（指定道路図）の情報を統合し、平成29年度から運用開始しました。

建築物確認等の申請受付件数

単位：件

年 度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区
建築物 確認申請	行政	23	3	26	17	1	18	10	0	10	8	0	8	5
	民間	971	9	980	882	11	893	860	12	872	852	4	856	909
	通知	16	0	16	15	1	16	20	0	20	11	0	11	11
建築設備 確認申請	行政	5	0	5	3	1	4	0	0	0	0	0	0	2
	民間	159	20	179	171	23	194	155	42	197	141	24	165	146
	通知	9	0	9	6	2	8	5	0	5	7	3	10	5
工作物 確認申請	行政	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	民間	18	0	18	19	3	22	10	1	11	11	1	12	5
	通知	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
計	行政	29	3	32	20	2	22	11	0	11	8	0	8	8
	民間	1,148	29	1,177	1,072	37	1,109	1,025	55	1,080	1,004	29	1,033	1,060
	通知	27	0	27	21	3	24	26	0	26	18	3	21	16

※区所管は延べ床面積が1万㎡以下のもの。※都所管は令和6年2月末日で区経由事務廃止。

仮使用認定申請受付件数

単位：件

年 度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区
仮使用認定	行政	10	0	10	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	民間	2	0	2	1	1	2	2	2	4	0	1	1	2
	通知	9	0	9	3	1	4	0	0	0	1	2	3	0

※区所管は延べ床面積が1万㎡以下のもの。※都所管は令和6年2月末日で区経由事務廃止。

許可・認定申請受付件数

単位：件

年 度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区
仮設建築物 許 可	行政	7	3	10	7	0	7	1	0	1	1	0	1	1
	通知	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1
43条2項2号 許可	行政	1	0	1	3	0	3	2	0	2	1	0	1	3
	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
44条1項 許 可	行政	5	0	5	7	0	7	1	2	3	2	0	2	0
	通知	6	0	6	1	0	1	3	0	3	5	0	5	1
その他の 許可・認定	行政	8	2	10	15	6	21	4	7	11	4	6	10	11
	通知	0	1	1	0	1	1	2	1	3	0	9	9	1
計	行政	21	5	26	32	6	38	8	9	17	8	6	14	15
	通知	6	1	7	1	1	2	7	1	8	6	9	14	3

※区所管は延べ床面積が1万㎡以下のもの。※都所管は令和6年2月末日で区経由事務廃止。

構造別件数(建築物確認申請、行政分および計画通知分のみ)

単位：件

年 度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区
木 造		7	0	7	3	0	3	2	0	2	3	0	3	3
鉄筋コンクリート造		12	3	15	6	0	6	8	0	8	4	0	4	3
鉄骨造		20	0	20	22	2	24	20	0	20	10	0	10	9
鉄骨鉄筋コンクリート造		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
コンクリートブロック造		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1
計		39	3	42	32	2	34	30	0	30	19	0	19	16

事前相談件数

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道 路	7,148	7,543	6,556	4,686	4,170
法令・その他	9,983	6,881	5,743	7,208	7,243
計	17,131	14,424	12,299	11,894	11,413

長期優良住宅認定件数

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
100	97	95	104	118

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の認定件数

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
27	85	55	22	33

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく届出件数

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
167	138	140	144	147

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく適合認定件数(平成29年4月1日施行)

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	2	5	0	0

二．建築物等の維持・保全

1 特定建築物等定期調査報告（審査担当（設備）、監察担当）

不特定多数の者が利用する建築物、建築設備（特定建築物等）の所有者または管理者に対し、建築基準法第12条第1項および第3項に基づく定期調査報告を求め、建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

2 老朽建築物等の改善指導（審査担当（構造））

老朽工作物（擁壁等）や老朽建築物について、現地調査を行い、必要に応じてその所有者に対して安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

3 防災査察（監察担当）

建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、建築物の状況等を調査し、指導を行っています。

特定建築物等定期調査報告件数

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定建築物	299	925	408	317	982
昇降機	4,773	4,940	5,098	5,078	5,212
建築設備	1,614	1,654	1,696	1,734	1,785
防火設備	779	799	842	856	870
計	7,465	8,318	8,044	7,985	8,849

(特定建築物・建築設備は棟数、昇降機・防火設備は設置台数で報告のあった実数)



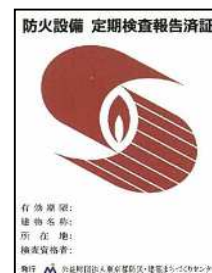
特定建築物報告済証



昇降機報告済証



建築設備報告済証



防火設備報告済証

三．違反建築物の取締り業務

1 違反建築物取締り事務（監察担当）

建築関係法令に基づいて、違反建築物および工作物の取締り、是正指導を行います。
また、違反発生を未然に防止するため「違反建築防止週間」の設定、「一斉公開パトロール」等を実施し、良好な市街地環境の形成に努めています。

違反建築物

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査件数	180	124	86	59	115
違反取締り・是正指導件数 (違反建築取扱件数)	20	10	20	31	38

違反事項別延件数(上記、違反建築取扱件数の内訳 重複有)

単位：件

違反事項	該当条項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築確認申請手続	法第6条	16	11	28	16	14
敷地と道路の関係	法第43条	1	0	0	0	1
道路内の建築制限	法第44条	2	1	0	5	16
建ぺい率制限	法第53条	1	1	0	1	4
道路斜線制限	法第56条1項1号	1	0	0	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0	0	0	0	0
防火・準防火地域内の建築物の構造	法第61条	10	5	13	9	10
その他	法第20・27・36・52・56条 条例第7・19条	0	1	1	8	5
計		31	19	42	39	50

法：建築基準法 条例：東京都建築安全条例

四．建設リサイクル法 受付事務

[根拠法令等] 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 建設リサイクル法の目的と対象工事（監察担当）

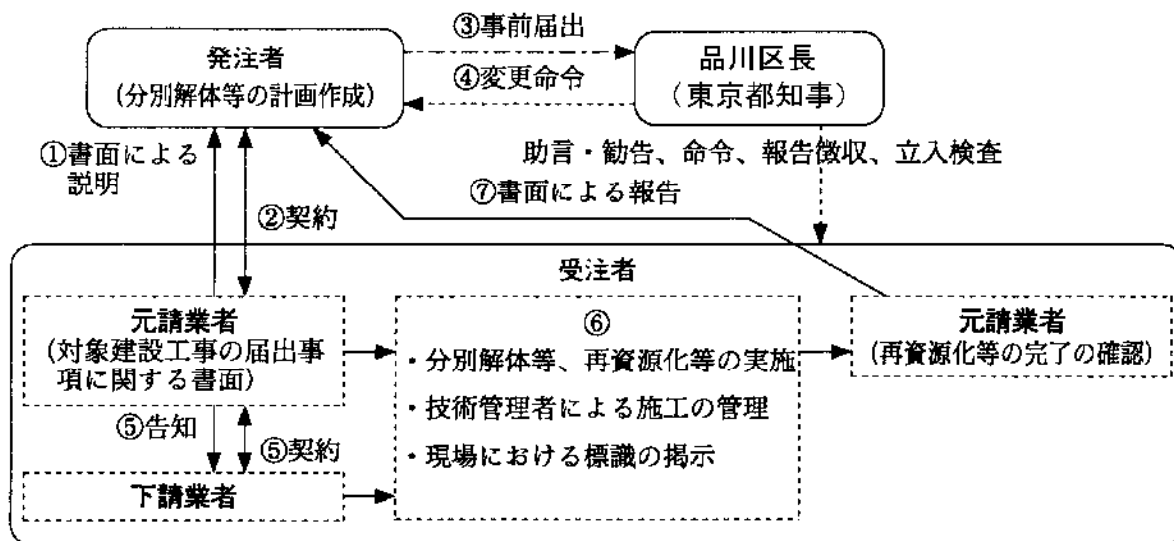
特定の建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体および再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。別表の対象工事について、届出書等により分別解体等の計画が適正であるかなどについて審査を行います。

また、必要に応じて現場検査を行い、助言、勧告を行います。

別表

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500 万円以上

[手順フロー]



対象建設工事に係る受付件数

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出（民間）	解体	562	600	617	608	621
	新築等	111	74	86	100	117
	土木工事等	152	123	130	177	217
	計	825	797	833	885	955
通知（公共）	解体	4	5	5	3	7
	新築等	5	4	13	9	14
	土木工事等	142	127	95	112	109
	計	151	136	113	124	130

五．細街路拡幅整備事業

〔根拠法令等〕 建築基準法第42条第2項

品川区細街路拡幅整備要綱

目 的：良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、幅員4m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第42条第2項に基づく後退線まで後退する際に、後退費用の一部を助成するなどの誘導策を実施しています。

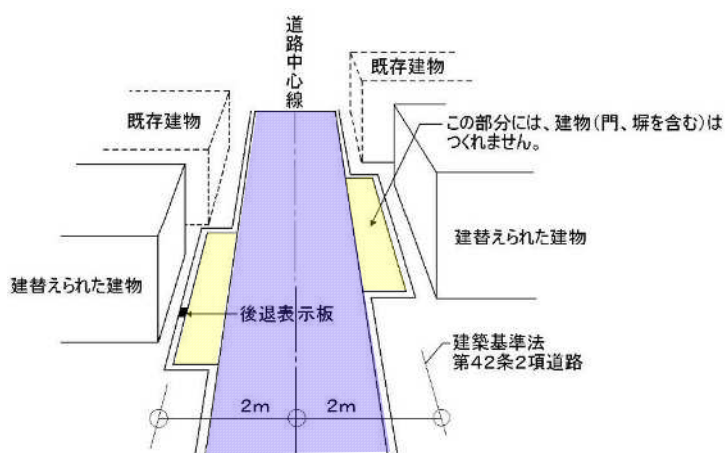
平成27年度より木密整備推進課と連携し、行き止まり道路の助成対象区域を、不燃化特区事業エリアや防災生活圈促進事業エリア内に拡大し、重点的かつ集中的に取り組むことにより、細街路の解消とともに市街地環境と防災性の向上を図ります。

1 細街路拡幅整備（細街路担当）

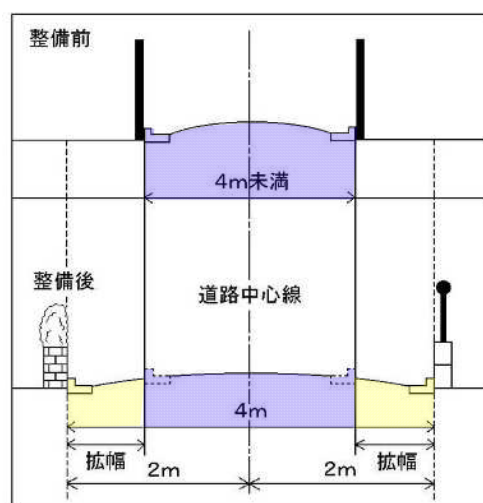
幅員が4mに満たない道路（細街路）は、消防活動や交通、環境上、大きな障害となっています。そこで建築基準法第42条第2項に指定されている道路については法令による後退線まで拡幅整備するため、整備に必要な費用の助成や、後退用地の寄付に際して奨励金を交付するなどの誘導策を実施し、細街路の解消に努めています。

〔細街路拡幅整備のイメージ〕

拡幅整備は、建物の建替えや塀の改修時に合わせて整備工事を行っていきます。そのため、その道路は凹凸の状態になりますが、その道路に面したすべての建物が建替わった時に4mの道路幅になります。なお、拡幅整備による効果が十分に発揮されるよう、拡幅部分に通行の支障となるものが置かれないうための啓発にも努めています。



< 拡幅整備前 >



< 拡幅整備後 >



実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協 議 (件数)	438	439	446	397	471
整 備 (件数)	427	258	287	227	232
助成金額 (千円)	2, 248	1, 156	0	2, 855	359
(件数)	7	2	0	4	1
奨励金額 (千円)	1, 256	2, 900	4, 435	3, 440	0
(件数)	2	2	4	4	0

令和7年度予算額 415,125千円

2 道路位置の指定・取消等 (細街路担当)

建築物の敷地は、法令上幅員4m以上の道路に接していなければなりません。一定の手続きや構造基準を踏まえて新たに道路を造ることで、規定の道路に接しない土地を建築敷地として利用することができます。

また、総合的な開発事業などで道路の位置を変更したり、不用となった道路を取消したりすることも可能です。

これら道路位置の指定・取消・変更は申請に基づき行っています。

位置指定道路(1項5号)の指定・取消・変更件数

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指 定	0	1	0	2	1
取 消	1	1	6	1	1
変 更	0	0	1	0	1
計	1	1	7	3	3

六．私道整備事業

[根拠法令等] 品川区私道整備に関する条例および同施行規則

1 私道整備助成 (細街路担当)

私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、舗装や排水施設、階段手すり等で私道整備に係る工事を受託し、必要な助成を行っています。

[助成内容]

全額助成 ⇒ 幅員が2.5m以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り返けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

90%助成 ⇒ 幅員が1.2m以上2.5m未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り返けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

(ただし私道のうち、行き止まりの場合は2戸以上の利用がある場合に限ります。)

[助成工種]

●舗装 ●L形側溝等排水施設 ●階段手すり等補修 ●交通安全施設



<施工前>



<施工後>

実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備件数	13	23	6	9	7
助成額（千円） （工事請負費）	24,303	45,274	21,996	55,873	53,974

令和7年度予算額 57,451千円

七．被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業

1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業（審査担当（構造））

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定を行う防災ボランティアの活動を支援します。

今年度も引き続き、防災ボランティアの応急危険度判定の模擬訓練や講習会を実施するとともに、防災ボランティアのリーダーである判定コーディネーターの育成に向け、研修を行っていきます。

連絡網登録者数（令和7年4月現在） 単位:名

総数	区民		区民以外	
	在勤者	非在勤者	在勤者	非在勤者
66	15	37	14	0



判定ステッカー

八．住宅・建築物耐震化支援事業（耐震化促進担当）

〔根拠法令等〕 建築物の耐震改修の促進に関する法律
 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
 品川区耐震改修促進計画
 品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱
 品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱
 品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱
 品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱
 品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

品川区耐震改修促進計画（令和３年３月改定）における目標達成に向け、令和７年から令和９年まで木造住宅の耐震化を集中的に促進するため、耐震加速化パッケージとして、耐震補強設計と耐震改修工事の同時申請の制度新設および助成額等の上乗せ、耐震補強設計・耐震改修工事・戸建て住宅除却工事の助成額等拡充を実施します。また、拡充内容の周知及び耐震化の啓発のため、住宅の耐震相談会を実施します。

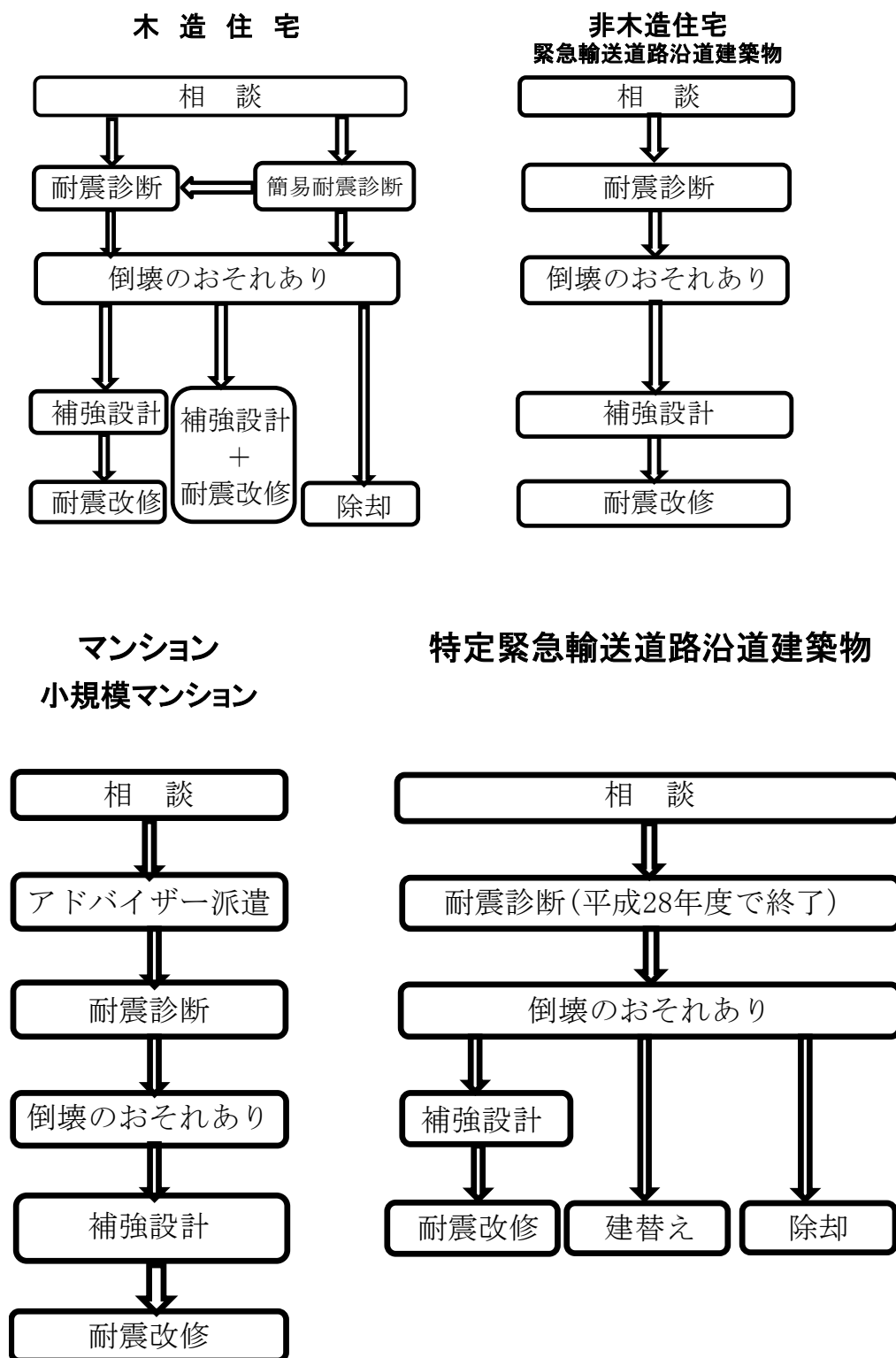
一方、「品川区耐震改修促進計画」について、本計画に掲げた耐震化目標に対する現状の進捗状況を把握するとともに、近年の制度改正や各種調査・技術指針等の動向、国・都の動き等を踏まえ、より実効性の高い施策を計画的に推進するため、計画の改定し、耐震化の目標に向けた取組みをさらに進め、災害に強いまちづくりを促進します。

耐震化の現状と目標（「品川区耐震改修促進計画（令和３年３月改定）」より）

種 類	種 別	耐震化率		
		前回	現状	目標
		平成29 (2017)年度	令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度
住宅		88.4%	91.1%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	木造住宅 (戸建・長屋・共同住宅)	68.3%	80.2%	
	非木造住宅 (戸建・長屋)	94.2%	94.6%	
	マンション	94.7%	94.5%	
民間特定 建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	94.2%	95.1%	更なる耐震化の促進
	危険物を取り扱う施設	95.9%	100.0%	
	緊急輸送道路沿道建築物	81.4%	83.6%	95%
区有 建築物	防災上重要な施設（庁舎・保健所・地域センター・学校施設 など）	98.7%	98.7%	100%
	その他の施設（住宅・高齢者福祉施設・公園管理施設 など）	100.0%	100.0%	

- ① 木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修・除却支援
- ② 非木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ③ マンション・小規模マンションの耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ⑤ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計・耐震改修・建替え・除却支援
- ⑥ 品川シェルター設置支援
- ⑦ 耐震化アドバイザーの派遣

1 耐震化助成の流れ



2 助成額一覧

(1)住宅等

①耐震診断支援

構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	平成12年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物	診断費用 の10/10	25万円
	共同住宅			27万円
非木造住宅 （共同住宅含む）		昭和56年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物	診断費用 の1/2	80万円
マンション		昭和56年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物で、3階以上の分 譲マンションかつ1,000㎡以上 または啓開道路に接する建築物		150万円
小規模マンション		昭和56年5月31日以前の建築かつ 個人が所有する建築物で、3階以上の分 譲マンションかつ1,000㎡未満の建築物		100万円
緊急輸送道路沿道建築物		敷地が緊急輸送道路に接する建築物 前面道路の幅員の1/2以上の高さの建築物 昭和56年5月31日以前の建築物	診断費用 の全額	300万円
町会会館		昭和56年5月31日以前に建築された 建築物で品川区町会・自治会館建設補助 金交付要綱で補助の対象となる会館		なし

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

町会会館においては町会、または町会代表者

②補強設計支援

構 造		要 件	支援内容	助成限度額
木 造	住宅（戸建・長屋） 併用住宅含む	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ耐震診断の助成金の交付対象となった建築物	耐震補強設計費用の 1 / 2	3 0 万円
	共同住宅			8 0 万円
	非木造住宅 （共同住宅含む）		耐震補強設計費用の 2 / 3	2 0 0 万円
	マンション			1 0 0 万円
	小規模マンション			2 0 0 万円
	緊急輸送道路沿道建築物			2 0 0 万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修工事支援

構 造		要 件	支援内容	助成限度額
木 造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ補強設計の助成金の交付対象となった建築物	耐震改修工事 費用の 1 / 2	3 0 0 万円
	共同住宅		耐震改修工事 費用の 1 / 2	4 5 0 万円
	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物	耐震補強設計費用と 耐震改修工事の 合計額の 2 / 3	4 0 0 万円
	共同住宅			6 0 0 万円
非木造住宅 （共同住宅含む）		耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ補強設計の助成金の交付対象となった建築物	耐震改修工事 費用の全額	1 5 0 万円
マンション			耐震改修工事 費用の 1 / 3	2， 5 0 0 万円
小規模マンション			耐震改修工事 費用の 1 / 3	1， 0 0 0 万円
緊急輸送道路沿道建築物			耐震改修工事 費用の 2 / 3	2， 5 0 0 万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

④除却工事支援

構造		要件	支援内容	助成限度額
木 造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	昭和56年5月31日以前に建築された以下の建築物 ・個人が所有する建築物 ・簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断された建築物	除却工事費用の全額	200万円
	共同住宅			300万円

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

(2) 特定緊急輸送道路沿道の建築物

①耐震診断支援 平成28年度で終了

②補強設計支援

要件	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	助成対象費用が600万円以下	助成対象費用×1/1
	助成対象費用が600万円を越え1,200万円以下	助成対象費用×2/3 +200万円
	助成対象費用が1,200万円を超える場合	助成対象費用×5/12 +500万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修・建替え・除却支援

要件	助成対象費用	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	延べ面積 5,000㎡以下の部分	助成対象費用が 7,500万円以下	助成対象費用×9/10
		助成対象費用が 7,500万円を越え 15,000万円以下	助成対象費用×17/30 + 2,500万円
		助成対象費用が 15,000万円を越える場合	助成対象費用×11/30 + 5,500万円
	延べ面積 5,000㎡を超える部分	助成対象費用の 11/60 延べ面積 5,000㎡以下の部分で算出された限度額に加算	

※延べ面積が 5,000㎡を超える建築物については、
助成対象費用を面積按分により 5,000㎡以下の部分と 5,000㎡以上の部分に分け、それぞれ計算を行ったものを合計

※Is 値が 0.3 未満の建築物の耐震改修の場合、助成額を加算することが可能

(3)品川シェルター

対象住宅	助成対象者	内 容	助成限度額
- 平成12年5月31日以前に工事着手した建築物 - 階数2以下 - 木造の住宅（長屋、共同住宅含む）	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物	助成対象費用の全額	65万円

実績

単位：棟

区分			年度	令和元年度まで	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
簡易診断			209	11	18	14	21	11	284	
耐震診断	木造	戸建て	926	6	9	5	10	53	1009	
		共同住宅	114	1	2	0	0	2	119	
	非木造住宅		11	1	0	0	0	0	12	
	マンション		44	1	2	2	4	4	57	
	特定緊急輸送道路		164						164	
	一般緊急輸送道路		1	2	2	1	0	0	6	
	町会会館		15	1	1	0	0	1	18	
	計		1,275	12	16	8	14	60	1,385	
	耐震補強設計	木造	戸建て	169	2	2	2	4	5	184
共同住宅			22	0	0	0	0	0	22	
非木造住宅		2	0	0	0	0	0	2		
マンション		9	0	0	0	1	1	11		
特定緊急輸送道路		47	4	1	1	1	1	55		
一般緊急輸送道路		0	1	2	0	0	0	3		
計		249	7	5	3	6	7	277		
耐震改修工事		木造	戸建て	改修	194	0	1	2	5	3
	建替え			202						202
	除却			787	120	108	82	70	79	1246
	共同住宅		改修	19	0	0	0	0	0	19
			建替え	27						27
			除却	208	39	31	14	17	14	323
	非木造住宅		改修	2	0	0	0	0	0	2
	マンション		改修	7	0	1	0	0	1	9
	特定緊急輸送道路	改修	24	1	2	1	0	3	31	
		建替え	3	0	1	0	0	0	4	
		除却	11	0	1	0	1	1	14	
	一般緊急輸送道路		改修	0	0	0	1	1	0	2
				1,484	160	145	100	94	101	2,084
	シェルター		品川シェルター	21	0	0	1	0	0	22
耐震シェルター			6						6	
耐震化アドバイザー派遣			棟数	75	1	0	4	2	4	86
			回数	85	1	0	5	4	6	101

令和7年度予算額 784,691千円

九．がけ・擁壁安全化支援事業

〔根拠法令等〕 品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

1 がけ・擁壁安全化支援事業（審査担当（構造））

土砂災害への対応として、平成29年度より、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消に向け、専門家アドバイザーの派遣や擁壁の改修工事費の一部助成を行う「がけ・擁壁安全化支援事業」を開始しました。

事業実施には、擁壁所有者等への直接的な事業周知や意識啓発が重要であることから、窓口でのチラシ案内、広報紙やHPでの周知の他、郵送等による個別周知を行うとともに、2か年をかけ区内全域で行った擁壁等の実態調査に基づき、安全性が低いと思われる擁壁所有者等へは、直接個別訪問により助言や啓発を行うなど積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを促進します。

(1)がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣

対象とするがけ：品川区内に存する高さ2mを超えるがけ等

アドバイス業務：がけ等の安全性に係る現状把握や維持管理、改善対策について助言する。年度内2回まで無料で派遣

コーディネート業務：がけ等の安全化に向けた改修工事の計画や進め方について提案する。1回に限り無料で派遣

(2)がけ・擁壁改修工事費助成

①土砂災害警戒区域内のがけ等改修工事費助成

A：擁壁の新設

助成額：工事費の1/2かつ上限額20,000千円

②道路・公共施設沿いの高さ2m超のがけ等改修工事費助成

B：擁壁の新設

助成額：工事費の1/2かつ上限額6,000千円

③上記①②共通

C：補強工事

助成額：工事費の1/2かつ上限額1,000千円

D：防護壁工事

助成額：工事費の1/2かつ上限額2,000千円

実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	32	98	105	108	80
がけアドバイザー派遣	11	17	6	9	16
がけコーディネーター派遣	2	10	1	1	2
工事費助成	1	5	1	4	0

令和7年度予算額 98,078千円

十．コンクリートブロック塀等安全化支援事業

[根拠法令等] 品川区コンクリートブロック塀等安全化支援事業実施要綱

1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業（審査担当（構造））

平成30年12月より、通行時の安全性を高めるため、区内全域で、安全が確認できない道路に面するコンクリートブロック塀等の除却工事費等を助成する「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」を開始しました。これにより、災害時のコンクリートブロック塀等の倒壊による事故や道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちを目指します。

また、令和2年10月より建築確認申請に係る手数料等の支援を拡充しました。

助成内容

①ブロック塀等除却工事費助成

対 象：高さ80cm以上のコンクリートブロック塀、万年塀、石積み塀、レンガ塀、
助成額：工事費の1/1かつ上限額30千円/m

②軽量フェンス等設置工事費助成（除却と同時に行う工事）

助成額：工事費の1/2かつ上限額26千円/m（ブロック積等）
16千円/m（軽量フェンス等）

③設計費および工事監理費（建築確認申請に係る手数料を含む。）

助成額：上限額150千円

実績

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	103	77	86	60	58
助成件数	47	40	37	45	30

令和7年度予算額 15,125千円

十一．その他の事業

1 各種証明発行（事務調査係）

(1)住宅用家屋証明の発行

居住用家屋の取得時における、登録免許税の軽減を受けるため、租税特別措置法に規定された専用住宅であることの証明を行っています。

(2)台帳記載事項証明、道路位置指定証明、建築計画概要書記載事項証明の発行

建築確認済証、検査済証等が発行済みであることの事実証明としての台帳記載事項証明、道路位置指定、変更、廃止等の証明としての道路位置指定証明、不動産調査等の利便性を図るため建築計画概要書記載事項証明を発行しています。

また、証明書セルフ発行窓口システムによる窓口の混雑緩和を図ります。

住宅用家屋証明等の発行件数

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅用家屋証明	2,645	1,738	1,439	1,705	1,817
道路位置指定証明	865	925	1,247	1,340	1,322
台帳記載事項証明	5,023	5,936	5,939	5,976	6,186
建築計画概要書 記載事項証明	16,003	18,161	19,129	19,139	20,775
計	24,536	26,760	27,754	28,160	30,100

2 建築動態統計調査事務（事務調査係）

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届および建築物除却届の受理ならびに建築統計の作成を行っています。

環境課

2025

係 別 事 務 分 掌

環境管理係

- 1 環境施策に係る計画に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 課内他係に属しないこと。

ゼロカーボン戦略担当

- 1 ゼロカーボンの推進に係る企画調整に関すること。

環境推進係

- 1 環境の啓発に関すること。
- 2 環境学習の推進に関すること。
- 3 環境に係る区民、事業者、NPO等との連携に関すること。
- 4 環境学習交流施設に関すること。

指導調査係

- 1 公害関係法令および条例に基づく工場等に係る認可、届出、規制、調査および指導に関すること。
- 2 公害等に係る苦情、相談、指導および啓発に関すること。
- 3 環境に係る調査および監視に関すること。
- 4 環境影響評価に係る調査および調整に関すること。



一. ゼロカーボンシティしながわ（環境管理係・ゼロカーボン戦略担当）

〔根拠法令等〕

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

1 品川区環境基本計画・品川区職員環境行動計画（環境管理係）

「品川区環境基本計画（平成30年3月策定）」が、令和4年度に中間年を迎え、長期的な視点で喫緊の環境課題を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行いました。

また、区が一事業者として二酸化炭素削減への取り組み方針を示した「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」についても、5年の計画期間満了を受け、令和4年度に改定を実施しました。

（1）品川区環境基本計画

① 期間

2018（平成30）年度～2027（令和9）年度

② 計画の目標

基本目標1	「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）
基本目標2	「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）
基本目標3	「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然循環）
基本目標4	「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）
基本目標5	「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）
共通目標	次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる （環境教育・環境コミュニケーション）

③ 品川区全体の二酸化炭素排出量削減目標

<2030（令和12）年度目標>

2013（平成25）年度比で50%減（カーボンハーフ）

<2050（令和32）年度目標>

実質ゼロ（ゼロカーボン）

(2) 品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～

① 期間

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

② 区有施設の二酸化炭素排出削減目標

＜2027（令和9）年度目標＞・・・計画最終年度

2013（平成25）年度比で41%削減

＜2030（令和12）年度目標＞

2013（平成25）年度比で50%削減

計画の詳細はこちらのQRコードを参照



区ホームページ
(品川区環境基本計画)



区ホームページ
(品川区職員環境行動計画)



品川区環境基本計画（本編）



品川区環境基本計画
【概要版】



しながわ子ども環境ブック
(子ども用概要版)



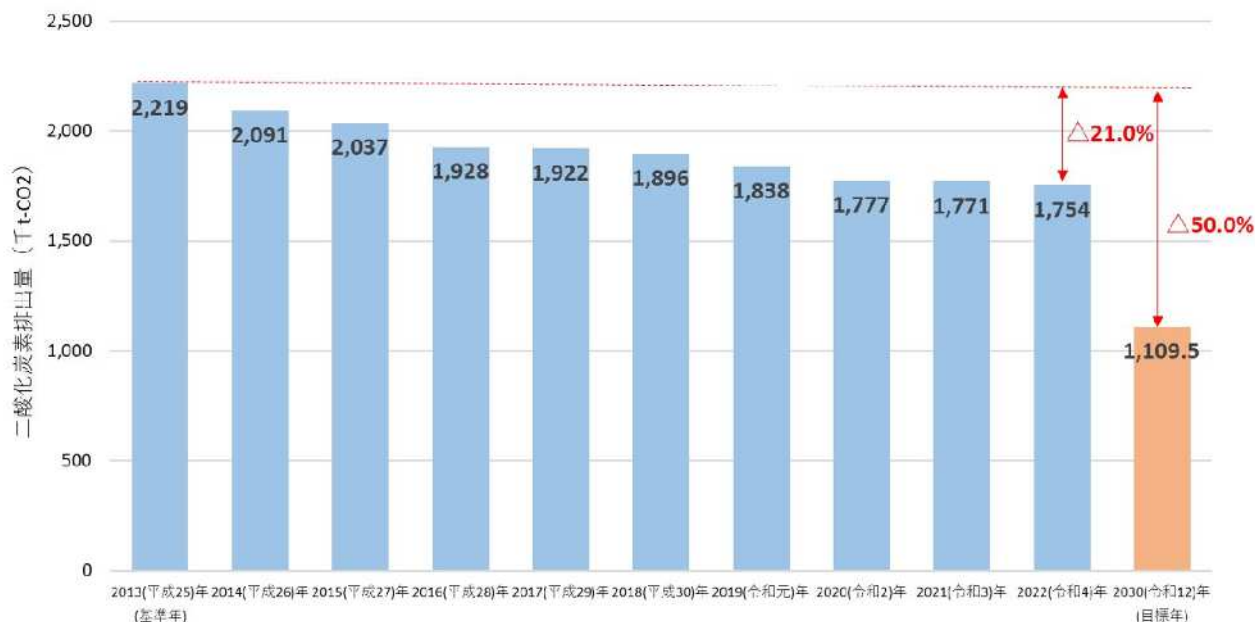
品川区職員環境行動計画
～しながわ職員エコアクト～

2 ゼロカーボンシティしながわ宣言（環境管理係）

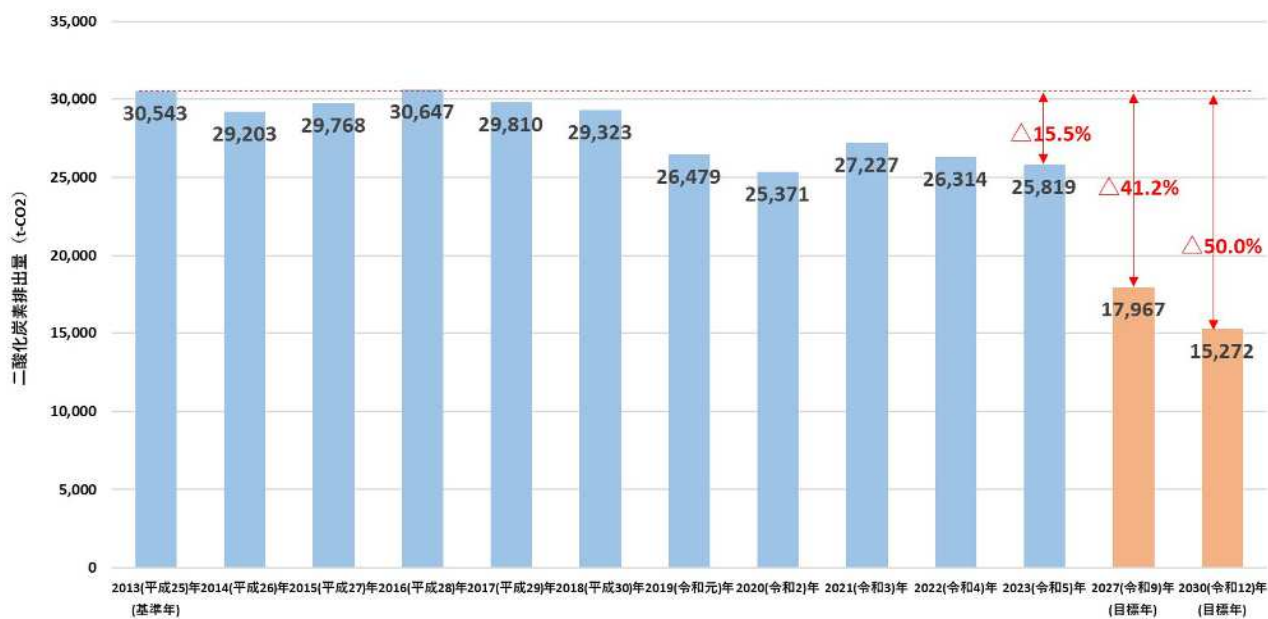
令和5年6月15日に「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行いました。区民・事業者・区が一丸となってゼロカーボン達成に向けて取り組むことを表明しました。

（1）品川区および品川区有施設の二酸化炭素排出量

① 品川区の二酸化炭素排出量



② 品川区有施設の二酸化炭素排出量



(2) 計画目標達成に向けて

品川区における二酸化炭素削減目標達成に向けて、区の二酸化炭素の三大発生要因である「家庭」「業務」「自動車」の各分野に対する各種助成（太陽光発電システム、蓄電池システム、高効率給湯器、省エネルギー家電、LED設置工事、低公害車買換え支援など）や、エコルとごしでの環境学習講座やSDGs啓発などの環境教育・環境コミュニケーションの推進、またフードドライブの通年受け付け、マイボトル用給水機増設によるペットボトルの削減、森林環境譲与税を活用した連携事業などに取り組みます。

また、区有施設における二酸化炭素削減目標達成に向けて、太陽光発電システムの導入や、低炭素なエネルギーの導入に引き続き取り組みます。

令和7年4月時点で、54の施設において太陽光発電システムを設置しています。また57施設において、再生可能エネルギー由来の電力を導入しています。

二. 省エネルギー対策事業（環境管理係）

1 しながわゼロカーボンアクション助成事業（令和7年度より実施）

- 〔根拠法令等〕
- ・しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱
 - ・しながわゼロカーボンアクション助成事業事務取扱要領

令和6年度以前は個別事業として実施していた環境関連助成事業を一本化し、申請様式や申請方法を一本化することで、利便性の向上を図りました。

また、令和7年度より新規の助成メニューとして、「ZEB設計」「ZEH・東京ゼロエミ住宅」を追加します。

〈令和7年度助成メニュー一覧〉

太陽光発電システム（家庭用・業務用）

蓄電池システム（家庭用・業務用）

事業所用LED照明

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）

潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール）

省エネルギー家電（エアコン・冷蔵庫）

宅配ボックス

二酸化炭素排出量算定クラウドサービス

ZEB設計

ZEH・東京ゼロエミ住宅

(1) 太陽光発電・蓄電池システム設置助成（平成23年度より実施）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者等が家庭および事業所に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成します。

①助成内容

		助成額	助成額	予定件数
太陽光発電システム	家庭用	50,000 円/kW	上限 200,000 円	100 件
	業務用	50,000 円/kW	上限 500,000 円	10 件
蓄電池システム	家庭用	30,000 円/kWh	上限 300,000 円	100 件
	業務用	30,000 円/kWh	上限 300,000 円	10 件

②助成実績

<太陽光発電システム>

金額：千円

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
家庭用	34	2,878	22	1,769	41	3,607	44	3,562	76	6,191
業務用	1	150	2	124	2	300	4	561	1	150

<蓄電池システム>

金額：千円

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
家庭用	42	2,092	73	3,629	109	5,450
業務用	1	50	2	100	1	50



令和7年度予算額 58,000千円

(2) 事業所用LED照明設置助成（平成26年度より実施）

省エネルギー効果の高いLED照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るために、区内施工業者を利用し、LED照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成します。

①助成内容

助成額 設置費用の1/2（上限500,000円）
 予定件数 5件

②助成実績

金額：千円

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
7	675	6	214	5	558	5	629	2	328

令和7年度予算額 2,500千円

(3) 高効率給湯器設置助成（令和5年度より実施）

家庭部門において最も大きな割合を占める給湯目的のエネルギー消費量を抑えるため、区民が高効率給湯器を設置する際の費用の一部を助成します。

①助成内容

	助成額	予定件数
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	上限 200,000 円	20 件
ヒートポンプ給湯器 （エコキュート・ハイブリッド給湯器）	上限 50,000 円	30 件
潜熱回収型給湯器 （エコジョーズ・エコフィール）	上限 30,000 円	70 件

②助成実績

金額：千円

	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	23	2,300	25	2,500
ヒートポンプ給湯器 （エコキュート・ハイブリッド給湯器）	15	750	25	1,250
潜熱回収型給湯器 （エコジョーズ・エコフィール）	40	1,200	102	3,060

令和7年度予算額 7,600千円

(4) 省エネルギー家電設置助成（令和6年度より実施）

家庭における機器別電気使用量の約3割を占める「エアコン」および「冷蔵庫」を買い替える際の費用の一部を助成します。

①助成内容

	助成額	予定件数
エアコン	上限 10,000 円	500 件
冷蔵庫		

②助成実績

金額：千円

	令和6年度	
	件数	金額
エアコン	337	3,370
冷蔵庫	383	3,830

令和7年度予算額 5,000千円

(5) 宅配ボックス設置助成（令和6年度より実施）

再配達による二酸化炭素排出量の削減を図るため、区内の住宅に宅配ボックスを設置した際の費用の一部を助成します。

①助成内容

助成額 対象経費の1/2（上限額は下表参照）

	戸建住宅		集合住宅	
	区内業者へ発注	区外業者へ発注	区内業者へ発注	区外業者へ発注
IOT 対応	上限 150,000 円	上限 130,000 円	上限 200,000 円	上限 180,000 円
IOT 非対応	上限 50,000 円	上限 30,000 円	上限 100,000 円	上限 80,000 円

予定件数 69件

②助成実績

【令和6年度（令和6年9月開始）】

＜戸建住宅＞

金額：千円

	区内業者		区外業者	
	件数	金額	件数	金額
IOT 対応	0	0	4	436
IOT 非対応	7	275	7	192

＜集合住宅＞

金額：千円

	区内業者		区外業者	
	件数	金額	件数	金額
IOT 対応	0	0	0	0
IOT 非対応	9	731	29	2,262

令和7年度予算額 5,610千円

（6）二酸化炭素排出量算定クラウドサービス利用助成（令和6年度より実施）

区の二酸化炭素排出量の約4割を占める業務部門において、区内中小企業者等の脱炭素経営を促進するため、「二酸化炭素排出量算定クラウドサービス」の利用に係る費用を助成します。

①助成内容

助成額 対象経費の全額（上限300,000円）
 予定件数 3件

②助成実績

金額：千円

令和6年度	
件数	金額
0	0

令和7年度予算額 900千円

(7) ZEB設計助成（令和7年度より実施）

区内にZEBを建設する法人に対し、ZEB設計に係る上乗せ設計費の一部を助成します。

①助成内容

分類	助成額	予定件数
延べ床面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	上限 1,500,000 円	3 件
延べ床面積 2,000 m ² 以上	上限 3,000,000 円	2 件

令和7年度予算額 10,500千円

(8) ZEH・東京ゼロエミ住宅助成（令和7年度より実施）

ZEHまたは東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅を購入した区民に対し、購入費用の一部を助成します。

①助成内容

助成額 上限 300,000 円
予定件数 10 件

令和7年度予算額 3,000千円

2 低公害車買換え支援助成事業（平成26年度より実施）

区内中小企業者等に対し環境保全活動を促進し良好な環境の確保に寄与するため、低公害車への買換え助成を行います。

〔根拠法令等〕 ・品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

(1) 助成内容

都の融資あっせんを受けた際、利子については都が1/2を補助し、信用保証料については2/3を補助しますが、補助されない自己負担分を区が助成します。

- ・利子補給対象台数 8 台
- ・信用保証料補助対象台数 8 台

(2) 助成実績

金額：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
台数	9	8	5	5	5
合計	188,667	179,104	163,640	105,805	67,963

令和7年度予算額 243千円

3 首都圏エネファームハーベスティング事業（令和7年度より実施）

区と連携協定を締結している東京ガス（株）が運営する「首都圏エネファームハーベスティング事業」に参加します。

区の助成でエネファームを設置した区民から毎年度、発電量の報告を区が受け、集約データを東京ガス（株）が国へ報告することで、エネファームの活用により創出された環境価値について、「Jクレジット」の認証を受けます。

認証を受けた「Jクレジット」は区の事業等で活用していきます。

〔根拠法令等〕 ・首都圏エネファームハーベスティング事業実施要綱

令和7年度予算額 500千円

4 環境情報管理システム・しながわエコリンク運用

(1) 環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出（平成22年度より実施）

自治体に課せられる複数の法令遵守等※に対応する「環境情報管理システム」を運用することにより、正確かつ迅速なデータ管理と遅滞のない届出を行うとともに、情報共有によるエネルギー使用量削減を図ることを目的としています。

※法令遵守等

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく報告書制度への対応
- ・品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～に基づくCO₂排出量の計画的削減

(2) 品川区有施設の二酸化炭素排出量分析委託（令和元年度より実施）

「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」において、二酸化炭素排出量の年間実績の算定や増減の要因分析を専門業者に委託し、技術者視点における増減要因の分析や、それに基づいた今後の環境施策について検討を行います。また、設備機器の「運用改善マニュアル」について、空調や照明等の運用改善対策の活用が施設でどのような効果を挙げたかについての検討も併せて実施します。

(3) 環境マネジメントシステム（しながわエコリンク）の運用（平成27年度より実施）

区では、率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、しながわエコリンクの運用をしています。

しながわエコリンクの運用により、環境関連法令や実行計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

また、区有施設における環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

(4) しながわエコリンク年間スケジュール

時期	実施事項	作成様式
第1四半期	■ 実務担当者研修、前年度第4四半期の活動状況の点検・評価 ■ 当該年度の環境目標の設定および環境プログラムの作成 ■ 環境法令の調査 ■ 環境法令研修 ■ 職場研修（各課で実施） ■ 環境対策推進会議 ■ 区長による年次総括、見直し指示	・環境プログラム管理表 ・環境活動レポート ・環境法令チェック表 ・区長または環境管理責任者による見直し記録
第2四半期	■ 当該年度第1四半期の活動状況の点検・評価 ■ 外部環境監査の実施 ■ 前年度の活動実績等の公表	・環境プログラム管理表 ・環境活動レポート ・環境監査関連様式
第3四半期	■ 当該年度第2四半期の活動状況の点検・評価	・環境プログラム管理表 ・環境活動レポート
第4四半期	■ 当該年度第3四半期の活動状況の点検・評価	・環境プログラム管理表 ・環境活動レポート

(5) 各種研修の実施

実務担当者研修や環境法令研修等を実施することにより、しながわエコリンクの制度概要や運用方法、法令の知識等を担当者等が習得し、適切にシステムを運用します。

(6) 環境監査の実施

しながわエコリンクの適切な運用を確認するため、外部監査員による環境監査を実施します。監査では所属長（課長・施設長）とのヒアリングや現地調査などを通じて監査部署の運用状況を確認するとともに、関係書類等の確認や、優れた環境改善・保全活動の発見等を行い、令和6年度は指摘事項2件、改善・提案事項6件、適切事項87件、優良事項37件が報告されました。

令和7年度予算額 5,900千円

5 グリーン電力証書システムの活用（環境管理係）（平成21年度より実施）

グリーン電力証書システムは、バイオマスや太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度であり、グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができるシステムです。

このグリーン電力証書システムを活用し、イベント時に使用する電力について証書を購入します。これにより、CO₂の削減と自然エネルギーの活用について、広く区民に啓発を図っていきます。



(1) 令和7年度活用予定イベント

33件

(2) 令和6年度実績

26件

・みどりと花のフェスティバル	3,500kWh (500kWh×7会場)
・品川区民まつり	7,500kWh (500kWh×15会場)
・品川区民作品展	500kWh
・品川区民秋のコンサート	500kWh
・わくわく☆SDGs こどもみらい大作戦	500kWh
・しながわシティラン	500kWh

令和7年度予算額 91千円

6 熱中症対策の啓発（令和6年度より実施）

（１）熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート

令和2年度より環境省と気象庁は「熱中症警戒アラート」の運用を開始しました。これは熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、一定以上の暑さが予測される場合に発表するものです。

また、環境省は令和6年4月より、「熱中症特別警戒アラート」の運用を開始しました。これは気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、環境大臣が発表するものです。

品川区では、「熱中症警戒アラート」および「熱中症特別警戒アラート」の発表時に区ホームページ・X（旧Twitter）で周知を行うとともに、国の指針等も踏まえ、熱中症特別警戒アラートが発表された場合のイベントや事業の取り扱いについて基本方針を策定しています。

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
発表単位	全国を58に分けた府県予報区等を単位として発表（北海道、鹿児島県、沖縄県を細分化）	都道府県単位
発表基準	府県予報区等内のいずれかにおいて、暑さ指数が33以上となることが予測される場合	各都道府県内の全ての地点において、翌日の暑さ指数が35以上となることが予測される場合
発表時間	前日の午後5時または当日の午前5時	前日の午後2時
運用期間	4月頃から10月頃	

令和7年度運用期間：令和7年4月23日（水）から10月22日（水）

※参考（令和6年度実績）

運用期間：令和6年4月24日（水）から10月23日（水）

アラート発表回数：熱中症警戒アラート37回、熱中症特別警戒アラート0回

（２）熱中症対策物品の購入・配付

区有施設の避暑シェルターに、冷却材や塩分タブレットなどの熱中症対策グッズを配付し、熱中症対策の強化を図ります。

①配付場所

区内避暑シェルター施設（地域センター、文化センター、児童センター、シルバーセンター、図書館、エコルとごし等）

②配付物品

瞬間冷却パック、塩分チャージタブレット、イオンウォーターパウダースティック

令和7年度予算額 294千円

三. 環境学習交流施設管理運営（環境推進係）

（１）目的

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策が求められており、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっています。

品川区では、こうした社会的な変化に対応し、より効果的に環境保全を促進するため、平成30年3月に「品川区環境基本計画」を策定しました。計画に示す環境教育・コミュニケーションの充実や、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指すため、環境を体感して学べる施設として「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」を整備しました。

（２）施設概要

- ① 名 称 品川区立環境学習交流施設
(愛称：エコルとごし)
- ② 開設日 令和4年5月1日
- ③ 所在地 品川区豊町2-1-30
(戸越公園内)
- ④ 構 造 鉄骨造
- ⑤ 規 模 地上3階建て
延床面積1,865.83㎡



（３）施設のキャッチコピー

「つなぐ つづける つくりだす ～エコなミライへ～」

＜キャッチコピーの考え方＞

区の今までの環境保全に対する取り組みなど、今あるものをつなぎ持続可能にすることとあわせ、施設から今までにない新たな魅力やにぎわいをつくり育てるという観点から掲げたものです。

（４）ターゲット

第1ターゲット…未来をつくる子どもたち 第2ターゲット…子どもを支える人たち

＜ターゲットの考え方＞

子どもたちへの啓発から、子どもたちにとって最も身近で直接支える家族、その周りで支える学校や地域の人々へ結びをつなぎ、環境行動の輪をつくりだすことを目指します。

（５）施設機能

体験学習機能、情報発信機能、交流・連携機能

（６）管理運営手法

指定管理による管理運営

(7) 事業内容（指定管理業務）

- ① 環境の保全に関する学習の推進
- ② 環境の保全に関する情報の収集・提供
- ③ 環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援
- ④ 施設および設備の使用に関すること（貸室等の運用）

(8) 施設構成

	主な諸室	定員	内容
3階	多目的スペース (149.9 m ²)	1/3面 33名 2/3面 66名 全面 100名	講座・講演会やワークショップ開催、社会科見学等で使用（貸出可）
	映像展示室 常設展示室 ホワイエ兼メッセージ展示 (385.7 m ²)	-	温暖化対策をメインテーマとして、自分と環境との関わりを疑似体験できる大型映像展示・「みる・きく・さわる」といった体感を重視した常設展示・思いを発信するメッセージ展示
2階	地域交流室 (50.4 m ²)	27名	町会・自治会など、地域活動・団体活動の場（貸出可）
	ボランティア室 (45.0 m ²)	25名	施設で活躍するボランティアなど、環境に関するボランティアを行っている方の活動の場
1階	コミュニティラウンジ (194.2 m ²)	-	誰もが利用できる休憩スペースをはじめ、情報発信エリア、企画展示エリア・キッチンを備えた多機能ラウンジ
	キッズスペース (45.5 m ²)	-	壁面で遊ぶことができるパズルやマグネット、木製玩具を備えた乳幼児と保護者向けスペース（推奨対象年齢0～3歳）

(9) 利用時間・休館日

区分	利用時間	休館日
コミュニティラウンジ	7:00～21:30	第4月曜日 ・ 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
展示室・キッズスペース	9:00～18:00	
ボランティア室 地域交流室 多目的スペース	9:00～21:30	

(10) 実績

① 来館者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間累計来館者数	219,553人	229,347人	246,241人
月平均来館者数	19,959人	19,112人	20,520人

※令和4年5月1日オープンのため、令和4年度実績は11カ月分の数値

② 環境学習講座

気象予報士によるお天気実験教室や、木材・廃材を使った工作、戸越公園の自然を活用した自然体験講座等、子どもたちも楽しみながら参加できる体験型の講座・イベントを開催しています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催回数	指定管理事業	50	69	87
	アウトリーチ講座	7	7	8
	エコルフェス内講座	5	9	30
全講座参加者数（人）		3,935	5,861	6,940

③ 来館者向けのZEBガイドツアー

来館者を対象に、ZEBへの理解・普及促進のため「エコルとごしの魅力とZEB関連設備を巡るツアー」と題し、週に二回程度施設内を案内するツアーを実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツアー参加者数	141	129	237
実施回数	63	73	66

④ 企画展

地域・環境情報発信の一環として、大型企画展を含む全8回、企画展を実施しました。

内容	期間
【大型企画展】山本彌作品展 ～小さな生き物たちの大きな世界～	令和6年3月26日(火)～4月21日(日)
地球も熱中症？ ～熱中症予防について一緒に考えよう～	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
わお！な生きものフォトコンテスト写真展	令和6年7月13日(土)～8月4日(日)
品川区防災課「防災月間！備えのみなおし展」	令和6年8月31日(土)～9月30日(月)
10月は食品ロス削減月間 ～食品ロス削減をみんなで考えよう～	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)
バケツ稲の観察・菜園デッキの一年	令和7年1月12日(日)～2月2日(日)
品川区河川下水道課 「グリーンインフラパネル展と雨水利用」	令和7年2月8日(土)～2月21日(金)
【大型企画展】高須賀活良作品展 ～草木の恵みと布のものがたり～	令和7年2月26日(水)～3月23日(日)

⑤ ボランティア登録数

区民の自主的な環境保全活動の支援・育成につなげていくため、環境や施設に関心のある方は施設ボランティアとして登録し、講座・イベント等で協力いただいています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数（人）	25	16	16

⑥ 環境情報発信

施設ホームページ、各種SNS、施設広報紙の発行（年6回）等により、環境情報・施設情報をリアルタイムで発信しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設ホームページ閲覧数（件）	411,268	371,823	418,306
SNS 累計フォロワー数（人）	1,505	2,642	3,567

⑦ 貸室利用

多目的スペース・地域交流室の2室は、環境学習講座や社会科見学で主に利用し、地域活動や環境保全活動支援のため貸室としても利用提供しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多目的スペース利用者数（人）	18,391	17,810	18,875
地域交流室利用者数（人）	7,147	7,257	5,513
合計	25,538	25,067	24,388

（11）環境学習展示

<テーマ> 「温暖化対策」中心

<展示の流れ>

- ①映像展示（環境そのものへの関心をもつ）：「バランスプラネット」「いきものタッチ」
床・壁に投影する映像装置と人の動きを感知するシステムにより、環境との関わりを楽しく疑似体験できる大型映像展示です。
- ②常設展示（映像展示を深掘りし、新たな気づきを生む）：「トイカケのジカン」
1秒・1日・1年などの「時間」を軸に環境をとらえ、身近な視点で楽しく学ぶことのできる体験型展示です。
- ③メッセージ展示（学んだことから答えを出し、発信）：「ミライのタネ」
①②で学んだことを自ら考え、未来へのメッセージを発信・共有することができる参加型の展示です。



大型映像展示



常設展示



メッセージ展示

（12）建物の特徴

① 建材の活用

区と交流・連携する自治体と、東京都多摩地域を産地とした木材等を、建物の随所に活用しています。

② 都内公共施設で初めてとなる「Nearly ZEB※」認証取得建物

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の「Nearly ZEB」認証を取得しました。年間を通じて安定した温度である地中の未利用エネルギーを空調熱源として利用し、再生可能エネルギーである太陽光発電によりエネルギーを創るなど、竣工時点で建築物のエネルギー消費量の91%削減、令和4年度の運用段階では97%、令和5年度は98%、令和6年度は94%の削減を実現しました。

③ 災害に強い建物計画

太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせることにより、施設の一部照明やトイレ等を使用できるものとし、避難所機能としての活用も可能とします。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）…

省エネ効果の高い設備を導入することにより、省エネルギーを実現、かつ、使用するエネルギーを創出することで、快適な室内環境を維持しながら、年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることをめざした建築物。



（13）ZEB普及事業

都内公共建築物で初となる「Nearly ZEB」認証を取得したエコルとごしの設計者によるセミナーおよびエコルとごしの施設見学会を実施することとあわせ、建築物のZEB化を検討している事業者の疑問点・課題等の解決に寄与するため、ZEBプランナーによる個別相談会（令和4年度）やセミナー（令和5・6年度）を実施し、区内のZEBの普及・導入支援をしています。

① 対象

ZEB化導入を検討する区内民間事業者（デベロッパー・設計事務所等）

② 内容

第1回：令和6年12月9日（月）

第2回：令和7年2月5日（水）

③ 実績

延べ合計：40事業者・80人参加

<内訳>

第1回：14事業者・27人参加（うち、区内事業者7社）

第2回：26事業者・53人参加（うち、区内事業者4社）

(14) 環境保全活動団体および個人の認定

- ① 登録数 20件
- ② 内 訳 地域団体：14件 企業：6件
- ③ 主な活動内容
リサイクル、SDGs啓発、町内美化、環境教育、花植え、エシカル消費 等

令和7年度予算額 162,875千円

四. エコライフ普及事業 (環境推進係)

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のため、環境にやさしいライフスタイルを区民に普及します。

1 地球にやさしい環境運動推進事業 (平成24年度より実施)

(1) 目的

区内における地球温暖化対策を推進するためには、家庭部門での省エネルギー・節電の取り組みが重要な課題となっています。そこで、区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、区民に向けて省エネ・節電の啓発活動を普及するとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図ります。

〔根拠法令等〕 ・地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

(2) 内容

①環境学習

サーキュラーエコノミー体験イベント開催

インターンシッププログラムとして品川区の企業や商店街の仕事を学び、社員として区民に対して「循環型ビジネス」を発信するワークショップを実施します。

②普及啓発・宣伝活動

エコカップスポーツ大会

- ・サッカー3年生大会・ママさん大会・キッズフェスタ (1・2年生大会)
- ・親子バレーボール大会
- ・フットサル社会人大会

スポーツ大会と同日に環境活動啓発イベントを開催します。

環境啓発フラッグ製作

区内商店街にて、節電などをテーマにしたフラッグの作成を補助します。

(3) 令和6年度実績

①普及啓発・宣伝活動

(ア) 環境啓発フラッグ製作

(参加商店街数) 5 商店街

(製作枚数) 1 7 4 枚

(イ) エシカルキャンペーン「SMILE JOB ADVENTURE」

インターンシッププログラムとして品川区の企業や商店街の仕事を学び、社員として区民に対して環境と人にやさしい「サーキュラーエコノミー」を発信するワークショップを実施しました。

(日時) 令和7年3月23日(日)

(参加) こども社員 31名

ワークショップ参加者数 約283名

(ウ) エコカップスポーツ大会

【サッカー3年生大会】

(期間) 令和6年9月～10月

(参加) 約400名

【キッズフェスタ(1、2年生サッカー大会)】

(期間) 令和6年6月～令和7年2月

(参加) 約400名

【ママさん大会(サッカー大会)】

(日時) 令和6年9月15日(日)

(参加) 約200名

【親子バレーボール大会】

(日時) 令和6年11月10日(日)

(参加) 約200名

【フットサル社会人大会】

(日時) 令和6年10月27日(日)、11月9日(土)

(参加) 約450名



令和7年度予算額 5,000千円

2 国産間伐材の有効活用事業（平成24年度より実施）

（1）目的

「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うことで、環境に関する意識の向上を図ります。

〔根拠法令等〕 ・国産間伐材の有効活用事業補助金交付要綱

（2）内容

「木ッカケ」プロジェクト

①間伐材ツアー

東京の森あそび木づかいツアーを実施します。

②WEBサイト「木ッカケ」

WEBサイトにて商店街の店舗にて取り扱われている木製品や木材活用に関する情報を紹介します。

③KIDS WONDER STREET

商店街にて木育イベントを実施します。

④区内および都内で行われるイベントへのブース出店

区内および都内で行われるイベントへ出店し啓発します。

（3）令和6年度実績

①間伐材ツアー「東京の森あそび木づかいツアー」

（日時）令和6年8月3日（土）、8月17日（土）

（参加）24組48名

②KIDS WONDER STREET HAPPYWOOD & FARMERS MARKET

（日時）令和6年12月1日（日）

（参加）約500名



令和7年度予算額 3,000千円

五. 地域エコ活動推進事業（環境管理係・ゼロカーボン戦略担当・環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のために、区民の自主的な環境活動を推進するとともに、広く区民に環境啓発を図ります。

1 環境講演会（環境推進係）（平成17年度より実施）

区民の環境意識の向上、また、環境配慮への動機付けとなることを目的に講演会を開催します。

（1）令和6年度実績

文化観光戦略課と共催で、SDGsに関するトークショーとワークショップを行うイベント「わくわく★SDGs こどもみらい大作戦」を実施。

著名人によるトークショーと包括連携協定締結企業や区内の学校等が出展するワークショップを通じて、SDGsについての理解を深め、自分事として行動変容のきっかけとなる機会を広く区民に提供した。

①日 時 令和7年2月22日（土）

②会 場 スクエア荏原

③内 容 トークショー（2部）

第1部 SDGs×よしもと お笑いサイエンスショー

講師：黒ラブ教授・てんぐ（吉本興業）

SDGsについてサイエンス実験やクイズ大会を通じて楽しく解説。

第2部 恐竜くんトークショー「恐竜と生命（いのち）と地球の話」

講師：恐竜くん（田中真士）（サイエンスコミュニケーター）

恐竜について大迫力のイラストと楽しいクイズを交えたトークショーで、生物多様性や環境問題について解説。

ワークショップ（6団体出展）

(1) Gakken×日本紙パルプ商事「好きな紙で自分だけのノートを作ろう！」

(2) リンガーハット「ちゃんぽんと野菜の秘密を学ぼう」

(3) 環境学生団体 Econista

「使わなくなったアクリル板がアクセサリーに変身！」

(4) 高知県・高知県木材協会

「高知県産のカンナ屑で作るポンポン花ブーケ」

(5) 青稜中学校・高等学校SDGs部

「旧制服アップサイクルコースター作り」

(6) 品川区立環境学習交流施設 エコルとごし

「布のはぎれを使ってオリジナルうちわを作ろう！」

(2) 参加者実績

環境講演会

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	中止	中止	122	300	300

SDG s イベント (令和6年度)

	トークショー (1部)	トークショー (2部)	ワークショップ
参加者数	206	235	351

令和7年度予算額 866千円

2 環境表彰式 (環境推進係) (平成18年度より実施)

区民の環境保全に関する優れた環境活動を展開している団体や個人を「環境保全活動顕彰」として表彰することで、その活動の強化や地域等でのエコ活動を推進します。

なお、表彰式は、環境に関する表彰事業として、公園課が実施する「みどりの顕彰」、品川区清掃事務所が実施する「資源リサイクル活動貢献団体」と合同で実施しています。

また、令和元年度より、各表彰状・感謝状の用紙には、環境配慮と発展途上国の雇用支援につながる「バナナペーパー」を採用し、フェアトレードの啓発にもつなげています。

[根拠法令等] 環境保全活動顕彰制度実施要綱

(1) 令和6年度実績 環境保全活動顕彰

企業大賞	株式会社ブロードリーフ 「グローリーフプロジェクト」 ・植樹イベントの主催・参加 ・どんぐりの育苗&社内緑化推進 (どんぐりの苗は成長したら植樹に活用予定) ・ペットボトルキャップの回収等
企業賞	東日本旅客鉄道株式会社 「鉄道部品の廃棄物を削減と社会的貢献」 「業務システム化による大幅なペーパーレス化の実現」 ・電子基板のリサイクルとペーパーレス化によるエネルギーの削減
地域大賞	4th Place 「4th Place OSAKI」 ・HAPPY CLEAN (ゴミ拾いと子ども向け講座の開催) ・アップサイクルイベントの開催 ・キッズSTORE (子どもたちによるリユースストア)
地域賞	須田 向喜 「夏休みの挑戦」 ・町内美化活動
	荒木 てるみ 「町の美化」 ・町内美化活動
	西大井二丁目町会 「町内美化推進活動」 ・町会内全域の清掃活動

令和7年度予算額 277千円



3 しながわエコチャレンジ（環境推進係）（平成18年度より実施）

家庭における環境意識の向上のため、令和4年度までは、環境学習冊子を、学校（小学校・義務教育学校）を通じて配布し、学年ごとに内容の違う取り組みを実施していましたが、令和5年度より紙媒体の冊子に代わり環境学習動画の制作・運用を開始しました。動画の特性を活かし、幅広い世代に分かりやすく環境課題について考える機会を提供し、環境活動に取り組む契機とします。

（1）内容

動画内容：地球温暖化・食品ロス・使い捨てプラスチックなどの環境課題について、小学生でも理解しやすいアニメーションやテロップ等を活用して制作

対象：小学生

制作本数：2本 ※1～3年生用・4～6年生用を各1本（1本各8分程度）

活用方法：制作した動画を区公式 youtube チャンネルへ掲載し、電子アンケートを実施

（2）令和6年度実績

① 制作内容

低学年 「海洋ごみ」

タイトル「かんがえよう！海洋ごみ エコ探検隊」

高学年 「地球温暖化」

タイトル「ふせごう！地球温暖化 エコ探検隊」

② 参加実績

アンケート回答人数

低学年版	高学年版	合計
3,058	2,067	5,125



令和7年度予算額 1,496千円

4 しながわもったいないプロジェクト（環境推進係）

（平成27年度より実施）

“もったいない”の精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマに啓発事業を展開することで、区内の環境意識の向上を図り、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

（1）内容

食品ロスに対する認知度向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図るため各種事業を展開します。

①しながわもったいない推進店

区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を対象に、小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロス削減に取り組んでいる店舗をしながわもったいない推進店」として登録し、区が紹介します。

②フードドライブ

家庭にて食品の賞味期限・消費期限をチェックし、使わない、または使い切れない食品を持ち寄ってもらい、イベント等で回収します。これにより家庭で、食品の在庫やその消費期限等チェックするきっかけを作り、食品の買い過ぎや期限切れによる食品ロスの削減につなげます。また、集まった食品は社会福祉協議会などに寄付します。

令和7年度は、多くの方が利用するスーパーやコンビニエンスストア等、区内計20施設にて、常設受付窓口を設置します。その他、「環境講演会」などで実施予定です。

【常設窓口】

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・品川区役所（環境課窓口） | ・品川区立環境学習交流施設エコルとごし |
| ・八潮児童センター | ・イトーヨーカドー大井町店 |
| ・ファミリーマート6店舗 | ・ローソン10店舗 |

③ドギーバッグによる啓発

しながわもったいない推進店を対象に、食べ残しの持ち帰り容器であるドギーバッグを配布し、店舗での食品ロスを削減するとともに区民の食品ロス削減意識の向上を図ります。

(2) 令和6年度実績

①しながわもったいない推進店

品川区商店街連合会の協力を得て、本事業に協力してくれる商店街を紹介してもらい、登録店舗数増加に努めました。現在29の商店街と個店に協力を得て、264店舗の推進店が誕生しています（令和7年3月現在）。

地区	商店街	飲食店	小売店	EC サイト	ポップアップ ストア
品川地区	青物横丁商店街	5	1	0	0
	北品川商店街	4	2	0	0
	京急新馬場商店街	5	3	0	0
	北品川本通り商店会	5	0	0	0
	南馬場商店街	0	1	0	0
	個店	8	7	0	0
大崎地区	大崎ニューシティ店舗会	3	1	0	0
	五反田商店街	2	0	0	0
	不動前駅通り商店街	10	0	0	0
	個店	37	13	0	0
大井地区	立会川駅前通り繁栄会	4	6	0	0
	立会川駅前商店会	3	0	0	0
	大井銀座商店街	2	0	0	0
	大井サンピア商店街	3	0	0	0
	桜新道商盛會	0	2	0	0
	大井光学通り商店街	12	0	0	0
	のんき通り商店街	1	0	0	0
	個店	23	9	0	0
荏原地区	旗ヶ岡商店街	4	1	0	0
	旗の台東口通り商店街	6	0	0	0
	親友会通り商店街	3	4	0	0
	荏原町商店街	10	2	0	0
	戸越公園駅前南口商店街	0	1	0	0
	戸越公園中央商店街	1	0	0	0
	中延商店街	2	4	0	0
	平和坂通り商店会	0	1	0	0
	戸越銀座商店街	6	6	0	0
	戸越銀座銀六商店街	2	2	0	0
	戸越銀座商栄会商店街	1	2	0	0
	旗の台三丁目商店会	0	1	0	0
	宮前商店街	1	1	0	0
	旗の台四丁目商店街	1	0	0	0
	武蔵小山商店街	0	1	0	0
	武蔵小山一番通り商店街	1	0	0	0
	個店	19	7	0	0
その他		0	0	1	1
合 計		184	78	1	1



登録店が検索できます



②フードドライブ

【常設受付】

- ・受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・受付場所：環境課・環境学習交流施設エコルとごし・
八潮児童センター・イトーヨーカドー大井町店・
ファミリーマート6店舗

受付場所	総数（点）	重量（kg）
環境課	5,700	2,300.0
環境学習交流施設 エコルとごし	1,698	681.6
八潮児童センター	488	142.1
イトーヨーカドー 大井町店	1,701	472.6
ファミリーマート (6店舗)	2,713	638.5
合計	12,300	4,234.8

【イベントでの実施】

- ・SDGs イベント、エコルフェスで実施



③ドギーバッグによる啓発

もったいない推進店へドギーバッグを配布し、店舗のお客様（希望者）へドギーバッグを渡し、食べ残し削減の啓発を行いました。

配付店舗数	配布個数
17店舗	480個

④フードシェアリングアプリ「TABETE」の活用周知

フードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと「食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。

フードシェアリングアプリ「TABETE」の活用をはじめ、食品ロス削減の推進に関する取組の認知度向上に向けた取組をHP等で周知し、飲食店の食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する区民意識の向上を図りました。

⑤食品ロス削減月間の取り組み

- ・広報しながわ10月1日号でフードドライブやもったいない推進店について、周知しました。
- ・環境学習交流施設エコルとごしで食品ロス削減に関する企画展示「～食品ロス削減をみんなで考えよう～」を実施しました。

令和7年度予算額 5,265千円

5 打ち水大作戦しながわ（環境推進係）（平成18年度より実施）

温度が上昇する夏季、区民に古くから日本にある「打ち水」で涼を取ってもらうとともに、節電や低炭素化社会の実現について考える機会としてもらうため、打ち水を推進しています。

（1）令和6年度実績

打ち水大作戦しながわ2024

ポスター掲示・チラシ配布による打ち水啓発や打ち水用品の貸出を実施しました。区内の保育園や児童センター、商店街や町会など多くの区内関連団体の利用があった他、エコルとごしにて、打ち水イベントを実施しました。

① 期 間

令和6年7月22日（月）大暑～8月22日（木）処暑

②ポスター掲示・チラシ配布

ポスター掲示・チラシ配布（商店街、小・中・義務教育学校、保育園・幼稚園、児童センター、その他区関連施設）、区ホームページ掲載、広報しながわ



(2) 打ち水大作戦参加者実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
累計参加者数	5,922	集計なし	4,617	4,556	6,600	5,041

令和7年度予算額 344千円

6 使い捨てプラスチック削減推進事業（環境推進係）（令和元年度より実施）

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や、マイクロプラスチック（サイズが5ミリ以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。普段の生活のなかで、使い捨てプラスチック製品の使用を見直すきっかけとなるように、区民・区職員に対して意識啓発を行います。

(1) 内容

①エコルとごし大型イベント「エコルフェス」でのリユース食器による飲食提供

「エコルフェス-2025 SPRING-」、「エコルフェス-2025 AUTUMN-」での飲食容器として、リユース食器を使用することで、使い捨てプラスチック削減の啓発を行います。

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類購入の補填のため、13地区に助成を行います。

③区有施設へのマイボトル用給水機設置

マイボトルの利用を促進し、ペットボトル等のプラスチックごみ削減を推進するため、区有施設へ計18台のマイボトル用給水機を設置します。

【新規設置施設】

1	区役所第二庁舎7階	2	東大井区民集会所
3	荏原区民センター	4	ウェルカムセンター原
5	八潮子育て支援施設		

④マイボトル用給水機設置助成事業

マイボトル普及の推進を図るため、区内商業施設等事業者に対して、マイボトル用給水機レンタル費用の助成を行います。

【主な助成要件】

- ・設置場所を屋内とし、給水機の利用を特定の者に限定しない、または給水機を利用する従業員が200名以上の事業所などに設置する。
- ・区と協定を締結している「ウォータースタンド株式会社」製の水道直結型マイボトル用給水機を設置する。

(2) 令和6年度実績

①エコルとごし大型イベント「エコルフェス」でのリユース食器による飲食提供

「エコルフェス-2024 SPRING-」、「エコルフェス-2024 AUTUMN-」での飲食容器として、リユース食器を使用することで、使い捨てプラスチック削減の啓発を行いました。

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類等購入の補填のため、13地区に助成を行いました。

③区有施設へのマイボトル用給水機設置

【設置施設】

1	区役所本庁舎3階	2	区役所本庁舎5階
3	区役所議会棟4階	4	環境学習交流施設エコルとごし
5	こみゆにていぷらご八潮	6	品川産業支援交流施設 SHIP
7	CITY HALL & GALLERY GOTANDA 五反田産業文化施設	8	五反田文化センター
9	総合体育館	10	戸越体育館
11	平塚橋ゆうゆうプラザ	12	天王洲公園野球場
13	しながわ水族館		

④マイボトル用給水機設置助成事業

区内商業施設等事業者に対して、マイボトル用給水機レンタル費用の助成を行いました。

助成施設：ウィラ大井

※上記③、④にてマイボトル用給水機を設置した施設は、民間事業者が作成する給水スポットアプリ等に位置情報を登録し、周知を行いました。

令和7年度予算額 1,207千円

7 しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会（環境）（ゼロカーボン戦略担当） （平成15年度より実施）

環境保全の取り組みを区民・事業者・区の社会を構成するすべての人々と協働して進めていくため、平成15年10月に「品川区環境活動推進会議」が設置されました。

令和6年4月より名称を「しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会（環境）」と改め、区が有する環境課題に対し、政策提言を行う会議体として活動します。

令和7年度からは、学生、事業者、商店街などの関係団体で組織します。集まったメンバーで環境に関する課題を話し合ってもらい、集約した意見については、区が運営する官民共創による社会課題の解決を目指すプラットフォーム「しながわシティラボ」も活用し、実証実験等に繋げていきます。

(1) 令和6年度実績

回	開催日時	内容
第1回	R6. 6. 1	● 第十一期の推進会議より「水×環境×品川」のテーマを引き継ぎ、3つのグループに分かれてグループワークおよび成果発表（パネル展示）の準備 ● 各グループの発表内容は「水辺のイベント」「防災」「目黒川・立会川」
第2回	R6. 9. 7	● 成果発表の準備
成果発表①	R6. 10. 20	● エコルとごしで開催された「エコルフエス-2024 AUTUMN-」にてパネル展示
第3回	R6. 11. 16	● 「環境にやさしい個人の行動」をテーマに、効果的な脱炭素行動や、区民がその行動に取り組んでもらうための施策等を考えるグループワーク ● 第4回会議までに実践する環境行動を決定
第4回	R6. 12. 7	● 第3回会議で決めた環境行動を実践してみての気づきを共有 ● 環境行動が当たり前になるためのアイデアを検討
成果発表②	R7. 2. 22	● スクエア荏原で開催された「環境講演会」にてパネル展示

令和7年度予算額 642千円

8 森林環境譲与税を活用した都内連携（環境管理係）（令和5年度より実施）

令和5年7月31日に東京都および12市区町村が連携し、森林整備事業などに取り組む『「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会』が発足しました。

多摩地域で行う森林整備に必要な事業費を23区の自治体が負担することで、森林整備によって生じる二酸化炭素吸収量を、23区の自治体がカーボン・オフセットしたものとみなすことができます。

(1) 参加自治体

千代田区、中央区、台東区、品川区、目黒区、荒川区、葛飾区、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京都

(2) 令和7年度実施事業

① 多摩の森の整備および保全

日の出町の森林、約26haの整備を行います。

② カーボン・オフセット

東京森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定により、施業後5年間の二酸化炭素吸収量の認証を受けます。

認証された吸収量は、森林整備事業に参加する自治体の負担額に応じて案分されます。日の出町の森林整備により、約780 t-CO₂（約156 t-CO₂/年）のカーボン・オフセットを見込んでいます。そのうち品川区には約110 t-CO₂（約22 t-CO₂/年）が割り当てられます。

③ 現場体験

多摩の森を活用し、林業作業、自然観察その他の体験事業を実施します。

ア 事業概要

6区より参加者を募り、檜原村・奥多摩町において自然体験ツアーを実施します。

イ 実施規模

檜原村 : 4回

各回募集人数70名（1区あたり10名）

奥多摩町 : 2回

各回募集人数49名（1区あたり7名）

町田市 : 2回

各回募集人数42名（1区あたり6名）

④ 木材活用事業

多摩産材を使用したノベルティを作成します。

⑤ 情報発信・機運醸成事業

PR、キャンペーン事業により、「多摩の森」活性化プロジェクトを都民に広く周知し、森林の有する多面的機能の理解の促進を図ることにより、森林保全の機運を醸成します。

（３）実績

① 森林整備事業

あきる野市、檜原村の森林、8.41haの整備を行いました。

② カーボンオフセット事業

令和5年度間伐事業地および令和6年度間伐事業地において、東京森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定により、施業後5年間の二酸化炭素吸収量の認証を取得しました。（品川区は令和6年度より参加）。

単位：t-CO₂

	令和5年度	令和6年度
全体	647.24（4区合計）	269.09（6区合計）
品川区への割当分	—	44.84

③ 現場体験事業

区部の小学生から大人を対象に参加者を募集し、都の町村部で森林体験ツアーを実施しました。

	令和6年度
全体の参加者数	286名（奥多摩78名、檜原村208名）
品川区参加者数	47名（奥多摩11名、檜原村36名）

④ 機運醸成事業

Webサイトの運営、書店でのキャンペーンを実施しました。

令和7年度予算額 4,861千円

六. カラス及び外来種対策事業（指導調査係）

鳥獣のうち、人や建物の被害防止を目的に、カラス及び外来種（アライグマ・ハクビシン等）に関する業務を行います。「カラス・外来種総合窓口」を設置し、区民からの相談等について総合的に受付します。

- 〔根拠法令等〕
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

1 カラス対策（指導調査係）（平成17年度より実施）



（1）カラスの巣、落下ヒナの撤去

カラスの巣や落下ヒナが原因で、区民が威かくや攻撃を受けている場合、区民の安全のため巣等を撤去します。巣等の場所により、公園等は公園課、区道等は道路課、区立学校等は庶務課、その他民有地等は環境課、ごみ捨て場等の相談は清掃事務所がそれぞれ担当し、他課と連携して業務を行っています。

（2）カラスの相談および巣の撤去等実績（区全体）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談 件数	巣の撤去	172	109	107	110	91
	ごみの散乱・対策等	430	3,693	3,998	1,325	966
	鳴き声	9	5	10	15	10
	死骸の処理	61	40	50	84	79
	その他	88	168	313	65	86
	合計	760	4,015	4,478	1,599	1,232
撤去 数	巣の撤去	132(28)	116(30)	101(35)	102(18)	71(13)
	落下ヒナの撤去	43(6)	14(5)	46(8)	20(8)	32(4)
	合計	175(34)	130(35)	147(43)	122(26)	103(17)

（ ）内は民有地内の撤去数

※令和3年度より清掃事務所からの報告書でカラス被害が見られた件数も含めることとした。

2 野鳥相談対応（カラス以外）（指導調査係）

野鳥へのえさやりは繁殖を招き、フン害や鳴き声等のトラブルが発生することがあります。えさやりが行われている場所が民有地である場合は環境課、または道路、公園等で行われているえさやりの場合は所管する課でパトロール等の対応を行っています。

○えさやり防止看板の配布（令和元年度より実施）

えさやり防止看板を希望する方に配布し、マンションや神社等に掲示していただくことで、区民への啓発を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布枚数	11	25	20	40	25

3 鳥インフルエンザ対策（指導調査係）（平成26年度より実施）

鳥インフルエンザの発生に備え、感染症の疑いの野鳥に関する相談があった際に、迅速かつ適切な対応を可能とする体制を敷いています。さらに、人への鳥インフルエンザの感染を防ぐためHP等を用い区民への注意喚起を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	27	14	7	8	2

4 外来種対策（指導調査係）（平成25年度より実施）

アライグマ・ハクビシンの箱わなによる捕獲、危険な昆虫類・は虫類等についての防除等を実施します。

（1）アライグマ・ハクビシン

特定外来生物に指定されているアライグマおよび鳥獣保護管理法に基づく狩猟鳥獣に指定されているハクビシンにより、隣接する県や区市では生態系への被害が発生しています。

区内での目撃情報や建物被害の報告も増加傾向にあり、今後さらに生息域拡大の恐れがあるため効果的に防除を進める必要があります。都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、現在23区のうち22区が防除を実施しています。（都の補助金制度を活用・・・経費の1／2）

① 情報提供

アライグマ・ハクビシンに関する区民からの相談業務とともに、チラシ等により生態・出没情報の周知等を行っています。

② 箱わなの設置・捕獲

アライグマ・ハクビシンの被害を受けている区民の家屋等に対し箱わなの設置・捕獲・回収・処分を行います。特に捕獲が望める民有地等について、区が所有する箱わなの長期間設置、暗視カメラの設置による生息状況の確認などにより、効果的な防除を目指します。

③ 相談および捕獲実績等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目撃情報	183	201	171	172	117
箱わな設置件数	61	42	24	53	59
捕獲件数	9	4	11	6	15



アライグマ



ハクビシン

(2) アルゼンチンアリ（平成27年度より実施）

アルゼンチンアリは、生態系への影響のほか、屋内への侵入により生活に支障をきたすなど不快害虫として被害を及ぼす特定外来生物です。八潮2丁目付近におけるアルゼンチンアリの防除を品川区アルゼンチンアリ防除実施計画のもと実施し、令和2年度に地域根絶を達成しました。令和3年度以降は再侵入による被害の未然防止を目的として定点モニタリング調査を行い、状況に応じて薬剤の設置および散布を行っています。（都の補助金制度を活用・・・経費の1／2）

(3) 危険な特定外来生物

特定外来生物のうち、人への被害が報告される生物について、東京都は「危険な特定外来生物」と定めました。区ではこれらの特定外来生物が区内で確認された場合の初動対応を行い、休日も含めて迅速な対応を行うことで区民の安全と安心を確保します。

① ヒアリ・アカカミアリ（平成29年度より実施）

区内では、大井ふ頭（都有地）、品川ふ頭（都有地）において、平成29年以降にヒアリ、アカカミアリが複数回確認されています。令和元年9月、10月に青海ふ頭（江東区）で発見されたヒアリについて、専門家から他の場所へ拡散した可能性、また速やかな周辺調査と防除の必要性が指摘されたことから、同年11月に区内の港湾周辺地域におけるヒアリ等特定外来生物モニタリング調査を実施しました。令和6年度末までに実施したモニタリングのいずれにおいても特定外来種のアリは確認されていません。引き続き業者委託による調査を実施し、区民へ情報提供を行うとともに、疑いのあるアリについては区で簡易検査等を行い国や都と連携して周辺地域の防除等を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	7	9	8	5	7
簡易検査件数	10	5	0	0	0

② 昆虫類・は虫類（令和元年度より実施）

特定外来生物であって被害を及ぼす昆虫類、は虫類等が区内で発見された場合、発見個体の処分と周辺の生息調査・防除を実施し、外来種被害を防止するための取り組みを行っています。

令和7年度予算額 11,933千円

七. 環境指導相談（指導調査係）

区民の生活環境の保全および公害の未然防止の為、法令に基づく工場・指定作業場・特定施設等の指導を行い、特定建設作業・石綿含有建築物解体工事等の届出の受付・指導等を行います。

また、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの典型7公害といわれる公害苦情相談業務を行っています。

〔根拠法令等〕

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）・環境基本法
- ・公害紛争処理法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法他

1 工場指導（指導調査係）

（1）工場公害対策（昭和44年度より実施）

区内には、令和6年度末現在、約1,280件の工場と約730件の指定作業場があります。工場・指定作業場を設置または変更する際には、環境確保条例に基づき、事前の認可および届出をしなければなりません。

区では、工場などの設置や変更の内容を審査し、条例を遵守するように指導を行います。

申請等の受理実績件数（工場）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置認可申請	4	4	3	6	2
変更認可申請	2	3	2	1	2
工場完成届	7	5	6	7	2
氏名変更届	34	24	27	22	16
承継届	3	4	2	3	3
現況届	1	0	3	1	1
廃止届	30	29	34	35	33
合計	81	69	77	75	59

届出の受理実績件数（指定作業場）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
設置届	8	9	10	17	12
変更届	4	3	2	4	6
氏名変更届	35	39	44	55	49
承継届	14	3	5	8	2
廃止届	23	14	9	11	12
合計	84	68	70	95	81

（２）化学物質の適正管理（平成１４年度より実施）

化学物質は非常に種類が多く、人への影響を及ぼす物質も少なくないことから、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、管理の適正化や環境への排出の抑制等が進められています。

環境確保条例では、性状および使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（適正管理化学物質）を取り扱う事業者について、毎年度取り扱いのあった適正管理物質ごとの使用量等を把握し、「適正管理化学物質使用量等報告書」に基づき報告するよう求めています。また、事業所ごとに「化学物質管理方法書」を作成し、従業員数が２１人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を提出するよう求めています。

届出受理実績件数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
工 場	報告書	41	38	36	35	34
	方法書	2	7	0	3	0
指定 作業場	報告書	33	28	30	28	29
	方法書	0	11	1	1	1

（３）土壌汚染対策（平成１３年度より実施）

特定有害物質により汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散、または土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人への影響を及ぼすことを防止するため「環境確保条例」および「土壌汚染対策法」で規制しています。区では環境確保条例第１１６条を所管しています。

有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、または主要な部分を除却しようとするときは、土壌汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

環境確保条例は平成３１年４月に改正施行され、土壌汚染対策法との整合が図られたほか、条例独自の地下水対策、操業中調査規定等が盛り込まれました。

土壌汚染状況調査に係る届出実績件数（カッコ内は操業中調査件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場	14(1)	12	21	13(2)	16
指定作業場	3	2	5	5	3
合計	17	14	26	18	19

（４）地下水揚水規制（平成14年度より実施）

地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、地下水の揚水施設の構造および揚水量は制限されています。全ての揚水施設を設置する際には環境確保条例に基づき届出を行い、規則で定める基準に適合させ、年度ごとの揚水量を報告する必要があります。

地下揚水量報告実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場	4	4	4	2	2
指定作業場	21	21	20	25	23
その他（個人・非常用）	9	8	8	10	7

（５）特定施設の規制・指導（昭和43年度（騒） 昭和51年度（振）より実施）

「騒音規制法」・「振動規制法」に基づき、指定地域内において工場・事業所に著しい騒音・振動を発生する機械（特定施設）の設置または変更する際には、届出が必要です。区では届出内容を審査し、対象施設について法令を遵守するように指導を行います。

騒音規制法に基づく特定施設届出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置届	3	8	2	10	6
数等の変更届等	2	0	1	1	0
氏名変更届	38	45	30	52	31
承継届	9	3	4	3	2
使用全廃届	9	12	14	11	9
合計	61	68	51	77	48

振動規制法に基づく特定施設届出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置届	1	3	0	3	0
数等の変更届等	1	1	1	0	0
氏名変更届	17	13	12	15	9
承継届	6	2	2	0	1
使用全廃届	11	7	12	7	5
合計	36	26	27	25	15

(6) 建設作業公害規制・指導（昭和43年度より実施）

建設作業の中で、解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は著しい騒音・振動を発生させることから、騒音規制法・振動規制法では特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と位置付けています。区では作業内容の届出を受け付け、施工者に低騒音・低振動型の建設機械の使用や防音シートで囲うなどの防音、防振対策を指導します。

特定建設作業に係る届出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒音規制法	437	464	407	522	489
振動規制法	278	298	307	355	320
合計	715	762	714	877	809

(7) 石綿含有建築物解体工事の届出（平成6年度より実施）

石綿含有の建築物の解体・改修工事の際には、すべての工事について大気汚染防止法に基づく届出が必要です。また、吹付石綿の使用面積が15㎡以上、もしくは建築物等の延べ面積が500㎡以上規模以上の建物については、環境確保条例に基づく届出も必要となります。区では届出された工事について、工事計画を審査するとともに、工事上の遵守事項などについて必要な指導を行います。

届出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定粉じん排出等作業実施届出	52	32	32	34	46

令和3年4月からは改正大気汚染防止法が施行され、法の対象に石綿含有成形板等を含めることでより一層の石綿対策の推進が図られています。また、令和4年4月からは事前調査結果の報告制度の開始、令和5年10月からは有資格者による事前調査の開始など、段階的に規制が強化されました。区は改正法・条例に基づく立入検査の実施や区民・事業者への情報提供を通じ、より一層の石綿対策の推進を目指します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染防止法に基づく立入検査件数	714	969	1,084

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染防止法に基づく事前調査結果報告件数	3,900	4,489	4,688

(8) 公害防止管理者の選解任受付（昭和45年度より実施）

東京都環境確保条例に規定された特定の作業を行う、または特定の化学物質を使用する工場については、工場からの公害発生を防止するため公害防止管理者を選任することが定められており、その選解任届出の受付や指導を行います。長期優良な東京都公害防止管理者は区民表彰の対象となります。

届出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都公害防止管理者等届出	12	4	5	9	9

(9) 法律に基づく公害防止管理者の選解任受付

特定工場における公害防止の整備に関する法律に基づき、工場の中でも特に大きな騒音・振動を発生させる施設について義務付けられている公害防止管理者の選任・解任等届出の受付や指導を行います。

(10) 工場立地法に基づく規制（平成24年度より実施）

工場立地法改正により平成24年度に東京都から権限委譲されました。工場立地法の対象となる大規模の工場（特定工場）は現在区内に3事業場あります。敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）等の規制を行っています。

2 環境相談（指導調査係）

（１）公害苦情

公害紛争処理法をはじめ環境関係法令に基づき、騒音・振動、大気汚染、水質汚濁等の公害に関する区民からの苦情申立てにより、現場確認・調査等を行い改善対策などの指導を行っています。

苦情受付件数

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合計	214	184	218	177	207

（２）環境一般相談

建設作業の届出関係・アスベスト・動物類及びその他一般の環境に関する相談を受け付けています。

また、土壌汚染に関連して事業場の台帳を作成し、ホームページ、窓口で閲覧できるようにしています。

環境一般相談受付件数

分類	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合計	971	741	646	1,105	1,018

土壌汚染相談件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
件数	1,854	1,941	1,931	1,792	1,299

（３）測定機器の貸出

騒音・振動を区民自身で計測し、公害発生源からの影響を把握してもらうため、騒音計・振動計の貸出を行います。

貸出実績件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
騒音計	53	64	62	47	46
振動計	22	13	25	9	10

令和７年度予算額 6, 3 9 1 千円

八. 環境調査測定（指導調査係）

大気汚染、騒音・振動、公共用水域（目黒川・立会川・海域）の水質汚濁状況の把握と、環境基準の達成状況を監視し、区民に情報を提供することで、区民の健康と生活環境の保全を図ります。

〔根拠法令等〕 ・環境基本法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法
・環境庁告示「環境基準」・東京都環境確保条例

1 環境調査測定（指導調査係）

（１）大気汚染調査

①一般環境大気測定（八潮大気測定局 昭和59年度より実施）

一般環境（八潮小学校）における大気汚染物質の濃度を常時測定し、環境基準達成状況や経年変化をモニタリングし、測定結果は区のホームページで公表しています。

②自動車排出ガス測定

（大井中央陸橋測定局 平成11年度より実施、平塚橋測定局 平成16年度より実施）

幹線道路の交差点付近（大井中央陸橋下交差点、平塚橋交差点）で、大気汚染物質の濃度を常時測定します。

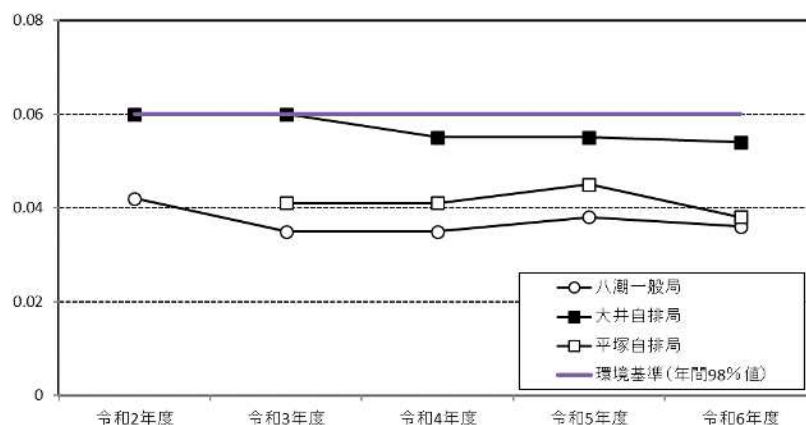
（ア）二酸化窒素測定結果

二酸化窒素は工場・事業場や自動車などから排出される物質で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

区では、国や都、近隣区、民間業者と広域的かつ継続的に連携し、大気環境の保全に取り組んでいます。

令和2年度～令和6年度の測定結果では、区内3局全てにおいて環境基準を達成しています。

単位：ppm



※年間98%値

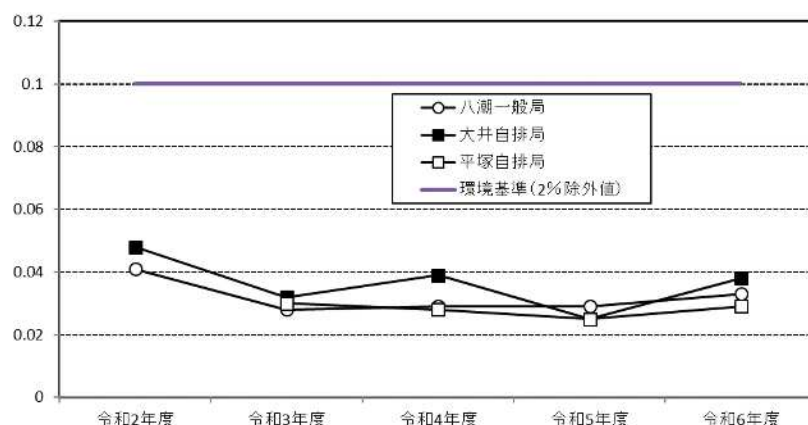
※令和2年度の平塚橋は欠測です

(イ) 浮遊粒子状物質測定結果

ボイラーや自動車の排出ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器系に影響を及ぼします。

令和2年度～令和6年度の測定結果では、区内3局全てにおいて環境基準を達成しています。

単位：ppm



※2%除外

※令和2年度の平塚橋は欠測です

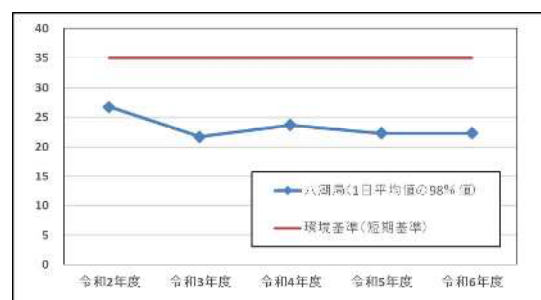
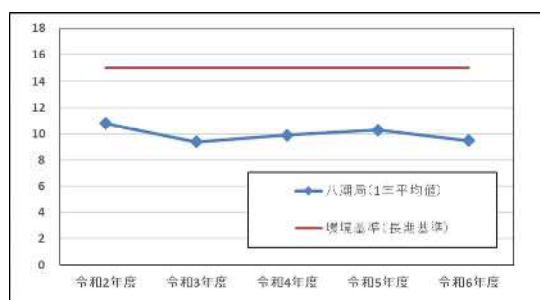
(ウ) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）測定結果

浮遊粒子状物質のうち、さらに小さい粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものは微小粒子状物質（PM_{2.5}）と呼ばれています。浮遊粒子状物質よりさらに肺の奥まで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている物質で、区では八潮一般局で測定を行っています。

PM_{2.5}の環境基準については、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと定められています。令和2年度～令和6年度の測定結果では環境基準を達成しています。

注意喚起情報の周知については、東京都からの情報を基に区民および関係機関へ周知します。

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$



③光化学スモッグ緊急時対策（昭和45年度より実施）

東京都からの光化学スモッグ注意報等の発令情報を区内の小・中学校、幼稚園、保育園等へ区内LAN・東京都からのメールで通知します。

注意報が発令された場合は、防災無線放送や、品川区公式SNS（LINE）等を活用し周知を行います。

区 分	光化学スモッグ緊急時の発令基準
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上になり、その状態が続くと認められる時
注 意 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、その状態が続くと認められる時

光化学スモッグ発令日数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校情報	7	5	6	6	19
注 意 報	5	1	4	2	6

④現在の区内大気状況の公開（しながわの空）（平成18年度より実施）

平成18年から区のホームページにおいて、前述の区有の一般測定局・自動車排出ガス測定局のほかに、都内の一般測定局（豊町）・自動車排出ガス測定局（中原口交差点・北品川交差点）など合計6局の大気汚染測定データを公開しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アクセス数	74,025	53,217	50,226	48,145	72,816

（2）騒音・振動調査

①自動車騒音振動要請限度調査（昭和50年度より実施）

主要幹線道路における自動車騒音・振動および交通量を測定し、要請限度の超過状況や経年変化をモニタリングします。国・都の道路管理者へ情報提供し、低騒音舗装など騒音対策事業の根拠として活用されます。調査結果は区のホームページにて公表します。

②自動車騒音常時監視調査（平成15年度より実施）

幹線道路に面する地域について、環境基準の達成状況を把握するため、5年サイクルで14路線（28区間）の調査をします。24時間騒音調査・背後地騒音減衰調査・交通量調査・住居戸数等の沿道状況調査等を行います。

(ア) 令和6年度自動車騒音振動要請限度調査結果

令和6年度は1路線1地点で夜間の要請限度を超過しました。

調査期間：令和6年11月18日～22日

単位：dB

調査路線	騒音 LAeq		振動 L10	
	昼間	夜間	昼間	夜間
国道15号(第一京浜)(南大井2)	74	<u>71</u>	43	40
国道357号(八潮バイパス)(北品川2)	69	64	35	29
国道357号(八潮バイパス)(東品川3)	67	63	47	41
都道312号(目黒通り)(上大崎2)	71	68	39	36
都道312号(目黒通り)(上大崎3)	67	65	40	35
都道317号(ソニー通り)(北品川6)	70	67	40	35
都道421号(池上通り)(南品川5)	70	66	37	36
都道421号(東品川4)	65	61	44	37
特別区道7号(競馬場通り)(南大井1)	68	64	43	37
特別区道31号(天王洲通り)(東品川3)	71	65	44	38

※太字およびアンダーラインは要請限度超過

(イ) 令和6年度自動車騒音常時監視調査結果（平成15年度より実施）

令和6年度は1路線1地点で環境基準を超過しました。環境基準の達成状況は国や都へ報告し、今後の自動車騒音対策に活用されます。

調査期間：令和6年11月18日

単位：dB

調査路線	基準点等価 騒音レベル (LAeq)	
	昼間	夜間
国道357号線(八潮バイパス)(北品川2)	67	61
国道357号線(八潮バイパス)(東品川3)	66	61
都道317号(環状六号線)(北品川3)	70	<u>66</u>
都道421号(東品川下丸子線)(南品川5)	66	62
都道421号(東品川下丸子線)(東品川4)	64	60
特別区道31号(天王洲通り)(東品川3)	69	63

※太字およびアンダーラインは環境基準超過

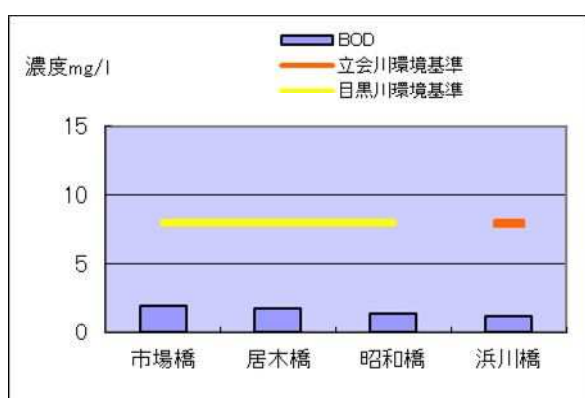
(3) 水質調査（昭和53年度より実施）

①公共用水域水質調査

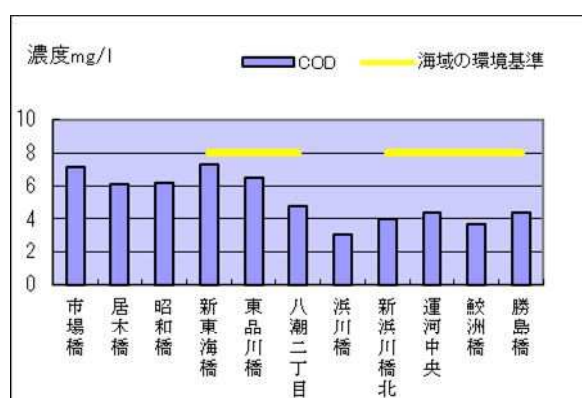
年間4回、目黒川3地点・立会川1地点・運河6地点・海域1地点、計11地点で表層水と下層水を採取し、科学的・生物学的な分析を行うとともに、年間2回、河川2地点で底質の調査を行い、区内の公共用水域の実態を把握しています。令和元年度より新たにTOCの測定を行い、BODやCODと組み合わせにより詳細に汚濁の原因が推察できるようになりました。また河川の異常着色や魚類の大量死などの水質異常事故等が発生した場合、現象に応じ調査し、原因究明を行います。

目黒川・立会川の水質汚濁指標であるBODや、運河・海域のCODは改善していますが、新東海橋の調査地点は水が滞留しやすい運河であるため依然としてCODが高く、全窒素・全りんは海域の環境基準を満たしておらず、富栄養化しています。富栄養化した海域ではプランクトンが増殖し赤潮が発生しやすくなります。

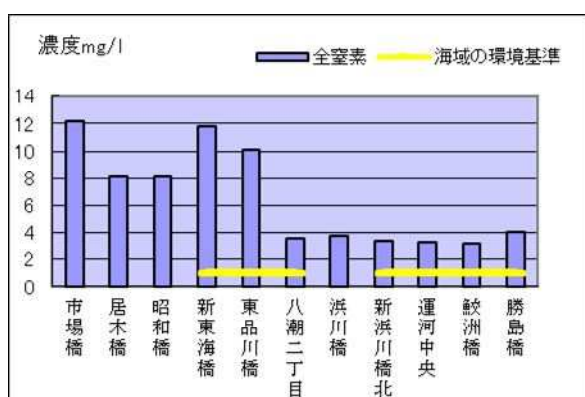
(ア) 令和6年度 公共用水域水質調査結果



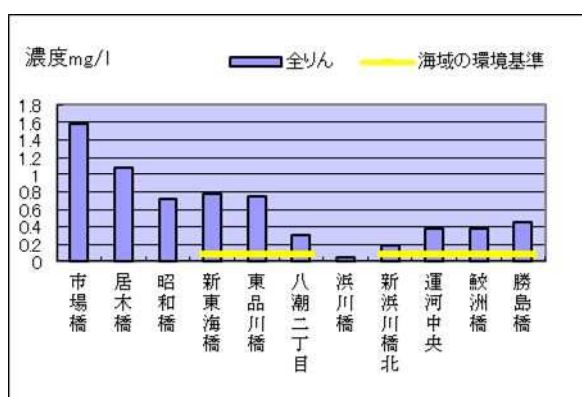
BOD 75%水質値



COD 75%水質値



全窒素年平均値



全りん年間平均値

②地下水水質調査

河川や海域に流れ込む汚染の原因の1つとして地下水が存在するため、昭和54年より地下水調査を行っています。令和6年度の都の調査結果では、大井地区で硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が環境基準を満たしていませんでした。

(4) 放射線測定（空間放射線量）（平成23年度より実施）

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故に際し、放射性物質が大気中へ放出されたことから、区内における影響を把握し区民の不安を解消することを目的としています。

① 定点測定

品川保健センター及び荏原保健センターの2地点において空間放射線量の定点測定を実施しています。これまでの測定結果は、全て基準値未満であり、区のホームページで公表しています。

② 測定機器貸出

放射線測定機器を区民に貸し出し、区民自身が区内の空間放射線量を測定することにより、放射線に対する不安解消につなげています。

貸出実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出件数	5	9	3	4	1

(5) 環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

区では、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例等に基づく事案等に関して 各課と調整を図り、関係機関に意見書等を提出します。

[根拠法令等] ・ 環境影響評価法 ・ 東京都環境影響評価条例

令和2年度から令和6年度までに、品川区に関連した環境影響評価

時 期	事 業 名
令和2年度 (5件)	・ (仮称)小山三丁目第2地区第一種市街地再開事業 (環境影響評価調査計画書) ・ 目黒清掃工場建替事業 (事後調査報告書) ・ 大井町駅周辺広町地区開発 (環境影響評価調査計画書) ・ 京浜急行電鉄湘南線連続立体交差事業 (事後調査計画書) ・ (仮称) 芝浦一丁目建替計画 (事後調査計画書)
令和3年度 (5件)	・ 羽田空港アクセス線(仮称)整備事業 (環境影響評価書案、見解書) ・ (仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開事業 (環境影響評価書案) ・ 大井町駅周辺広町地区開発 (環境影響評価書案) ・ 中央新幹線 (東京都・名古屋市間) (事後調査報告書) ・ 目黒清掃工場建替事業 (事後調査報告書)
令和4年度 (6件)	・ 都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業 (調査計画書) ・ (仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開事業 (評価書、見解書) ・ (仮称)小山三丁目第2地区第一種市街地再開事業 (評価書、見解書) ・ 目黒清掃工場建替事業 (事後調査報告書) ・ 大井町駅周辺広町地区開発 (評価書) ・ 羽田空港アクセス線(仮称)整備事業 (評価書、着工届・事後調査計画書)
令和5年度 (2件)	・ 都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業 (評価書案、見解書) ・ 中央新幹線 (東京都・名古屋市間) (事後調査報告書)
令和6年度 (7件)	・ 都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業 (環境影響評価書・事後調査計画書) ・ (仮称) 芝浦一丁目建替計画 (事後調査報告書) ・ 大井町駅周辺広町地区開発 (事後調査報告書) ・ (仮称) 品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業 (事後調査報告書) ・ 東京都市計画道路環状2号線 (港区新橋～虎ノ門間) 建設事業及び環状2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開事業 (事後調査報告書) ・ 京浜急行電鉄湘南線 (泉岳寺駅～新馬場駅間) 連続立体交差事業 (事後調査報告書) ・ 羽田空港アクセス線 (仮称) 整備事業 (事業計画変更届)

[環境影響評価の予測・評価項目]

大気汚染、悪臭、騒音・振動、風環境、土壌汚染、地盤、地形・地質、廃棄物、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、水質汚濁、水環境

令和7年度予算額 22,175千円

九. アスベスト対策事業（指導調査係）

アスベスト（石綿）は断熱性・絶縁性に富み、安価であるため、以前は様々な建設資材に使用されていました。しかし、空気中に飛散したアスベストを吸引すると肺がん・中皮腫等の原因となり、暴露から10年以上経過してから発症するおそれがあります。

このアスベストを使用した建築物等が、現在、解体・改修の時期を迎えており、工事にあたり飛散防止対策を確実に行うことが必要です。

国の補助制度を活用し、平成23年度からアスベスト分析調査助成、平成25年度からは除去助成を実施してきました。平成30年度からは区独自事業としてのアスベスト分析調査助成、令和元年度からは石綿等使用状況調査を開始し、アスベスト対策を確実に行うことにより、区民の不安を解消するとともに健康被害の未然防止を図ります

【根拠法令等】 ・大気汚染防止法 ・環境確保条例

助成対象者：建築物の所有者（個人および中小企業者）

助成対象建築物：区内における自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物

（１）アスベスト分析調査助成（平成23年度より実施）

1棟につき調査費用の全額（上限5万円）を助成（年間6件）
（平成30年度から区独自事業として実施）

（２）アスベスト除去助成（平成25年度より実施）

1棟につき除去費用の2／3（上限戸建て50万円、共同住宅等100万円）を助成（年間2件）
（国の補助金制度を活用・・・助成金額の1／2）

（３）石綿等使用状況調査（令和元年度より実施）

建築物所有者等からの申請にもとづき、石綿含有建材調査者を派遣し、石綿等の使用状況について目視による調査を行います。（年間2件）

実績件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アスベスト分析調査	1	4	4	4	6
アスベスト除去	0	1	2	1	1
石綿等使用状況調査	4	1	0	0	0

令和7年度予算額 2,743千円

品川区清掃事務所

2025

品川区清掃事務所

係別事務分掌

庶務係

- 1 所の予算、決算および会計に関すること。
- 2 所の人事に関すること。
- 3 所の事業の進行管理に関すること。
- 4 統計および調査に関すること。
- 5 所内の取締りおよび施設、設備等の維持管理に関すること。
- 6 清掃およびリサイクル事業の企画調整に関すること。
- 7 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 8 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 9 他の特別区および東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。
- 10 清掃事業に係る情報システムに関すること。
- 11 所内他係に属しないこと。

事業係

- 1 一般廃棄物(し尿を含む。)の収集および運搬に関すること。
- 2 大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。)の廃棄物保管場所等に関すること。
- 3 作業用自動車の運行管理(修理を含む。)に関すること。
- 4 清掃事業の普及啓発に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出指導に関すること。
- 6 一般廃棄物処理業の許可および指導に関すること。
- 7 浄化槽に係る届出および指導に関すること。

資源循環推進係

- 1 リサイクルの普及啓発に関すること。
- 2 資源物の分別回収および集団回収に関すること。
- 3 資源化センターの管理運営に関すること。
- 4 分別収集計画に関すること。
- 5 廃棄物減量等推進員に関すること。
- 6 資源物の持ち去りの防止に関すること。

一. ごみ・資源収集実績量の推移 (事業係・資源循環推進係)

単位：トン

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
①	ごみ	77,040	73,701	70,458	66,535	64,781	97.36%
	燃やすごみ	69,667	66,701	64,433	62,265	60,806	97.66%
	陶器・ガラス・金属ごみ	2,891	2,568	2,443	2,140	2,052	95.89%
	粗大ごみ	4,482	4,432	3,582	2,130	1,923	90.28%
②	資源	25,464	25,131	24,650	23,568	23,517	99.78%
	資源ステーション回収	17,553	17,382	17,189	16,773	17,123	102.09%
	拠点回収	176	193	194	192	192	100.00%
	集団回収	7,735	7,556	7,267	6,603	6,202	93.93%
③	粗大ごみからのリユース・リサイクル	0	0	625	1,726	1,778	103.01%
	金属資源化			619	594	487	81.99%
	リユース (Web掲載・自転車)			6	53	129	243.40%
	リサイクル (木製等)				1,079	1,162	107.69%
④	合計	102,504	98,832	95,733	91,829	90,076	98.09%
	資源化率	24.8%	25.4%	26.4%	27.5%	28.1%	+0.5P

※ 資源化率＝(②＋③) ÷ ④

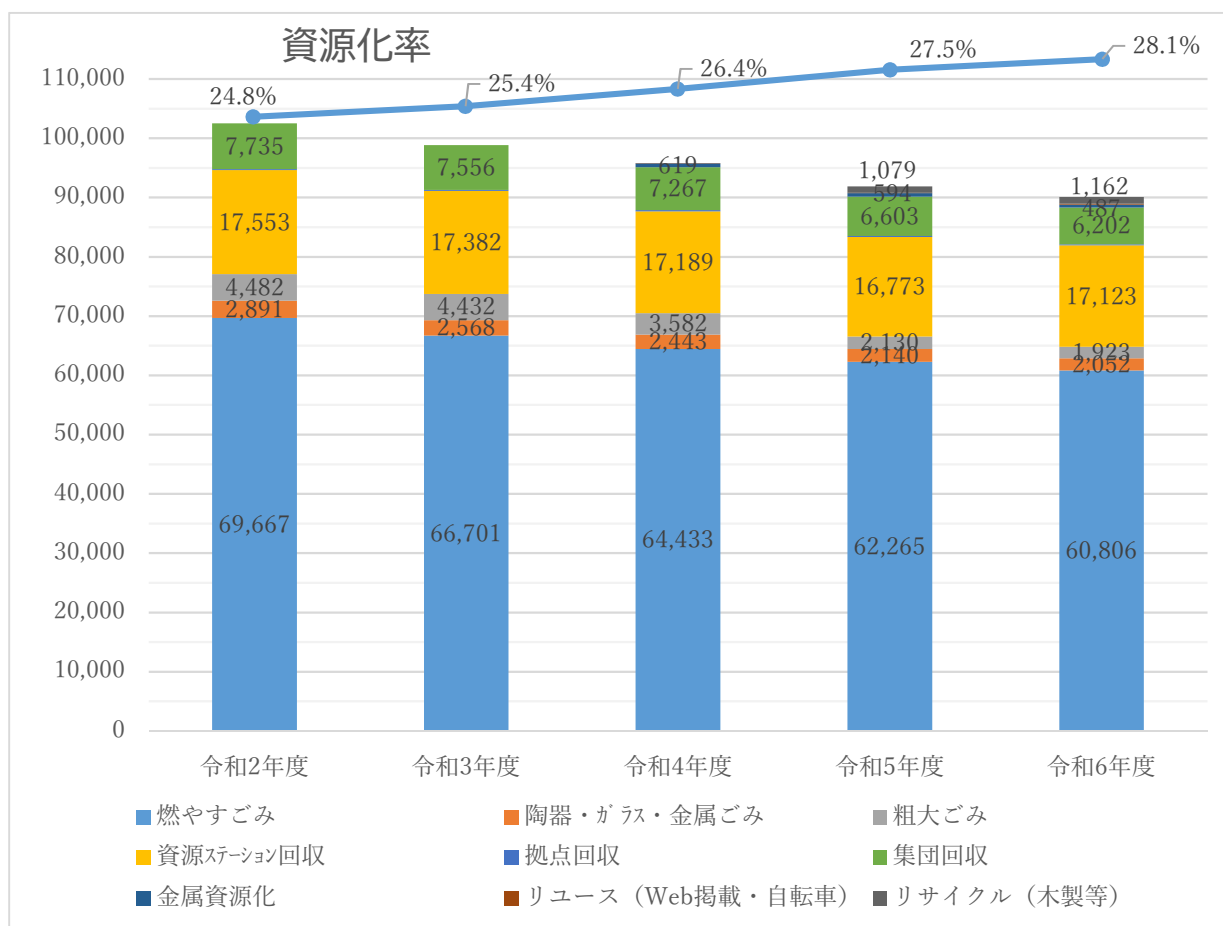
※ 令和6年度は速報値 ※燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回、粗大ごみは個別申込・随時回収

※ 資源ステーション回収は週1回収 ※資源回収には区施設資源回収を含まない。

※ ごみ・資源には区収集事業系ごみを含む。

※ ③粗大ごみからのリユースのうち web 掲載は令和4年10月、自転車は令和5年12月開始。

リサイクル (木製等) は令和5年度開始



二. 直営事業の経営資源等（事業係）

1 清掃関係施設のあらまし

令和7年4月1日現在

区分		品川区清掃事務所(品川庁舎)
所在地		品川区大崎 1-14-1 TEL3490-7051
施設	敷地面積	1,318.04 m ²
	建 物	延床面積 5,490.34 m ² (うち地下駐車場 1,475 m ²) RC 造地上 4 階 地下 2 階 平成 8 年 8 月竣工 駐車場 55 台分
職員数 236 人 常勤職員 178 人 再任用 26 人 会計年度任用職員 32 人 (品川・荏原の合計)		事務 20 人 統括技能長 1 人 技能長 24 人 (4 人) 収集 84 人 (8 人) 自動車運転 12 人 (2 人) 自動車整備 2 人 会計年度任用職員 18 人 計 161 人 ※ () 内の人数は、再任用
所管する地域		品川区内のうち品川・大井・大崎・八潮地区、粗大収集は全域
業務の概要		ごみ・資源・し尿の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること 集団回収に対する支援に関すること 廃棄物減量等推進員に関すること 資源の持ち去り防止に関すること 一般廃棄物処理業の許可に関すること
収集体制		小型プレス班 6 班 18 組 小型特殊班 1 班 3 組 大型特殊班 4 組 軽小型貨物班 7 組 小型ダンプ班 1 組 指導班 15 人
配車計画  (品川庁舎)		燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 19 台(直営 5 台、雇上 14 台) 新大型特殊車 4 台(雇上) 軽小型貨物車 6 台(直営 1 台、雇上 5 台) 軽小型ダンプ車 1 台(直営 1 台) 小型ダンプ車 1 台(直営)・小型ダンプ車 1 台(雇上) 粗大ごみ 小型ダンプ車 12 台(委託) 中型プレス車 3 台(委託) し尿収集 小型吸上車 1 台(杉並区との協定締結により杉並区が収集) 計 48 台

区分		荏原分室	西小山分室(令和7年6月30日まで)
所在地		品川区平塚1-10-11 Tel3786-6795	品川区荏原7-7-2 Tel3784-6505
施設	敷地面積	500.93 m ²	235.87 m ²
	建 物	延床面積 838.63 m ² RC造地上4階 昭和44年3月建築 (昭和63年全面改修)	延床面積 318.92 m ² RC造地上3階 昭和62年11月建築
		技能長 4人(2人) 収集 43人(10人) 会計年度任用職員 12人 計 59人 ※()内の人数は、再任用	技能長 2人 収集 12人 会計年度任用職員 2人 計 16人
所管する地域		品川区内のうち荏原地区	
業務の概要		ごみ・資源の収集・運搬、動物死体の収集作業 ※令和7年7月1日から、西小山分室は荏原分室に統合します。	
収集体制		小型プレス班5班13組 小型特殊班1班5組 軽小型貨物班7組	
配車計画		燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ	
 (荏原分室)		小型プレス車 14台(直営2台、雇上12台) 小型特殊車 5台(雇上) 軽小型貨物車 3台(直営1台、雇上2台) 軽小型ダンプ車 4台(直営1台、雇上3台) 計 26台	

区分		品川区資源化センター	
所在地		品川区八潮1-4-1	
施設	敷地面積	7,208.80 m ² (東京23区清掃一部事務組合から借用)	
	建 物	延床面積 2,387.14 m ² RC造地上2階 平成4年建築 17年増築	
所管する地域		品川区全域	
業務の概要		区内全域から回収した資源のうち資源プラスチックを除き、中間処理(選別・圧縮・梱包)をし、再商品化ルートに出荷。	
		古紙圧縮梱包機 1台	処理能力 115.0t/日
		びん選別ライン 1台	処理能力 16.5t/日
		スチール缶圧縮機 1台	処理能力 5.1t/日
		ペットボトル圧縮機 2台	処理能力 5.1t/日
		アルミ缶圧縮機 1台	処理能力 1.5t/日

※資源化センターにおける中間処理は、委託事業者により実施。

三. 主な委託事業等の概要（資源循環推進係）

1 資源回収

	資源 ステーション	拠点回収	区施設回収	集団回収
委託作業 の概要	週1回 古紙、びん、 缶、ペットボトル等の 資源をステーション回 収する。 令和6年度（速報値） 回収実績量：17,123 t	地域センター、小学校等 31カ所の拠点で、毎月 第2・4土曜日の午前中、 古着・廃食用油・不用園芸 土・小型家電を回収する。 令和6年度（速報値） 回収実績：192t	区165施設の資源物を 回収し、再商品化ルー トにつなぐ。 令和6年度（速報値） 回収実績：269 t	町会・自治会やマンショ ン管理組合等が地域で自 主的に取り組む資源回 収・リサイクル活動を支 援するため、実施団体の 相談や用具の貸出、回収 業者の紹介や報奨金等の 支給を行う。 令和6年度（速報値） 登録：649 団体 回収実績：6,202 t
物的資源	車両（委託/日） (1)古紙（普通貨物 6 台・小型プレス2台） (2)びん、缶、ペットボ トル等（軽小7台・普通貨 物7台・新小特14台・ 小型プレス7台）	回収・運搬委託 普通貨物車 月32台 (16台/2回) 令和6年度 延 384 台	回収・運搬委託 普通貨物車 月28台 (4月49台、3月32台) 令和6度 延 361 台	
従事者等	回収委託 運転手 44人 作業員 50人 計 94人	拠点管理 委託従事者 98人/回	_____	_____
予算額 令和7年度	回収運搬委託等 1,158,651 千円	管理委託等 29,265 千円	回収運搬委託 8,192 千円	報奨金等 73,939 千円

2 資源中間処理委託

区分	品川区資源化センター (品川区八潮1-4-1)	(株)JR東日本環境アクセス東京資源循環センター (品川区八潮3-1-1)
業務の概要	区内全域から回収した資源のうち、資源プラスチ ックを除き、中間処理（選別・圧縮・梱包）をし、 再商品化ルートに出荷。 (平成4年9月30日竣工、平成17年度増築)	資源回収事業により、品川区内で回収した資源プ ラスチック（令和6年4月から区内全域開始）を適正 に資源化中間処理（分別および圧縮・梱包）を行い、 再商品化事業者へ引き渡す。 (平成22年10月1日より)
予算額 令和7年度	275,931 千円	202,960 千円

3 粗大ごみ中継業務委託

区分	粗大ごみ中継所（大田区京浜島2-15-7）
業務の概要	品川区内で回収した粗大ごみを受け入れ、可燃系・不燃系・家電製品等・小型家電・鉄および金属類に 分けて積み置き、鉄などの有価物は抜き取って売却する。また、令和5年度より粗大リサイクル・リ ユースを行っている。残った粗大ごみは、一組の中間処理施設である粗大ごみ破碎処理施設へ搬出す るため、大型の車両への積み込みを行う。
予算額 令和7年度	71,900 千円 (予算額には区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み分 7,608 千円を含む)

四. 収 集 作 業 計 画 (令和7年度) (事業係)

ごみ種別	回数	作業計画自動車			搬入先と日量(t)
		計画日量(t)	台数	車両の種類および台数	
燃やすごみ	週2回	227.0	57台	小型プレス車 33台 小型特殊車 5台 新大型特殊車 4台 軽小型貨物車 9台 軽小型ダンプ車 5台	品川工場 196.6 目黒工場 30.4
陶器・ガラス・金属ごみ	月2回	10.3		(狭小路地対策) 小型ダンプ車 1台	京浜島不燃ごみ処理センター 10.3
粗大ごみ	申込制	15	15台	小型ダンプ車 12台 中型プレス車 3台 (中継作業用)	粗大中継所 (京浜島・民間事業6社) 15.0
資源	週1回	51.3	44台	普通貨物車 13台 新小型特殊車 14台 軽小型貨物車 7台 小型プレス車 10台	品川区資源化センター 47.5 民間事業者 3.8
し尿	隔週	0.3	1台	小型吸上車(月曜日)1台	品川清掃作業所 0.3
合計			117台		



小型プレス車



小型特殊車



新大型特殊



軽小型貨物車



軽小型ダンプ車



小型ダンプ車



中型プレス車



普通貨物車

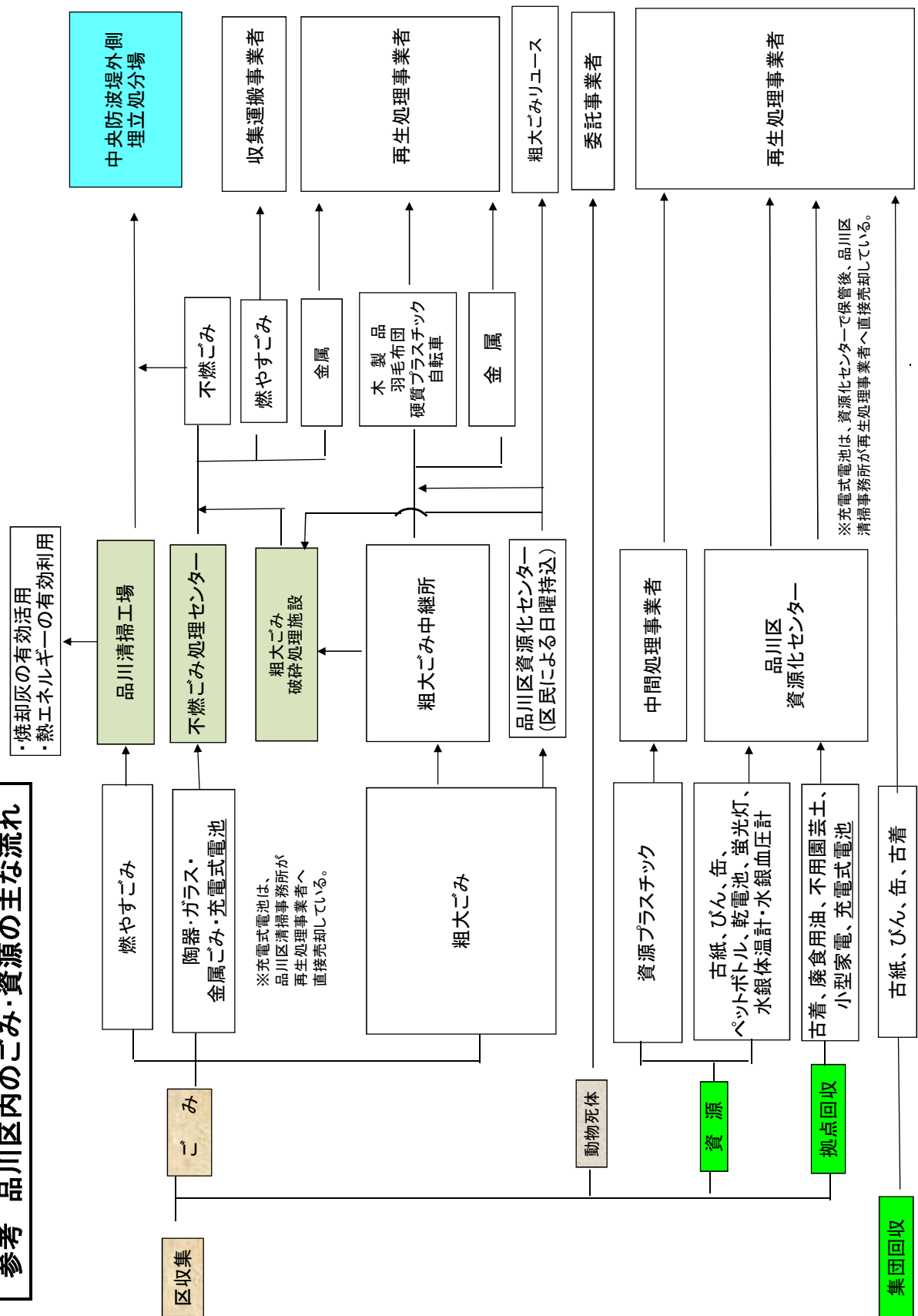


新小型特殊車



小型吸上車

参考 品川区内のごみ・資源の主な流れ



五. ごみ収集（事業係）

1 ごみの収集運搬作業

- ①事業目的 ごみを適正に収集することにより、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回の収集を原則としています。なお、収集は直営事業ですが、収集車両は直営車に加え雇上車両を活用しています。
- また粗大ごみは平成24年度から事業委託により収集しています。
- ・早朝各戸収集（平成12年5月開始）
- 少しでも早くまちをきれいにしカラス等による被害を防ぐため、区内の主な商店街では午前7時台にごみの収集を開始しています。
- *品川区清掃事務所：五反田駅東側、大井町駅西側・東側
 - *荏原分室：武蔵小山商店街、戸越銀座商店街
 - ・住宅地での各戸収集（平成17年7月から区全域開始）
- ごみの分別意識の向上やごみ減量の促進、周辺環境の美化を目的に住宅地での各戸収集を実施しています。
- ・二次電池（充電式電池）の回収（令和6年9月から区全域開始）
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第26条第1項、第34条
- ④実績 177頁参照
令和7年度予算額 1,297,119千円



2 排出指導

（1）大規模建築物（住宅）における保管場所等の排出指導

- ①事業目的 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物（住宅）から排出される一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進等の調査・指導および助言を行います。
- 《対象大規模建築物（住宅）》
- 住戸数が20戸以上または居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一の居室からなる住居形式で、その床面積が30㎡未満の住宅の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物
- ③根拠 事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱

④実 績

単位：棟

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,000 m ² 以上	11	10	10	9	14
1,000 m ² ~ 3,000 m ² 未満	50	34	36	41	34

(2) 廃棄物の排出指導

①事業目的 ごみ・資源の分別やごみ出しマナーの向上、事業系廃棄物の有料シール貼付など、適正な排出について指導または助言を行い、だれもが住みやすい快適な生活環境を創出します。

②事業内容 ラッピングカーやベストを着用したふれあい指導班(しながわ きれいにする象)が区内をパトロールし、排出マナー向上の啓発や、排出状況を調査して指導を行います。

- ・区民および事業者に対し、ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または助言を行います。
- ・資源回収ステーション等に排出された適正処理困難物、指定場所以外へのごみの不法投棄に対しての指導を行います。
- ・資源回収ステーションステッカーの製作
- ・ごみ・資源の排出指導チラシ作成他



③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第3・4条

④実 績

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
15,148	17,386	20,749	19,845	18,989

令和7年度予算額 348千円

3 不法投棄対策

①事業目的 資源回収ステーション等に不法投棄された適正処理困難物を処分し清潔で良好な住環境を保全します。

②事業概要 資源回収ステーション等に不法投棄された消火器、廃タイヤ等の適正処理困難物を委託により処分します。また、家電4品目については再商品化委託をしています。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第3条第1項第2項、第26条

④実 績

単位：台

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エアコン	3	0	0	0	1
テレビ	14	20	9	15	24
冷蔵庫（冷凍庫含）	4	2	1	0	4
洗濯機（乾燥機含）	4	4	2	1	1
パソコン	7	5	8	7	3
電気・ガス・石油器具	134	123	111	80	107
家具・寝具	352	325	301	233	202
OA機器	4	11	5	1	6
趣味用品	12	10	3	5	11
その他	216	179	130	149	120
計	750	679	570	491	463

令和7年度予算額 849千円

4 し尿収集作業

- ①事業目的 区民の生活環境と公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 吸上車を雇い上げ、し尿収集を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
- ③実 績 ※平成25年度から杉並区との協定締結により杉並区が収集する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	6	5	5	5	4
収集量（t）	6.72	5.62	5.54	5.16	3.45

5 動物死体収集

- ①事業目的 道路等の動物死体および飼い主等からの依頼を受け、飼い犬などの死体を適切に処理し、生活環境および公衆衛生の保全を図っています。
- ②事業概要 区内の飼い主等から動物（25 kg未満）の死体処理を依頼された場合に、区で引き取り民間業者に委託し火葬後埋葬しています。なお、25 kg以上の動物は区で扱えないため、民間業者を紹介しています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第39条、第55条
動物死体作業処理要綱

- ④実 績 動物死体処理件数 単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出(有料)	173	161	173	162	161
区道・公園	417	316	334	216	227
計	590	477	507	378	388

令和7年度予算額 1,386千円 (歳入予算額 510千円)

6 粗大ごみの収集運搬

(1) 粗大ごみ受付および収集・D X推進による効率化

- ①事業目的
- ・粗大ごみ受付センターの運営と収集の委託により、区民の利便性と迅速な収集を確保します。
 - ・インターネット受付システムの機能拡充により区民の利便性向上。
 - ・GPS機能付タブレットを導入し、業務効率化、収集業務の見える化。
- ②事業概要
- 粗大ごみ受付センターを委託により開設し、併せて受付時間の延長、インターネットによる24時間申込みも可能にしました。
(平成14年4月開始)
- (1)電話による受付
- 月曜日～土曜日の午前8時～午後7時
(日曜日および12月29日～1月3日休み)
- (2)インターネット受付 : 年中無休24時間
- ・手数料の支払いにオンライン決済追加(令和6年4月1日開始)
 - ・インターネット受付品目の拡充
 - ・申し込み品目の拡充
- (3)GPS機能付タブレットを導入(令和5年10月開始)
- ・収集職員との連携強化およびペーパーレス化
 - ・収集車にGPSを搭載し、現在地や収集状況を確認。
- ③根拠
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第36条



④実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数	237,052	241,967	233,375	237,725	230,740
うち電子決済					66,013
収集点数	546,178	547,378	519,861	557,633	495,919

令和7年度予算額 62,033千円

(2) 区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み

- ①事業目的
- 日曜日に区民が直接粗大ごみを資源化センターに持ち込むことで、迅速な粗大ごみの処理を可能にします。
- ②事業概要
- 平成19年7月1日(日曜日)から開始しました。
さらに8月からは、インターネットによる申し込みも可能にしました。
日曜日の持ち込み受付業務は委託により運営しています。
DX推進のため受付時にタブレット端末を導入(令和7年4月)
- ・持ち込み：毎週日曜日

- ・持込場所：品川区資源化センター（八潮１－４－１）
- ・持込時間：午前９時から午後４時まで
- ※粗大ごみ処理手数料が割引になります。

《持ち込みの方法》

- (1) 粗大ごみ受付センターに電話するか、またはインターネットで申し込みをします。
- (2) 持ち込む日までに、区内ごみ処理券取扱所で手数料分の粗大ごみ処理券を購入します。
- (3) 持ち込み日の時間内に、購入した粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って資源化センターへ持ち込みます。

③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第36条、第52条第3項

④実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数	9,067	7,271	6,398	6,410	7,431
受付点数	38,778	30,510	26,318	26,172	28,307

令和7年度予算額 7,608千円

(3) 粗大ごみのリサイクル

①事業目的 「ゼロカーボンシティしながわ宣言」の目標であるCO₂排出実質ゼロの達成およびプラスチック資源循環促進法の施行により求められる製品プラスチックの資源化のため、清掃工場で焼却処理している可燃系粗大ごみをマテリアルリサイクルやリユースすることで焼却にかかる費用やCO₂を削減します。新たな天然資源の消費抑制となるため、「持続可能な循環型社会」に向けた取組みにつながります。

②事業概要

(1) 木製粗大ごみのマテリアルリサイクル

木製粗大ごみから不適物を取り除き、細かくチップ状にして、木質建築材として床や壁などに循環利用される「パーティクルボード」の原料とします。



(2) 羽毛布団のマテリアルリサイクル

家庭から粗大ごみとして排出された羽毛布団を選別し、羽毛の再生工場で羽毛を取り出し集積、洗浄しリサイクル羽毛に再生します。



(3) プラスチック製粗大ごみのマテリアルリサイクル

粗大ごみから硬質プラスチックのみ（プラスチック製衣装ケース）

を選別し、工場で原料（ペレット）に加工した後、製品製造メーカーで自動車部品やガーデニング用品などに製品化します。



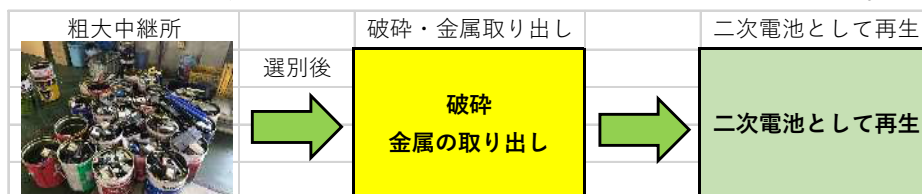
(4) 自転車のリユース

粗大ごみからリユース可能な自転車を選別し、自転車リユース業者により販売可能な状態に修理をし、販売します。



(5) 二次電池等のマテリアルリサイクル

家庭から粗大ごみとして排出された二次電池等を選別し、カドミウムやコバルト、ニッケルなどの金属を取り出し再利用します。



また、令和7年4月から硬質プラスチック製品（衣装ケース以外）のマテリアルリサイクル及び粗大ごみからピックアップした小型家電のリサイクルを開始しました。

- ③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第1項
令和7年度予算額 53,091千円（歳入予算額 34,102千円）

7 その他、付帯する事務・事業

(1) 有料ごみ処理券経費（事業係）

- ①事業目的 事業系一般廃棄物、粗大ごみの収集・運搬・処分に要する手数料を有料ごみ処理券によるシール制とし、区民・事業者の利便性を図ります。
- ②事業概要 事業系ごみ、粗大ごみを排出する場合には、有料ごみ処理券を貼付して排出します。有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で販売しています。清掃事務所では、有料ごみ処理券の販売、印刷発注などの業務を行っています。
- ・粗大ごみ処理券 A券（200円） B券（300円）
品目毎の処理手数料に合わせて貼付します。
 - ・事業系ごみ処理券 排出する袋の大きさに合わせて貼付します

券 種	料 金	
	1 セット	1 枚あたり
10 ^{リットル} 券 (1 セット10枚)	870円	87円
20 ^{リットル} 券 (1 セット10枚)	1,740円	174円
45 ^{リットル} 券 (1 セット10枚)	3,910円	391円
70 ^{リットル} 券 (1 セット 5 枚)	3,045円	609円

- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 52～59 条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第 33～47 条

- ④実 績 有料ごみ処理券販売数 単位：枚（上段）、セット（下段）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
粗大ごみ	792,354	790,652	748,943	929,442	842,150
事業系ごみ	67,500	65,525	65,099	66,097	62,804

有料ごみ処理券取り扱い店舗数 令和 7 年 4 月現在

	店舗数
コンビニエンスストア	241
スーパーマーケット	17
公募店	35
計	293

令和 7 年度予算額 26,981 千円（歳入予算額 455,409 千円）

（2）ごみのカラス対策（事業係）

- ①事業目的 カラス被害によるごみの散乱防止を図ります。
②事業概要 集合住宅への防鳥ネットの貸し出しを行います。

- ③根 拠 品川区防鳥ネット貸出要綱

- ④実 績 集合住宅用防鳥ネット貸出数 単位：件

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
418	358	238	330	396

令和 7 年度予算額 1,980 千円

（3）ふれあい収集事業（事業係）

- ①事業目的 ごみの排出が困難な高齢者世帯等を対象に、利便性の向上を図るため
ごみ等の個別収集を行います。

- ②事業概要 日常のごみ出しができない高齢者等世帯を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで個別収集に行き、あわせてごみの排出状況から安否確認を行っています。また、福祉部のひとり暮らし高齢者対応との連携を図りつつ、高齢者等各戸収集のチラシを作成・配布し、希望者に対応しています。

- ③根 拠 品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱

④実 績

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
566	601	602	642	649

(4) スプレー缶・ライター処理装置賃貸借

- ①事業目的 引火性危険物であるスプレー缶・ライターを安全に処理するため、清掃事務所内に専用の装置を設置し破砕等を行います。
- ②事業概要 区内で回収されたスプレー缶とライターを品川区清掃事務所品川庁舎へ集め、処理装置を使用して安全に処理します。正規の清掃職員が他の作業の合間で操作することで稼働時間も十分に確保できるため、安定的にスプレー缶とライターの処理を行うことができます。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第2項
令和7年度予算額 5,610千円



六. 資源回収事業（資源循環推進係）

1 資源ステーション回収

- ① 事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区内約 11,000 ヲ所の資源回収ステーション（集積所）で、資源回収を実施しています。
- ② 事業概要 資源回収品目は、古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、資源プラスチック、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計等の8種類12品目で、事業委託による週1回の回収を行っています。（事業開始：平成9年6月
※平成12年4月に東京都から事業移管）
- ③ 根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第6条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則
プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律 第6条第1項

④ 実績

資源回収事業による回収量

単位：kg

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古紙	8,404,500	8,378,540	8,504,060	8,149,280	8,270,135
びん類	4,315,090	4,147,900	3,941,410	3,829,370	3,685,930
缶類	1,367,440	1,310,740	1,239,760	1,201,740	1,134,320
ペットボトル	1,917,130	1,946,350	1,892,560	1,912,400	2,015,900
プラスチック製 容器包装	1,450,510	1,508,450	1,525,310	1,598,660 (製品プラスチック 27,680)	1,936,660
乾電池	68,247	64,990	62,793	59,971	60,174
蛍光灯 ※水銀体温計・ 水銀血圧計	30,204 ※体温計384台 血圧計25台	25,178 ※体温計395台 血圧計32台	23,497 ※体温計304台 血圧計22台	22,076 ※体温計481台 血圧計45台	20,403 ※体温計236台 血圧計30台
回収量	17,553,121	17,382,148	17,189,090	16,773,497	17,123,522

※令和6年度は速報値

令和5年6月から、一部地域においてプラスチック製容器包装と一緒に「製品プラスチック」の回収を開始（モデル実施）し、令和6年4月からは、全域実施を行っています。

令和7年度予算額 1, 158, 651千円

2 拠点回収

- ① 事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため拠点で資源を回収します。

(事業開始：平成2年6月【区役所】平成4年11月【学校等】)

- ② 事業概要
- ・回収品目 古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（特定品目）
※令和6年9月から充電式電池の回収を開始
 - ・日 時 毎月第2・第4土曜日 午前10時から正午
 - ・回収場所 小学校等31カ所

・回収場所 令和7年度

1	品川第一地域センター	北品川 3-11-16	17	大井第一小学校	大井 6-1-32
2	台場小学校	東品川 1-8-30	18	マイスクール西大井 (旧大井第三地域センター)	西大井 4-1-8
3	浅間台小学校	南品川 6-8-8	19	伊藤小学校	西大井 5-6-8
4	城南第二小学校	東品川 3-4-5	20	後地小学校	小山 2-4-6
5	第三日野小学校	上大崎 1-19-19	21	小山小学校	小山 5-10-6
6	日野学園	東五反田 2-11-1	22	第二延山小学校	旗の台 1-6-1
7	大崎第一地域センター	西五反田 3-6-3	23	京陽小学校	平塚 2-19-20
8	第一日野小学校	西五反田 6-5-32	24	延山小学校	西中延 2-17-5
9	品川区清掃事務所	大崎 1-14-1	25	宮前小学校	戸越 4-5-10
10	芳水小学校	大崎 3-12-22	26	旗台小学校	旗の台 4-7-11
11	三木小学校	西品川 3-16-28	27	大原小学校	戸越 6-17-3
12	立会小学校	東大井 4-15-9	28	豊葉の杜学園	二葉 1-3-40
13	鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2	29	八潮地域センター	八潮 5-10-27
14	大井第二地域センター	大井 2-27-20	30	源氏前小学校	中延 6-2-18
15	伊藤学園	大井 5-1-37	31	小山台小学校	小山台 1-18-24
16	品川区役所	広町 2-1-36			

※区施設6カ所（区役所本庁舎2階、品川図書館、総合体育館、戸越体育館、品川区清掃事務所品川庁舎・荏原分室）にて小型家電の回収を行っています。

- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条

④実 績

単位：kg

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古 着	131,880	146,850	144,180	141,830	138,500
廃食用油	4,602	4,120	3,610	3,620	3,550
不用園芸土	35,055	36,630	40,130	40,330	42,000
小型家電	4,675	5,173	5,821	6,650	8,491
回収量計	176,212	192,773	193,741	192,430	192,541
拠点数	31カ所	31カ所	31カ所	31カ所	31カ所

令和7年度予算額 29,265千円

3 区施設資源回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区施設の資源物を回収します。
(事業開始：平成9年4月)
- ②事業概要
- ・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、飲食用びん、
飲食用缶、ペットボトル
 - ・回収頻度 月1回
 - ・回収場所 126カ所164施設

- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条

④実績

単位：kg

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類	255,042	272,878	262,139	258,224	253,989
びん類	3,194	2,947	2,487	2,707	2,798
缶類	5,926	5,754	5,268	5,394	5,532
ペットボトル	5,745	6,105	6,164	7,589	7,612
回収量計	269,907	287,684	276,058	273,914	269,931
施設数	169 施設	166 施設	166 施設	164 施設	165 施設

※令和6年度は速報値

令和7年度予算額 8, 192千円

4 資源の持ち去り対策（事業係・資源循環推進係）

- ①事業目的 古紙やアルミ缶等の資源物の持ち去りを防止し、適正な資源回収ルートを維持することにより、区のリサイクル秩序を守り、区民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、区民との信頼関係に基づく資源リサイクルの推進を図ります。（事業開始：平成20年度）

- ②事業概要
- ・条例により行政回収および集団回収の排出場所からの資源物持ち去り行為の禁止等を明確化します。
 - ・持ち去り行為等を行った者に対し、運搬の禁止および原状回復を命令し、当該命令に従わなかった者に対し、5万円以下の過料を科します。
 - ・持ち去り行為の抑止のため、軽四輪乗用自動車2台による巡回パトロール、集団回収団体等へは資源回収を表示するもの等を配付します。
 - ・平成24年度より、資源持ち去り防止対策を強化するために、結束用持ち去り禁止テープを作製しています。



- ③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第29条の2

④実績（指導件数）

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
342	305	206	158	147

令和7年度予算額 381千円

5 リサイクル資源の売払

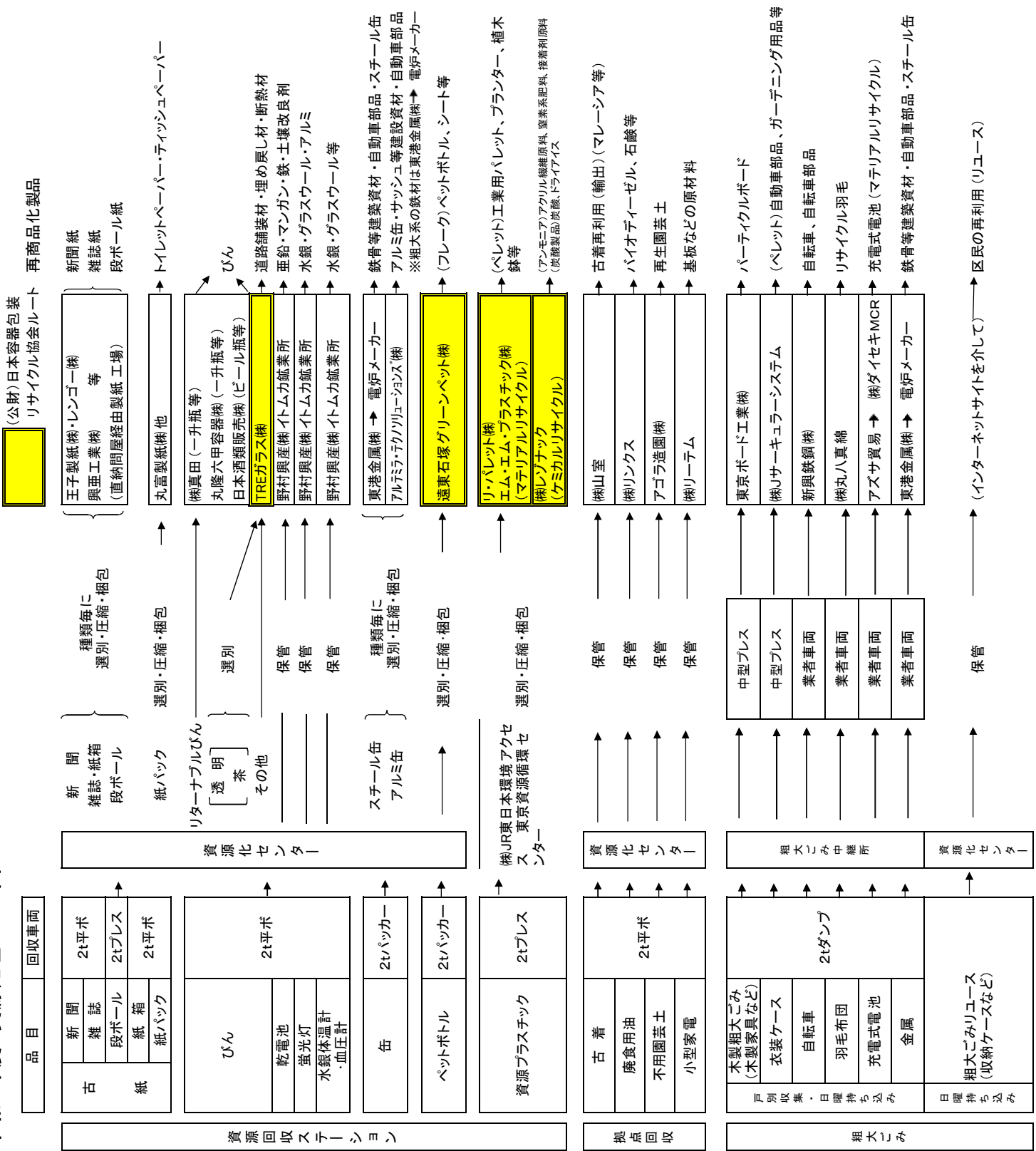
- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を目的に、区民から出された資源物を売払い事業経費に充当します。
- ②事業概要 資源ステーション回収等で集められた資源品の中間処理後、再商品化のための材料や製品を生産する各会社へ搬出します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第6条第3項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第1項
- ④実 績

品目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古紙	搬出量(kg)	8,221,230	8,043,630	8,058,840	7,734,630	7,738,770
	売却額(円)	67,759,804	83,064,065	90,034,758	74,996,145	87,370,626
びん	搬出量(kg)	2,350,780	2,252,228	2,069,934	1,948,512	1,888,217
	売却額(円)	1,422,448	1,346,159	1,219,965	1,269,821	1,251,740
缶	搬出量(kg)	1,079,350	1,009,320	928,050	874,800	850,700
	売却額(円)	71,559,715	129,484,290	137,486,340	118,232,605	156,018,810
ペットボトル	搬出量(kg)	1,757,570	1,780,190	1,770,430	1,808,400	1,696,510
	売却額(円)	91,714,185	77,097,186	179,432,073	138,448,986	128,237,946
その他金属	搬出量(kg)	665,860	654,070	620,870	606,370	517,450
	売却額(円)	66,586	65,407	62,087	60,637	993,220
古着	搬出量(kg)	119,720	132,730	129,580	126,680	129,890
	売却額(円)	718,320	398,190	388,740	2,856,436	6,917,812
携帯電話等 小型家電	搬出量(kg)	4,323	5,339	5,690	6,595	9,052
	売却額(円)	197,374	191,285	218,917	379,568	534,447
合計	搬出量(kg)	14,198,833	13,877,507	13,583,394	13,105,987	12,830,589
	売却額(円)	233,438,432	291,646,582	408,842,880	336,244,198	381,324,601

※令和6年度のペットボトルのうち、日本容器包装リサイクル協会の有償入札拠出金3月分の引渡量・金額は未確定のため含まれていない。

令和7年度 (歳入予算額 328,375千円)

令和7年度 資源処理フロー図



七. リサイクル活動支援事業（資源循環推進係）

1 資源集団回収

①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。

②事業概要 地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具等の貸し出し、回収業者への協力等を行います。

○事業開始 昭和 34 年（平成 4 年 7 月都より移管）

○実施要件

- ・ 団体は 1 グループ 10 世帯以上
- ・ 事業系資源は対象外

○支援内容

- ・ 報奨金の支給（令和 3 年度より単価引き上げ）
集団回収団体に対し回収実績に応じて 1 kg につき 8 円を支給。
- ・ 協力金の支給（R 6 年度支給団体数：361 団体）
雑がみを回収した団体に対し、1 カ月につき 1,000 円を支給。
- ・ 回収補助用具の貸出し、消耗品（PP ひも・軍手等）支給
- ・ 優良リサイクル団体等への感謝状の贈呈
- ・ ルート対策費の支給

回収業者に対し、古紙の市況が一定額を下回った場合に支給。

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 2 条第 2 項第 7 号他
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第 12 条の 2 他
品川区資源リサイクル活動団体報奨金等支給要綱

④実 績 ○集団回収団体による回収量 単位：kg

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録団体数	643 団体	645 団体	645 団体	651 団体	649 団体
新 聞	2,521,609	2,466,693	2,316,454	2,005,761	1,770,517
雑 誌	1,873,158	1,780,240	1,678,493	1,516,943	1,482,310
雑がみ	130,809	133,128	126,170	121,080	101,828
段ボール	2,887,818	2,855,772	2,798,611	2,630,762	2,542,469
紙パック	20,663	21,678	21,396	21,370	21,591
その他紙類	41,137	49,488	85,553	66,755	52,415
古 着	41,355	35,045	35,582	39,724	40,999
アルミ缶	211,580	207,553	199,194	194,358	183,967
スチール缶	7,177	6,725	5,927	6,548	5,924
その他	135	60	60	60	60
総回収量	7,735,441	7,556,382	7,267,440	6,603,361	6,202,080

※令和 6 年度は速報値。雑がみは平成 30 年 9 月から協力金支給。

※登録団体数「649 団体」の内訳…マンション：481、町会・自治会：135、その他：33

○集団回収に係わる経費

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報奨金および協力金	50,905,054	64,954,296	63,170,128	58,231,096	54,295,840
ルート対策費	13,844,278	13,658,612	6,773,186	4,825,209	4,670,364

令和7年度予算額 73,939千円

2 家庭用生ごみ処理機購入助成

①事業目的 家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効利用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ります。

②事業概要 区民が家庭用生ごみ処理機を購入する場合に費用の一部を助成します。

- ・事業開始 平成12年6月
- ・申込要件 区内在住で、区内で継続して使用できること
- ・申込方法 はがき・電子申請サービスで申込を行う
- ・助成額 家庭用生ごみ処理機本体購入価格の3分の1（1,000円未満切り捨て。2万円を限度。）
- ・対象機器 家庭用の生ごみ処理機で、生ごみを加熱により乾燥または微生物により分解させ、減量または堆肥化するもの

③根拠 品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

④実績 単位：台

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乾燥型	180	208	140	204	195

令和7年度予算額 3,226千円

3 フリーマーケット

①事業目的 家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用することにより、資源循環型社会に寄与します。

②事業概要 ○フリーマーケットの実施（区主催）

○地域型フリーマーケットの支援（区民主催）

地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに次の支援を行います。

- ・各種用具（のぼり等）の貸出し
- ・区民への周知（区広報紙・ホームページへの掲載）
- ・区立公園の使用申請の代行

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第3条第3項

フリーマーケット実施団体支援要綱

④実績 ○区主催フリーマーケット

開催日 令和6年10月20日(日) 会場 文庫の森

出店数 25店

○区民主催フリーマーケット

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数
団 体	中止		2	18	5	61	6	62	6	49

令和7年度予算額 908千円

4 粗大ごみからのリユース事業

①事業目的 粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、希望する区民に提供することで、資源の有効利用とごみ減量につなげます。

②事業概要 粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、その情報をインターネット上に掲載、引き取り希望者を募集した後、指定日に品川区資源化センターにて引き渡しを行います。

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第2条第2項第2号ほか

④実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引渡数(点)	なし	なし	1,055	2,933	2,700
推定ごみ削減量(kg)	なし	なし	5,950	16,267	13,919

令和7年度予算額 11,296千円 (歳入予算額 300千円)

八. 事業系廃棄物に係る指導と許可 (事業係)

1 一般廃棄物処理業の許可指導

①事業目的 一般廃棄物の処理(自己処理を除く)は、原則的には区の固有事業であり他の者が業を行う事は禁止されています。この禁止された業を、関係法令等で定める諸条件を満たした者に許可するとともに、業者指導を行い、事業系一般廃棄物を適正に処理することを目的としています。

②事業概要 一般廃棄物処理業は収集運搬業と処分業の2つに区分され、業の許可および指導を行っています。許可更新にあたっては、立入検査を行い、適正に処理されていることを確認します。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査の実績が減少しています。

○許可対象廃棄物

区では事業系一般廃棄物を許可の対象としています。その種類は、普通ごみ（厨芥ごみ、紙ごみ等）、道路・公園ごみ、しさ・ふさ、汚でい、動物死体、医療廃棄物、廃家電とし、種類ごとに許可をしています。

○許可の区分

ア 一般廃棄物収集運搬業

- *収集・運搬（保管・積替えを除く）
- *収集・運搬（保管・積替えを含む）
- *運搬（保管・積替えを含む）
- *運搬（荷卸しに限る）

イ 一般廃棄物処分業

○許可期間 許可日から2年間

- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第60条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第48条
一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱
一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

④実績

・許可業者数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可業者数	291	291	292	291	291

・立入検査件数（指導を含む）

単位：件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導件数	14	12	10	11	15

令和7年度予算額 202千円

2 事業系廃棄物の排出指導

（1）中小規模事業者への適正排出の誘導

- ①事業目的 中小規模事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別や分別方法を周知し、廃棄物の減量と適正排出を図ります。
- ②事業概要 中小規模事業者向けの減量マニュアルを作成・配付し、廃棄物減量と資源分別の促進を図るとともに、事業所向けの有料ごみ処理券の貼付徹底と、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促します。あわせて、排出事業者への直接訪問指導を実施します。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
- ④実績 令和6年度は、132事業所に減量マニュアルを配付しました。
令和7年度予算額 197千円

(2) 医療廃棄物排出指導

- ①事業目的 医療機関から排出される感染性医療系廃棄物の適正な排出方法を指導し、環境の保全と労働安全を図ります。
- ②事業概要 医療廃棄物処理申請の承認期間が2年のため、冊子「医療廃棄物処理マニュアル」を隔年毎に作成し、配付しています。また、随時、区内の病院・診療所等の医療機関に対し、感染性医療系廃棄物の適正な排出方法の指導を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
医療廃棄物取扱要領
- ④実 績 マニュアル配付実績（令和6年度・隔年実施）
病院15件、診療所504件、
歯科診療所353件、動物病院17件 合計889件
令和7年度予算額 0千円（隔年実施 参考：6年度 254千円）

(3) 一般廃棄物処理業者との連携による排出指導

- ①事業目的 区が許可している一般廃棄物処理業者と連携して、廃棄物排出事業者に資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図ります。
- ②事業概要 資源分別と適正排出の啓発リーフレットを作成し、一般廃棄物処理業者と連携して排出事業者へ配付します。また、排出状態の悪い事業者への排出指導も実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
- ④実 績 令和6年度版の啓発リーフレットを作成し、普通ごみの許可を持つ141業者を通じて排出事業者への配付を依頼しました。
令和7年度予算額 148千円

(4) 事業系リサイクルルートの充実

- ①事業目的 資源循環型社会を目指して、中小規模事業者が排出する廃棄物の発生を抑制し、再使用・再利用を推進します。
- ②事業概要 「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携して、中小規模事業者が分別した資源の回収を図ります。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
- ④実 績 単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数	97	78	40	56	43

(5) 宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導

- ①事業目的 宿泊（民泊）事業者に正しい事業系ごみの出し方を指導することで、ルールを守らないごみ出しによる近隣トラブルを防ぎます。
- ②事業概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止による海外からの入国制限などの影響で、新規宿泊事業者への指導件数は減少しています。今後も継続して、令和4年度までに作成した排出指導パンフレットを有効活用するなどして、事業者の排出状況の確認と指導を行っていきます。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 第6条
- ④実績 届出・指導数 単位：件

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出・指導	13	3	1	18	24

3 事業用建築物に係る指導

(1) 大規模建築物保管場所等設置および排出指導

- ①事業目的 事業用の大規模建築物に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者に対し立入検査を行い、一般廃棄物の保管場所の設置状況、再利用の促進等の調査・指導を行います。令和2、3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため立入検査の実績が減少しています。
- ・廃棄物管理責任者講習会の実施
令和6年度の廃棄物管理責任者講習会は、10月25日にオンライン開催を行いました。
 - ・再利用計画書の発送、受理他
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10・20・51条・
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第5～8・31条
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実績 令和6年度の立ち入り件数は94件です。

大規模建築物立ち入り調査件数（延べ床面積3,000㎡以上） 単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	43	22	100	100	94

令和7年度予算額 442千円

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
用途	延床面積 3,000 ～ 10,000 ㎡	延床面積 10,000 ㎡ 以上	合計	延床面積 3,000 ～ 10,000 ㎡	延床面積 10,000 ㎡ 以上	合計	延床面積 3,000 ～ 10,000 ㎡	延床面積 10,000 ㎡ 以上	合計	延床面積 3,000 ～ 10,000 ㎡	延床面積 10,000 ㎡ 以上	合計	延床面積 3,000 ～ 10,000 ㎡	延床面積 10,000 ㎡ 以上	合計
オフィスビル	160	90	250	135	92	227	161	94	255	165	91	256	163	95	258
店舗ビル	6	11	17	7	12	19	7	12	19	15	4	19	7	12	19
ホテル等	8	8	16	8	8	16	8	8	16	9	8	17	9	7	16
病院	6	7	13	7	7	14	7	7	14	7	7	14	8	7	15
駅舎	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11
工場・倉庫・研究所	25	30	55	24	29	53	26	28	54	25	31	56	10	7	17
学校	5	17	22	5	17	22	5	17	22	5	17	22	5	17	22
区立小中学校	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46
その他	41	16	57	28	16	44	45	17	62	43	17	60	45	18	63
合計	299	188	487	262	190	452	307	192	499	317	184	501	295	172	467

(2) 1,000 ㎡以上の事業用建築物の排出指導

- ①事業目的 条例で定められている事業用建築物の指導対象は、3,000 ㎡以上であるため、1,000 ㎡以上の建築物の指導を要綱で定めることで、廃棄物の約4割を占める事業系廃棄物の排出抑制と資源化を推進し、廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 1,000 ㎡以上の事業用建築物の管理者(使用者)を要綱で指導対象とし、再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めます。また、必要に応じて個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査を実施します。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
事業用建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実績 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満用の再利用計画書およびパンフレットを、対象である建築物に発送しました。
その後、再利用計画書の提出があった建築物への訪問指導を実施しました。令和6年度の立ち入り件数は8件です。

令和7年度予算額 150千円

4 浄化槽清掃業の許可指導

- ①事業目的 浄化槽とは水洗トイレの汚水や台所、風呂等の雑排水を下水道以外(河川等)に放流する場合に必要な水処理設備です。関係法令等で定める諸条件を満たした者に清掃を許可するとともに業者指導を行い、浄化

- 槽を適正に維持することを目的としています。
- ②事業概要 許可をした浄化槽清掃業者が、浄化槽の中から汚でい等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行います。
- ・許可の区分 浄化槽清掃業 ・許可期間 期間の定めなし
- ③根 拠 浄化槽法 第 35 条
品川区浄化槽清掃業の許可に関する条例
品川区浄化槽の清掃および保守点検に関する規則

④実 績
許可業者数

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許可業者数	45	45	44	44	44

区内浄化槽数

単位：基

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
浄化槽数	36	20	14	7	5

令和 7 年度予算額 2 千円

九. 計 画 と 普 及 啓 発

1 品川区一般廃棄物処理基本計画（庶務係）

- ①目 的 区市町村は、一般廃棄物の処理責任を負うため、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を定める必要があります。
- ②概 要 基本理念「区民、事業者とともに、持続可能な『循環型都市しながわ』を実現する」
基本方針 1. ごみの発生抑制の推進
2. リサイクルの推進
3. 事業系ごみの削減の推進
4. ごみの適正処理の推進
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条第 1 項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 33 条第 1 項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第 15 条第 1 項
- ④実 績 ・第 1 次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成 12 年 3 月策定）
計画期間は平成 12 年度から 23 年度の 12 年間
（本計画は東京都一般廃棄物処理基本計画を継承することから期間は都の計画期間の終期に合わせた。）

- ・第2次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成20年2月策定）
計画期間は平成19年度から28年度の10年間
- ・第3次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月策定）
計画期間は平成25年度から令和4年度の10年間
- ・第4次品川区一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月策定）
計画期間は令和5年度から令和14年度の10年間

2 品川区一般廃棄物処理実施計画（事業係）

- ①事業目的 品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）を実施するために必要な事業を毎年度ごとに策定し、公表しています。
- ②事業概要 品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）に定める資源・ごみの将来排出量の推計結果に基づき令和5年度の数値目標を定め、記載しています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第33条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第15条第1項

3 品川区分別収集計画（資源循環推進係）

- ①事業目的 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく計画で、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ります。
- ②事業概要 令和4年度に第10期（令和5年度から9年度までの5年間）の分別収集計画を策定しました。
この計画は、3年ごとに見直しを行うこととしており、これまでの実績や社会状況を踏まえ、令和7年度に第11期品川区分別収集計画（令和8年度から12年度までの5年間）を策定します。
- ③根 拠 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第8条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第13条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第4条第1項（1）他
- ④実 績 第9期（令和2年度から6年度までの5年間）
第10期（令和5年度から9年度までの5年間）

4 廃棄物減量等推進審議会（庶務係）

- ①事業目的 区長の附属機関として、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理に関する諮問事項を審議するために設置しています。
- ②事業概要 審議会は、区議会議員、学識経験者および区民のうちから、区長が委嘱する委員20名以内で構成し、任期は2年。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第7条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則第2条の2、第2条の3

④実 績

期 間	諮 問 事 項
第13期 令和7年7月～令和9年6月	未定
第12期 令和5年7月～令和7年6月	品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について
第11期 令和3年7月～令和5年6月	区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体化施策について
第10期 令和元年7月～令和3年6月	持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量や資源化および適正処理のあり方について
第9期 平成29年7月～令和元年6月	快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて
第8期 平成27年7月～平成29年6月	ライフスタイルの多様化と住環境の変化に適合したごみの収集・運搬や資源回収システムの再構築など効果的な清掃事業のあり方について
第7期 平成25年7月～平成27年6月	品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）に掲げた「循環型都市しながわ」の実現に向けて取り組むべき家庭ごみの減量化・資源化の具体策について
第6期 平成23年7月～平成25年3月	資源循環型社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル施策のあり方について
第5期 平成21年11月～平成23年1月	ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について
第4期 平成19年8月～平成21年5月	清掃事業における区民・事業者との協働のあり方について
第3期 平成17年9月～平成19年2月	ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みについて
第2期 平成15年9月～平成17年4月	廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について
第1期 平成13年7月～平成15年2月	一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進および適正な処理を図るための区民・事業者・行政のあり方について

令和7年度予算額 1, 137千円

5 廃棄物減量等推進員（資源循環推進係）

- ①事業目的 廃棄物減量等推進員制度を通して、より一層のごみ減量およびリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 18歳以上の区内在住または在勤者で、ごみ減量およびリサイクル活動に協力できる方を町会・自治会からの推薦および公募により選任。任期は2年とし区長が委嘱します。推進員はごみの減量および適正な処理、リサイ

クルの推進に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行います。

*委嘱人数 441 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

*委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（推進員の主な活動）

- ・ ごみ減量およびリサイクル活動に関する会議・研修等への参加
- ・ ごみの発生抑制と分別徹底の実践
- ・ 地域における廃棄物の排出状況の報告
- ・ 地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談
- ・ 清掃およびリサイクル事業の普及啓発
- ・ 地域の集団回収への協力
- ・ 清掃およびリサイクル事業に関する調査等の報告

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 5 条の 8

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 8 条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第 3 条

④実 績 【令和 6 年度の活動実績】

令和 6 年 6 月：地区連絡会開催（8 回）

令和 6 年 10 月：研修会実施（中央防波堤埋立処分場見学を 2 回）

令和 7 年 1～2 月：地区連絡会開催（8 回）

【過去 3 期の委嘱数】

平成 31 年 4 月：5 1 9 名（第 10 期）

令和 3 年 4 月：5 0 9 名（第 11 期）

令和 5 年 4 月：4 3 2 名（第 12 期）

令和 7 年 4 月：4 4 1 名（第 13 期）

令和 7 年度予算額 2, 6 4 1 千円

6 ごみ・リサイクル出前講座

（1）子ども向け（環境学習）（事業係）

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 スケルトン車両等を使った環境学習（平成 14 年 4 月開始）

区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車のしくみが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、

ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、幼少期から環境に対する意識を啓発します。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 4 条第 4 項

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 3 条第 4 項



④実 績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・保育園(園)	11	16	22	28	37
小学校(校)	1	0	4	2	5
その他	0	0	0	0	1

※令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小実施しています。

(2) 大人向け(資源循環推進係)

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 区内の町会・自治会・PTAその他のグループを対象にした出前講座をテーマにそって実施します。

テーマ(例)・ごみ・資源の分け方・出し方

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第4項

④実 績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	1回	1回	4回	6回	8回
参加者数	100人	150人	182人	187人	153人

※実績には、資料の提供のみをおこなった場合も含む。

令和7年度予算額 151千円(子ども向け・大人向け合算)



7 ごみ・資源追っかけ隊(資源循環推進係)

①事業目的 区民が日ごろ排出しているごみや資源が回収された後どのように処理されているかを区民自らが追いかけて、取材することで、適正排出の促進・リサイクルの理解を深め、ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

②事業概要 区で回収しているごみ・資源の処理工場等(プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・缶・紙類・ごみなど)を見学するバス見学会を実施。(区民参加を年4回程度開催)

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第3条第4項



④実 績（令和6年度）

回	見学先	実施日	参加者数
1	・品川清掃工場 (もやすごみ中間処理工場) ・中央防波堤埋立処分場 (埋め立て処分場)	8月9日 (金)	31名 (14グループ) 大人14名 子供17名
2	・(株)JR 東日本環境アクセス JR 東日本東京資源循環センター (プラスチック中間処理施設) ・エム・エム・プラスチック(株) 富津プラスチック資源化工場 (プラスチック再生業者)	8月19日 (月)	28名 (12グループ) 大人12名 子供16名
3	・品川区資源化センター (資源中間処理工場) ・アルテミラテクノソリューションズ (アルミ再生事業者)	8月21日 (水)	28名 (12グループ) 大人12名 子供16名
4	・品川区資源化センター (資源中間処理工場) ・レンゴー八潮工場 (古紙再生事業者)	3月26日 (水)	29名 (11グループ) 大人13名 子供16名



令和7年度予算額 1, 112千円

8 普及広報

(1) リーフレットの発行（庶務係・資源循環推進係）

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 ○小学生用副読本 令和7年3月配布
令和7年度版から電子データのみ作成

○ごみ・リサイクルカレンダーの発行

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを載せた「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し地域センター・図書館等にて希望者に配布します。(24,500部印刷)。

○「資源・ごみの分け方・出し方」冊子・リーフレット

(日本語・英語・中国語・韓国語)

資源とごみやの分け方や出し方をわかりやすく記載した「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子を、転入手続きの際等に配布しています。

なお、プラスチック製品と容器包装の一括回収を令和6年度に全域実施するため、令和5年度に冊子の改訂と全戸配付を行いました。

令和7年度予算額 4, 445千円



(2)「ごみ・リサイクル通信」発行（資源循環推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 平成24年度より実施。広報紙で伝えられない情報、時節に合わせた情報を「ごみ・リサイクル通信」として年4回（1回あたり13,000部）発行しています。全町会に回覧を依頼しているほか、廃棄物減量等推進員を通じて住民への周知を依頼しています。また地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
- ④実績 令和4年度7月号・10月号・1月号・4月号
令和5年度7月号・10月号・1月号・3月号
令和6年度7月号・10月号・1月号・4月号
令和7年度予算額 1,199千円



(3) 啓発展示（資源循環推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 各種イベントでゴミ減量やリサイクル推進の啓発展示をします。また、スケルトン車両を使用してゴミ積み込み体験を行います。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
- ④実績 ・令和6年10月14日 しながわ夢さん橋 2024
・令和6年10月20日 エコルフエス - 2024 AUTUMN -
・令和6年11月15日 目黒川みんなのイルミネーション2024



令和7年度予算額 50千円

(4) ポスター展示（資源循環推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 区立小学校を通じて「清掃・リサイクル」をテーマとしたポスターを募集・展示する。
- ③実績 小学生ポスター展（品川区民ギャラリー）
令和6年9月25日（水）～9月30日（月）
・応募作品 28校 147点
・優秀賞 12点
(優秀賞はPRシールを作成し、清掃車に各1カ月間貼付)
- 令和7年度予算額 679千円



(5) リユース（再利用・再生）促進事業（資源循環推進係）

- ①事業目的 区内にある家具や家電製品の修理・修繕が可能な店等を紹介することで、ごみの排出段階での抑制を図ります。
- ②事業概要 平成24年度より実施し、家具や家電製品等の修理が可能な店舗を紹介します。（令和3年度からホームページ掲載のみ）。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項



④実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
掲載店舗数	28	28	26	21	23

令和7年度予算額 79千円

(6) 不用品交換情報紙「くるくる」発行（資源循環推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 毎月、1日に不用品交換情報紙「くるくる」を発行
- 発行部数 1,800部（毎月1日発行）
 - 配布場所 地域センター、図書館、文化センター等区施設、品川・大崎・荏原各郵便局
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
品川区リサイクル情報紙発行要領



④実績

不用品交換情報紙「くるくる」の掲載実績

（各年度末現在） 単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ゆずります	129	137	135	132	96
ゆずってください	6	5	9	7	11

令和7年度予算額 77千円

(7) ごみ分別アプリの導入（庶務係）

- ①事業目的 幅広い世代の区民の方に収集日や分別方法を簡単に確認できるようにすることで、適正排出の理解を深め、ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 地区毎のごみ収集カレンダー表示
ごみ出し日のお知らせ通知設定
可燃ごみ・不燃ごみ・資源の出し方・分け方の確認
ごみ分別検索機能
台風や降雪時等の収集有無の通知

- ④根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項

令和7年度予算額 1,716千円※1

- ※1 予算額は、186頁 6 粗大ごみの収集運搬 （1）粗大ごみ受付および収集・DX推進による効率化に含まれる。

(8) 分別・リサイクル啓発動画（庶務係）

①事業目的 環境学習の対象である小学校4年生を主なターゲットに据え、家庭でも親子で視聴できる動画作成をすることで、在宅で育児をしている方や仕事等により会場での講座に参加できない層に対しても分別やリサイクルの啓発を行います。

②事業概要 品川区清掃事務所のキャラクターである「するぞうくん」を起用した、親しみやすい啓発動画を作成し、品川区公式YouTubeチャンネル「しながわネットTV」で公開する。
小学生向けの副読本と連携し、小学校の授業で視聴をする。

令和7年度予算額 6 4 5 千円



事務事業概要【令和7年度版】

品川区都市環境部

令和7年5月発行

住 所 東京都品川区広町2-1-36

電 話 03(3777)1111(代)